令和7年度

第 1 回 山口地方最低賃金審議会輸送用機械器具製造業 最低賃金専門部会

令和7年8月29日(金)10時00分から 山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

議 題

- 1 部会長、部会長代理の選任
- 2 特定最低賃金について
- 3 改正決定の必要性の審議について
- 4 その他

- 1 令和7年度 山口県特定最低賃金専門部会委員名簿
- 2 山口県の最低賃金の改正決定について(答申)写し
- 3 地方最低賃金審議会委員説明資料〈地域別最低賃金編〉
- 4 地方最低賃金審議会委員説明資料〈特定最低賃金編〉
- 5 目安答申後の地方最低賃金審議会における流れ
- 6 特定(産業別)最低賃金の決定について
- 7 申出書(特定最低賃金改正(輸送))
- 8 特定最低賃金の改正決定について(諮問)(写)
- 9 経済関係資料
 - (1) 山口県金融経済情勢(2025年8月)【日本銀行下関支店】
 - (2) 山口県企業短期経済観測調査(2025年6月)結果の概要【日本銀行下関支店】
 - (3) 日本銀行下関支店の景気表現【日本銀行下関支店】
 - (4) 法人企業景気予測調査結果(令和7年4~6月期調査)

【財務省中国財務局山口財務事務所】

- (5)山口県内の経済情勢(令和7年7月29日)【財務省中国財務局山口財務事務所】 10 令和7年春季賃上げ要求・妥結状況
 - (1) 令和7年春季賃上げ要求・妥結状況について(最終集計結果令和7年6月末 現在)【山口県産業労働部労働政策課】
 - (2) 2025春季生活闘争 賃金改善回答集計<最終>【連合山口】
- 11 特定最低賃金時間額とそのアップ率の推移(輸送)
- 12 最低賃金基礎調査結果(輸送)
- 13 都道府県別「輸送」の特定最低賃金
- 14 山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会運営規程
- ※この資料は次回以降もご持参ください。

令和7年度山口県特定最低賃金専門部会委員名簿

50音順·敬称略

山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金専門部会

	公	益代表委員			労働者代表委員	使用者代表委員				
氏名		現職	氏名		現職	B	名	現職		
今﨑 光	七智	弁護士	西村	徳浩	日本基幹産業労働組合連合会 山口県本部 副委員長 神戸製鋼所労働組合 長府支部 執行委員長	荒瀬 慎太郎		山口県経営者協会 理事事務局長		
藏田 典		公立大学法人山口県立大学 国際文化学部講師	藤田	英二	日本基幹産業労働組合連合会 山口県本部 事務局長 日本製鉄山口労働組合 副組合長	大澤	真司	東洋鋼鈑株式会社 下松事業所 人事部 人事グループリーダー		
小林 友		国立大学法人山口大学 経済学部 准教授	横山		日本労働組合総連合会 山口県連合会 副事務局長 三菱重エグループ労働組合連合会 下関地区本部 特別役員	片山	雄佑	日本製鉄(株)山口製鉄所 総務部労政人事室長		

山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

Ź	公益代表委員		労働者代表委員	使用者代表委員				
氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職			
今﨑 光智	弁護士	篠澤 勇介	グローバルウェーハズ·ジャパン 労働組合 執行委員	坂本 竜生	山口県中小企業団体中央会 専務理事			
神保 和之	元山口朝日放送株式会社 常勤監査役	松岡 伸一	NJコンポーネント労働組合 執行委員長		NGKエレクトロデバイス(株) 業務統括部総務部長			
難波 利光	周南公立大学 人間健康科学部教授	横山崇	日本労働組合総連合会 山口県連合会 副事務局長 三菱重エグルーブ労働組合連合会 下関地区本部 特別役員	三隅 和則	株式会社ティーユーエレクトロニクス 取締役総務部長			

山口県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

2	公益代表委員		労働者代表委員	使用者代表委員					
氏名	氏名 現職		現職	氏名	現職				
今﨑 光智	弁護士	井上 薫	三菱重工グループ労連下関地区本部 副執行委員長兼書記長	嶋本 健児	下関商工会議所専務理事(兼) 山口県商工会議所連合会専務理事				
藏田 典子	公立大学法人山口県立大学 国際文化学部講師	大塚 修志	マツダ労働組合 山口県本部 第6組織部長	杉山 克彦	ダイキョーニシカワ株式会社 製造統括部 防府管理課・課長				
難波 利光	周南公立大学 人間健康科学 部教授	港 圭介	連合山口副事務局長 連合山口県央地域協議会 事務局長	前原 崇志	株式会社新笠戸ドック 総務勤労グループリーダー				

山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金専門部会

山口ボロ真石、沁口へ ハーマーノ)取以真正寺门即公											
公	·益代表委員		労働者代表委員	使用者代表委員							
氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職						
小林 友則	国立大学法人山口大学 経済学部 准教授	大原 敬典	UAゼンセン山口県支部 常任	勝本 忍	株式会社イズミ ゆめタウン山口店 支配人						
神保 和之	元山口朝日放送株式会社 常勤監査役	倉重 里加	日本労働組合総連合会山口県連合会 副事務局長	藏藤 共存	山口県商工会連合会 専務理事						
難波 利光	周南公立大学 人間健康科学部 教授	下川 桂	大丸松坂屋百貨店労働組合 下関支部 支部執行委員長	下村 智	株式会社大丸松坂屋百貨店 大丸下関店						

山口労働局長 鈴木 輝美 殿

> 山口地方最低賃金審議会 **意表 作 以** 会長 小林 友配 **宣** 地

山口県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年7月14日付け山口労発基0714第8号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねたが、労使の意見がまとまらず結論を見出せなかった。このため、公益委員見解を示し、採決を行った結果、賛成多数により別紙1のとおりとするとの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、令和6年10月1日改正発効の山口県最低賃金(時間額979円)は令和5年度の山口県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会の要望事項及び山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の審議状況を明らかにするため、別紙3の「山口県最低賃金の改正決定に関する報告書」を添付する。

山口県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 適用する地域
 山口県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額1時間1,043円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和7年10月16日

山口県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

(1)件 名 山口県最低賃金

(2) 最低賃金額 時間額 979 円

(3) 発 効 日 令和6年10月1日

2 生活保護水準

(1)比較対象者18~19歳・単身世帯者

(2) 対象年度 令和5年度

(3) 生活保護水準

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(92,171円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

979 円 (山口県最低賃金) ×173.8 (1か月平均法定労働時間数) ×0.807 (可処分所得の総所得に対する比率) =137,311 円

令和7年8月19日

山口地方最低賃金審議会 会長 小林 友則 殿

> 山口地方最低賃金審議会 山口県最低賃金専門部会 部会長 難波 利光

山口県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月14日、山口地方最低賃金審議会において付託された山口県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

審議における、労使代表委員の主な意見は次のとおり。

【労働者代表委員の主な意見】

「労働者の生計費」については、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準である連合リビングウェイジでは、山口県は生活に必要な時間額は1,130円であり、段階的に早期引き上げが必要。

山口市の本年5月の消費者物価指数(総合)については、前年同月と比べると上昇となっているが、とりわけ食料品の物価上昇が6.4%となっているとともに、エンゲル係数の推移についても近年上昇傾向にある。さらに、令和7年1月からの実質賃金が4か月連続でマイナスとなっており、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追い付いていない状態が継続されており、さらに、今後も物価上昇が続くことも予想される。

「賃金」について、山口県においても今年の春闘が昨年に引き続き5%を超えたことに加え、中小企業の賃金改定も昨年と同様の上昇傾向となっており、その結果を広く、確実に波及させる必要がある。

「通常の事業の賃金支払能力」については、法人企業統計によると全国中小企業の経常利益は25.4 兆円と過去最高を更新しており2010年度の2.4 倍、2020年度の2.2 倍となっており、利益を拡大させている。加えて、山口県の求人募集賃金の平均は、民間サイトで1,097円であり、現在働いているパートタイムの方の時給の平均が毎勤統計で1,213円となっており、この金額を見ても支払能力は担保されていると認識している。

最低賃金近傍で働く労働者の生活はさらに苦しくなっていくことが予想され、中央の公 益委員見解同様、山口県においても労働者の生計費を重視することが重要である。

これまで結審した他県の状況に鑑みると、多くの県が3要素+地域間格差を意識した目

安額以上の引上げが行われており、更なる地域間の格差が拡大している。来年以降も引き 続き地域間額差の縮小に向けた検討が必要。

【使用者代表委員の主な意見】

山口県の最低賃金の3要素、特に、山口県の中小・小規模事業所データに基づいて決定 すべき。

「労働者の生計費」については、山口市消費者物価指数「持家の帰属家賃を除く総合」の前年同月比は、直近の令和7年6月は3.2%と昨年同期より低く、「食料」に係る山口市の数値は、昨年同月比より+6.6%となっているものの、ウェイトは消費支出全体の25%しかなく、生計費全体の状況を表したものではない。

「賃金」の状況は、山口県の春闘結果は、労働組合が組織されている企業のデータであることに留意が必要。

「毎月勤労統計調査」では、5月期の事業所規模5人以上の事業者の「決まって支給する給与」の対前年同月比は+4.0%、実質賃金は+0.3%となっている。

「通常の事業の賃金支払能力」については、山口財務事務所「法人景気予測調査(4~6月期)」では、令和7年度の経常利益見込みは中小企業全体で▲22.9%と見込んでおり、日銀下関支店の6月短観でも減益の見込み。

中央会が毎月実施している景況調査では、「収益状況」の DI 値は、▲26.2 とマイナスが続いている。原材料費の高騰や人手不足による人件費・外注費の増加等により、収益面では厳しい状況が続いている。中央会が7月に実施した調査では、原材料費、人件費の増加分を販売・受注価格に転嫁できたとする事業所は5割程度であり、価格転嫁が十分にできていない。

使用者側としては、物価高騰への対応を重視するとともに、現状における中小企業の支払い能力も重視すべきと考えている。

今年の最低賃金としては、消費者物価=生計費の上昇と賃金の上昇を踏まえると、一定程度の引上げは必要であるが、中小企業・小規模事業者の支払い能力としては、収益の悪化により大変厳しいことから、大幅な引き上げは困難。

法に基づいた3要素に関する議論とは抜きに、地域間格差の観点については、法に基づく審議というものが少し横に置かれていると考えざるを得ない。また政府の方針として2020年代に1,500円や、目安を上回った場合には補助金等の重点支援を行うという考えを示されることに対しては、地方審議会における法に基づいた適切な審議を妨げるものではないかと考える。

以上のとおり、労使の意見の隔たりは大きく、公労使それぞれの立場を尊重した審議に 努めたが、意見がまとまらず結論を見いだせなかった。このため、【公益委員見解】を別紙 2のとおり示し、採決を行った結果、今回の結論に至ったものである。

審議経過の詳細については、別紙3のとおりである。

また、発効日について専門部会において検討したが、労働者代表委員から「労働者に対して1日でも早い反映をと考えている。」との意見が出た一方、使用者代表委員からは、

「中小・小規模事業者には影響が極めて大きく、発効日を少しでも遅らせることにより、経営者の引上げに伴う準備期間を設け、106万円の壁の就業調整に伴う人手不足の回避という意味で、1月1日を発効日とする考え方ができないものか。」等議論がなされたが、この点については、来年度の継続検討課題となった。

なお、別紙4のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の答申「平成20年度 地域別最低賃金額改定の目安について」の考え方に基づき最新のデータにより比較したと ころ、令和6年10月1日発効の山口県最低賃金(時間額979円)は山口県の生活保護水 準を上回っていたことを申し添える。

公労使代表委員共通の政府への要望は、次のとおり。

政府においては、中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるために取り組む政策対応として、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において示された、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を着実に実行するよう要望する。

また、山口県においては、企業を取り巻く環境が厳しい状況にあり、生産性向上の支援が不可欠である。各種の助成金支給も含め、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が活用できるよう、支給要件の緩和や助成額の加算等の制度充実を行った上で、県内の企業・事業者に対し十分な周知を行うことを要望する。そして、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望するとともに、さらなる周知徹底を要望する。

さらに、山口県の中小企業・小規模事業者については、価格転嫁が十分に進んでいない 現状に鑑み、労務費・原材料費等のコスト上昇分の適切な価格転嫁を一層促進するため、 下請法改正法(中小受託取引適正化法)の施行に向けて、十分な周知に加え、公正取引委 員会、中小企業庁及び業所管省庁が連携体制を早期に構築し、執行体制の抜本強化を図る よう要望する。

加えて、パートナーシップ構築宣言について、各企業や団体に宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。

また、価格転嫁については、官公需における対策等を徹底するとともに、企業間取引の みならず消費者に対しても転嫁に理解を求めていくよう要望する。

いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進及 び制度改善を図るとともに、賃上げや社会保障費の増加に伴い、特に中小企業・小規模事 業者の負担が増大しており、これらを軽減するための社会保障制度並びに税制度の改正も 含めさらなる解決のための抜本的施策の検討を要望する。 また、社会保障費の国民負担率の増加は、労働者が受け取る実質的な所得低下の一因となっており、この点についても改善のための抜本的施策の検討を要望する。

本件審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

部 会 長難 波 利 光部会長代理今 崎 光 智神 保 和 之

(労働者代表委員)

大塚修志大原敬典横山崇

(使用者代表委員)

藏藤共存坂本竜生宮本道浩

(五十音順)

山口県最低賃金

1 適用する地域

山口県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,043円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年10月16日

令和7年度山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会公益委員見解

山口県最低賃金は、時間額 1,043 円、引上げ額 64 円、引上げ率 6.5%とする。 発効日は、令和 7年 10 月 16 日とする。

山口県最低賃金専門部会は、今年度の改正審議に当たって、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素(「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」)のデータに基づき、中央最低賃金審議会で示された目安を十分に参酌しつつ、山口県の経済・雇用の実態を十分に目配りし、改正額が合理的で納得感があるものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、次のとおり、上記のほか地域間格差及び発効日についても検討を行った。

1 中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解

今年度の中央最低賃金審議会の目安審議に当たっては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮し審議が行われた。

労働者の生計費については、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は、昨年 10 月から今年6月までで平均 3.9%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までの9か月平均が、4.2%から6.7%の高い水準となっているとされた。

賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と33年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額(時給・加重平均)についても5%台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率は2.5%で、昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっているとされた。

通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にあるとされたが、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあるとともに、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性があるとされ、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業(使用者)に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があるとされた。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから 労働者の生計費を重視することに加えて、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用 労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定すると おり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その 労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資すること等にも留意すると、 今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては全国加重平均 6.0% (63 円) を基準として検討することが適当であるとされた。

各ランクの目安額については、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であり、Aランク 63 円 (5.6%)、Bランク 63 円 (6.3%)、Cランク 64 円 (6.7%) とすることが適当とされた。

地方最低賃金審議会への期待として、審議に際し、①目安を十分参酌し、地域データを 見極めた上での自主性発揮、②今年度の目安額が、最低賃金が消費者物価を一定程度上回 る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を 引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることへの配意、③引上げ額と ともに発効日についての十分な議論、等を要望するとされている。

2 山口県最低賃金専門部会公益委員見解判断理由

本専門部会においては、中央最低賃金審議会から示された目安、労働者代表委員・使用 者代表委員の意見及び以下の理由を十分に参酌して総合的に勘案した結果、今回の改定 金額を提示することとした。

労働者の生計費については、本年は、最低賃金に近い賃金水準の労働者に影響を及ぼす消費者物価指数「食料」「光熱・水道」など生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を勘案する必要があるところ、山口市消費者物価指数「持家の帰属家賃を除く総合」が令和7年1月から令和7年6月までの平均が4.1%(昨年同時期2.9%)、「食料」においては、同時期平均が6.9%(昨年同時期5.3%)、であり、「光熱・水道」においては同時期平均6.7%(昨年同時期マイナス4.3%)と、昨年よりさらに上昇し高水準となっている。

また、山口県「毎月勤労統計地方調査結果」(事業所規模5人以上)では、決まって支給する給与の実質賃金指数の前年同月比が、令和4年から6年までマイナスとなり、令和7年1月から4月まではマイナスが続いている。

さらに、上記消費者物価指数について、総務省の「消費者物価地域差指数」(令和7年6月27日:2024年結果:全国の物価水準を100とした場合の各地域の物価水準を指数値で示したもの)によると、10大費目別消費者物価地域差指数のうち、高い順で、全国のうち山口県は「総合」で13位、「家賃を除く総合」で10位、「食料」で10位、「光熱・水道」で7位、都道府県庁所在地及び政令指定都市(全52カ所)順位で、山口市は「総合」で13位、「家賃を除く総合」で8位、「食料」で3位と相対的に指数が高い中、令和6年度の最低賃金の順位は全国29位となっている。

これらのことから、山口県において最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっている者もいると考えられる状況も踏まえ、本年1月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、統計資料にもある主要な生活必需

品である、「食料」「光熱・水道」の消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

賃金については、山口県が調査した「令和7年春季賃上げ要求・妥結状況(最終集計結果)」によると、賃上げ率は全国平均よりも高く、県内全体で5.19%と昨年度に引き続き5%台の高水準となっている。

連合山口の 2025 春季生活闘争賃金改善回答集計をみると、山口県内の賃金上昇率は 5.08%であり、昨年に引き続き高水準となっている。

また、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は(B ランク)2.9%であり、昨年(2.4%)を上回る高水準である。継続労働者に限定した第4表③では(B ランク)3.4%となっており、これも昨年の結果(2.9%)を上回った。

これら高水準での賃金上昇傾向は十分に考慮する必要がある。

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されるところ、本専門部会においては、経済情勢に係る各種統計資料のほか、県内の中小企業・小規模事業者の現況把握に努めた。

日本銀行下関支店の「山口県金融経済情勢」によると、令和7年8月の概況は「輸出は前年を下回った。」「住宅投資は弱めの動き」となる一方、「個人消費は着実に持ち直し」「設備投資は増加」「生産は持ち直しの動き」「雇用者所得は改善」とされ、「県内景気は、緩やかに回復している。」となっている。

同じく、日本銀行下関支店の「企業短期経済観測調査結果=山口県=」(令和7年7月1日)によると、業況判断 DI は、全産業で令和6年12月が20(全国平均15)、令和7年3月は「最近」18(全国平均15)、6月が「最近」15(全国平均15)と、全国平均を上回っている若しくは並んでいる。

財務省中国財務局「法人企業景気予測調査結果(令和7年6月)」によると、令和7年度の経常利益は全体で前年度比マイナス1.2%の減益見込みとなっているものの、令和7年度の売上高は前年度比4.5%の増収見込みとなっており、また、設備投資計画についても前年度比4.1%の増加見込みとなっている。

山口県の企業倒産件数 (東京商工リサーチ TSR 情報) については、令和6年は70件 (前年72件)、負債総額は88億7千万円 (前年130億7千5百万円)で、前年より件数で2.8%、負債総額で32.2%減少している。また、令和7年についても、1月から6月までの上半期において、倒産件数は30件 (前年同期40件)、負債総額は35億4千4百万円 (前年同期40億7千万円)で、件数で25%、負債総額で12.9%減少している。

厚生労働省職業安定統計によると、令和7年6月の山口県内のパートタイム労働者の 1 求人あたりの募集金額下限額は平均1,123円と1,100円を超える水準で推移している。

一方で、価格転嫁については、目安に関する公益委員見解において、「価格転嫁の状況は改善はしているが二極分離の状況」とあるが、山口県中小企業団体中央会が会員組合傘下の中小企業に対し令和7年7月1日調査時点で行った「価格転嫁及び賃上げに関する調査結果について」では、原材料費、人件費(賃金等)を転嫁した企業は46%と令和6年度調査より減少し、価格転嫁ができたとする事業所においても、8割以上の事業者が転嫁割合は50%未満となっている。また、価格転嫁ができたとする事業所にあっても「人件費引上げ分」は、転嫁割合が10%未満とする事業者が6割以上あり、特に価格転嫁が進んでいない。

以上のとおり、県内の景気は緩やかな回復傾向にあると考えられるが、県内中小企業・小規模事業者の経常利益や価格転嫁等の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には 一定の限界があると考えられる。

地域間格差については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であるとされているところ、平成 20 年度に東京都の最低賃金との差が 98 円であったのが、令和5年度には 185 円まで拡大し、令和6年に 184 円と1 円縮まったものの、最低賃金面での格差問題は解消されていない状況にある。逆に、ここ数年でCランク県との差が急激に縮まっており、平成 30 年度に最低賃金が最下位であった県との差が 41 円であったのが、令和6年度では 28 円差となっている状況である。

山口県においては、若者の都市部への流出もあり人口減少が続き、総務省統計局の人口推計(令和6年10月1日現在)でも、令和5年と比較した令和6年の増減率がマイナス1.26%と、全国で10番目に高い減少率(令和7年7月前後の推計人口と、令和2年の法定人口を比較した増減率は、マイナス5.72%で全国で8番目に高い減少率)となっている中、最低賃金層で働く若年者等の労働環境の改善は喫緊の課題となっている。

なお、地域間格差の解消については、県内の各団体からも、審議会に対し意見が寄せられているところである。

3 発効日

発効日については、専門部会において議論され、労働者代表委員から、「労働者の賃金にできるだけ早く反映させ、以て労働者の生計費の一部とすべきであり、これまでどおり答申日より最短で発効させるべき。」との意見が出された一方で、使用者代表委員からは「引上げ率が高く、企業には準備期間が必要であることや最低賃金が上がることによる年末の就業調整等を考慮すべきであり、最短での発効は見直し、適切な時期での指定日発効とすべき。」との意見が出され、意見の一致を見なかった。公益代表委員としては、この点につき、本年度既に答申のあった他地域の本年度発効予定日の多くと同様、これまでどおりの最短発効日とするが、来年度以降、山口地方最低賃金審議会の場で継続課題として議論を行うこととしたい。

以上

地域別最低賃金額改正に関する専門部会の経過報告

●はじめに

令和7年度の地域別最低賃金額改正については、本年6月13日付けで閣議決定された「新しい 資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2025」に 配意した審議を行った。

5回の専門部会の中で、労働者側、使用者側から、最低賃金近傍の労働者や厳しい経営環境の中にある中小企業・小規模事業者の状況等を踏まえた改正額について真摯な議論がされるなど、審議を尽くしたところである。

第1回専門部会においては、生活保護費と最低賃金の比較について、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき比較したところ、令和6年10月1日発効の山口県最低賃金・時間額979円は、山口県の生活保護費を下回っていなかったことが確認された。

●労働者側主張

第2回専門部会では、

- 1 連合は「誰もが時給 1,000 円」を目標に地域別最低賃金の引き上げに尽力し、2024 年度 の改定で 16 都道府県が 1,000 円に到達した。山口県においては未だ到達していないが、今 年度、その達成が射程に入ったと認識する。加えて、一昨年より「中期的に一般労働者の賃 金中央値の 6 割」という相対的貧困の物差しによる目標設定を確立しており、これを念頭に 今年も、そして来年以降も継続的な水準引上げを実現する必要がある。
- 2 連合リビングウェイジについては、連合本部が4年に一度作成する指標であるが、昨今の 急激な物価上昇を反映するため、毎年簡易改定された金額であり、より実態にそったものと なっている。山口県はBランクで、生活に必要な時間額は1,130円と示されており、昨年 1,050円に対し、80円引きあがっている。
- 3 現在の山口県の最低賃金が979円であり、時間額で151円足りないこととなり、これを月の給与に換算すると約2万5千円足りないこととなる。更には、自動車を保有する場合は時

間額1,440円と示されており、山口県は自動車保有数が約107万台で、県民1.2人に1台となっており未成年やお年寄りを除くと、大半の方々が自動車を保有している現状に鑑みると、更なる時間額引上げが必要となることも認識いただける。

- 4 消費者物価指数については、5月現在、総合で112.5、前年同月と比べると3.6%の上昇となっており、生鮮食品を除く総合については112.2、前年同月比3.8%の上昇となっている。
- 5 目安では 63 円が示されたが、まずはリビングウェイジで示された時間額 1,130 円を早期 に到達しなくてはいけない。加えて、目安で示された 63 円は影響率が 31.6% となっており、 近年では、過去最高の影響率となる。
- 6 最低賃金1,500円の早期実現についてですが、急激な金額の引き上げは、県内の中小企業、 零細企業に与える影響が大きく、労働者委員としても、段階的に引き上げていくことが、現 実的であると認識している。早期に時間額1,130円の実現を目指すためにも、今年度の目安 を尊重することに加え、更なる地域間格差の縮小に努めるためにも、目安以上の引き上げを 求めて参りたい。
- 7 本日の提示額としては、目安 63 円 + 42 円の 105 円の引上げ額を提示する。これは政府が 掲げる 1,500 円に 5 年間かけて近づけてまいりたい思いからの表明。影響率も含めた高い数 字であるが、歩み寄ったところであり、次回以降議論したい。 との主張がされました。

第3回専門部会では、

1 前回の専門部会で引き上げ額 105 円を提示したが、その後歩み寄りとしてリビングウェイジ 1,130 円の早期到達として 2 年がかりで 151 円の引き上げをしていきたいとして、今年度はこの 151 円を 2 年間で割り、75.5 円、76 円の引き上げが必要と考えて、目安 63 円+13 円の 76 円 1,054 円の提示とさせていただいた。

この根拠として3要素に照らし合わせて説明させていただくと、まず労働者の賃金について今年の春闘が過去最高の昨年をも上回る結果となったことに加え、中小企業の賃金改定も昨年と同様の上昇傾向となっており、その結果を広く、確実に波及させる必要がある。また、実質賃金が4か月連続でマイナスとなっており、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追い付いていない状態が継続されており、今後も物価上昇が続くことも予想され、昨年以上の賃金引き上げが必要と考えている。

次に労働者の生計費について、消費者物価指数が昨年と比較して3.3%の上昇となって

おり、とりわけ食料品の物価上昇が平均 6.4%となっている。またエンゲル係数の推移についても近年上昇傾向であることに加え、日銀の経済物価上昇の展望では 2026 年度も消費者物価が 2%程度の上昇率を予測しており、価格転嫁がさらに進む現状に鑑みまして、最低賃金近傍で働く労働者の生活はさらに苦しくなっていくことが予想される。

次に通常の事業の支払能力について、通常の事業の支払能力とは、個々の企業の支払能力ではないと認識している。法人企業統計によると全国中小企業の経常利益は25.4兆円と過去最高を更新しており2010年度の2.4倍、2020年度の2.2倍となっており、物価高やこれまでの最低賃金引き上げを経てもなお、中小企業も利益も拡大させている。加えて、配付資料にあるように山口県の求人募集賃金の平均が民間サイトで1,097円、ハローワークと民間サイトでも1,090円となっている。加えて現在働いているパートタイムの方の時給の平均が1,213円となっており、この金額を見ても支払能力は担保されていると認識している。

以上のことに加え、中央の公益委員見解において、「昨年度に引き続き消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した」、とあるように山口県においても労働者の生計費を重視することが重要であると考えている。

2 労側として歩み寄りを何度か行ったところであるが、また 12 日に深い議論を行いたい。 金額提示としては目安 63 円+5 円の 68 円を提示したい。

との主張がなされました。

第4回専門部会では、

1 労働者側としては前回、目安 63 円+5 円の 68 円を提示し、本日も3 要素に基づき議論 を行ってきたが進展には至らなかった。

なお、発効日については当初から一貫して主張しているが、労働者に対して1日でも早い 反映をと考えている。他県では指定発効日を利用しているところもあると聞いている。発効 日については今すぐの議論にはならないと感じている。来年以降、発効日を遅らせることに よって労働者の賃金がどうなるのかということについてしっかり議論しながら、来年以降の 検討課題にしていきたいと考えている。

との主張がなされました。

第5回専門部会では、

1 労働者側としては、5回にわたる専門部会において、リビングウェッジ 1,130 円の早期達成に向け、様々主張を行った。また、山口県春闘結果や近隣県への人材流出、更には地域間額差の縮小にもこだわり、目安以上の引上げを求めたところである。

そのような中、公益委員見解として目安額+1 円の 64 円が示されたところであり、労働者側としては、引上げ額 68 円にこだわりたいところではあるが、64 円は目安額以上の金額であるとともに過去最高の引上げ額となり、一定の理解を示したいと考える。

しかしながら、現時点で結審した他県の状況に鑑みると、多くの県が3要素+地域間格差を意識した目安額以上の引上げが行われており、更なる地域間の格差が拡大していることをご理解いただき、来年以降も引き続き地域間額差の縮小に向け主張していきたいので、引き続きのご理解をお願いする。

との主張がなされました。

●使用者側主張

第2回専門部会では、

- 1 地域別最低賃金は、最低賃金法第9条に基づく3要素(「労働者の賃金」、「労働者の生計費」、「通常の事業の賃金支払能力」)について、山口県のデータに基づいて決定されるべきものであり、丁寧に議論を重ねていかなければならない。山口県のデータとは、中小企業・小規模事業者の現状を重視すべきと考えており、資料「山口県における中小企業の現状」の「中小企業の割合等」と整理している。本県の事業所数の9割以上、従事者数の8割以上が中小・小規模事業所及びその従事者であり、最低賃金引き上げの影響は、中小・小規模事業所への影響が大きいことから、大企業を含む全体より、可能な限り中小企業に係るデータを重視すべきと考える。中小・小規模事業所の労働組合の組織率は低く、特に中小・小規模事業者にあってはほとんど組織されていないことから、中小・小規模事業者全体の状況を表していないことに留意する必要がある。
- 2 3要素のうち、まず、「労働者の生計費」については、山口市消費者物価指数によると、「持家の帰属家賃を除く総合」の前年同月比は、直近の令和6年6月は3.2%と、昨年同期の3.4%より低い。一方、昨年10月から今年6月までの平均は、3.87%であり、昨年同期の2.8%より高い。「食料」に係る山口市の数値は、昨年同月比より+6.6%となっている。ただし、食料のウェイトは消費支出全体の25%しかなく、また、その大幅な増加理由は、穀類(コメ)の上昇と思われ、生計費(消費支出)全体の状況を表したものではないと考える。
- 3 次に「賃金」の状況は、県の春季賃上げ要求・妥結状況によると、7年度の賃上げ率は、300人未満の中小企業は4.64%と昨年(3.94%)より高い。また、連合山口の春季闘争賃金改善回答集計では、300人未満が4.79%と昨年(4.54%)より高い。なお、これらはいずれも、労働組合が組織されているごく一部の中小企業のデータであることに留意が必要。

県が公表している「毎月勤労統計調査」では、5月期の事業所規模5人以上の事業者の「決まって支給する給与」の対前年同月比は+4.0%、実質賃金は+0.3%となっている。中央会が7月に実施した「労働事情実態調査」によれば、今年の1月から6月の間に「賃金を引き上げた」事業所は昨年度とほぼ同じ57%、平均昇給率は昨年(3.31%)より高い4.04%となっている。

4 次に「通常の事業の賃金支払能力」について、山口財務事務所の「法人景気予測調査(4~6月期)」では、7年度の経常利益見込みは中小企業全体で▲22.9%と見込んでおり、日銀下関支店の6月短観では、経常利益の25年度計画は、対前年度▲16.9%と、いずれも減益の見込み。中央会が毎月実施している景況調査では、「収益状況」のDI値は、▲26.2とマイナスが続いている。原材料費の高騰や人手不足による人件費・外注費の増加等により、収益面では厳しい状況が続いている。

収益が悪化している主な原因として、中小企業においては、価格転嫁が十分にできていない ことがある。

中央会が7月に実施した調査では、原材料費、人件費の増加分を販売・受注価格に転嫁できたとする事業所は5割程度であり、転嫁できた割合も5割未満となっている。特に、「人件費の引上げ分」や「利益確保分の転嫁」は10%未満とする事業社が6割以上あるなど、ほとんど価格転嫁できていない。

5 今年の最低賃金としては、消費者物価=生計費の上昇と賃金の上昇を踏まえると、一定程度の引上げは必要であるが、中小企業・小規模事業者の支払い能力としては、収益の悪化により大変厳しいことから、大幅な引き上げは困難。具体的には、消費者物価が、昨年10月以降3.87%上昇し、中小企業の賃金は、平均では4%程度上昇という各種データを踏まえると、消費者物価の上昇を若干上回る4%程度が最低賃金引上げの妥当な水準ではないかと考える。

中賃が参考値として示した目安額+63円引き上げた場合は、1,042円、+6.4%となるが、この数値は、本県の3要素の状況からみてあまりに高く、賃金支払い原資である収益の確保が困難な本県中小企業にとって、許容できない数値と考えられるが、3要素の認識等を議論していく中で、参考にすべきとされた目安額との乖離については、議論していくものと考える。

6 使用者側としては、物価高騰への対応を重視するとともに、現状における中小企業の支払い 能力も重視すべきと考えている。

国等における賃上げ支援は必要であり、期待するものであるが、支援を拡大することを前提 として引き上げるという考え方は、法の趣旨にそぐわないのではないか。

7 金額提示について、3 要素にもとづき、消費者物価指数、妥結状況、毎勤統計、その他企業

予測調査等を踏まえれば、厳しい状況にあり、4%の引上げ+39円の1,018円を提示とするが、その後労働者側からの歩み寄りの話もあるので、今日事務局へ依頼した追加資料を踏まえて今後の議論をしていきたい。

との主張がされました。

第3回専門部会では、

1 当初4%程度の引上げということで、39円引上げ、1,018円の数字を示したところであるが、その後労働者側からの真摯なご検討を受け、私どもとしても検討し、骨太の方針で「物価上昇を1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルムとして」とあることを踏まえ、山口市県における消費者物価指数の昨年10月からの前年比の平均値3.87%に+1%の伸びを加え、4.87%の48円、1,027円を提示したい。

その後幾度かの調整を行ったが、私どもとしてはこの 48 円の引き上げというものは、 現在の先行きの経営見通しを踏まえれば中小企業にとっては限度だろうと考えている。

一方で、公益委員の方から地域間格差を配慮して目安に向けた取組が考えられないかとの話があったが、私どもとしては48円の引上げ自体が厳しい中で63円はなかなか難しい。ただ一方で48円の引上げをする上で、中小・小規模事業者への経営配慮に鑑みれば、発効日についての様々な検討が必要ではないか、配慮ができるのではないかと、提案をさせていただいたところである。引き続き次回の審議をお願いしたい。

との主張がされました。

第4回専門部会では、

- 1 使用者側としては、目安額 63 円というものを下限として使われるのであれば、前回提示の 48 円を適当とする立場からするとなかなか受け入れられない。さらに昨年のように目安プラスアルファの考え方があるのであれば、なぜその額になるのか、法に基づいた 3 要素に関する議論とは抜きに、地域間格差の観点が入ってくるのであろうと思われるが、それは法に基づく審議というものが少し横に置かれていると考えざるを得ない。また政府の方針として 2020 年代に 1,500 円や、目安を上回った場合には補助金等の重点支援を行うという考えを示されることに対しては、地方審議会における法に基づいた適切な審議を妨げるものではないかと地方審議会として物申すべきではないかということを意見した。
- 2 発効日については、仮に今回の極めて高い目安額の引上げがなされる場合には、中小・ 小規模事業者には影響が極めて大きいと考えている。賃金引上げのための資金や助成金申

請の準備期間を十分に確保し、また、106万円の壁の就業調整に伴う人手不足の回避を考慮するならば、1月1日を発効日とする考え方がベストである。いずれにしても、中央最低賃金審議会公益見解では「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する」と示されているように、引上げ額と発効日をセットで考えるのであれば、仮に目安額まで引き上げる場合には発効日について十分考慮すべきであると考えており、そうした前提で歩み寄りもあり得るとの話も行った。

以上を踏まえて、日を改めて議論を行いたい。

との主張がされました。

第5回専門部会では、

1 引上げ額及び発効日に関して

使用者側としては、最低賃金が労働者の生活を保障するセーフティーネットであることを踏まえながら、法に規定された3要素、労働者の生計費、賃金、そして通常事業の賃金支払能力について、本県の実態を示す各種データ等に基づき検討の上、山口市の消費者物価の上昇率を1%上回る+48円・4.87%の引上げが妥当との考えを示し、5回にわたり議論を尽くしてきた。

4.87%の引上げについては、県内中小企業の「通常の事業の賃金支払能力」からすれば高い数値であるが、生計費(物価高)を重視するとなれば、やむを得ないものと考えている。

さらに、最終的な歩み寄りとして中央最低賃金審議会の公益委員見解で示された引上 げ額と発効日をセットで考えるということを踏まえた上で、引上げ額を目安額 63 円、発 効日を 11 月 1 日とする案を最終的なものとして提示した。

こうした中で公益委員から示された引上額の案+64円は、県内の法定3要素からは導かれる数値ではなく、特に事業者の賃金支払能力を踏まえられていないものと言わざるを得ない。

山口財務事務所や日銀下関支店の調査では、中小企業の経常利益見込みは大きくマイナスであり、原材料費や人件費の上昇に価格転嫁が追い付かない中、賃金引上げの原資となる収益環境は非常に厳しい状況である。

特に、賃金の引上げや利益確保のための価格転嫁はほとんどできていない。まさに、収益の確保ができず、賃金支払能力は大幅な賃上げには耐えられない状況である。

また、支払能力を超えて最低賃金額が大幅に引き上げられた場合、例えば、ガソリンスタンドやタクシー業界などのサービス業といった労働集約的な産業の中小・小規模事業者にあっては、企業収益を過度に圧迫し、雇用調整や就業調整、投資の減退を招く怖れがあり、休廃業を検討する事業者がでてくることも大いに予想される。

さらに、税金や社会保険料のいわゆる年収の壁の存在から労働者の働き控えを助長するリスクもある。

この度の引上額の案+64 円の根拠は、中央最低賃金審議会が目安として示した 63 円に、地域間格差の是正を目的として1円を上乗せした額である。

そもそも、中央最低賃金審議会が提示した 63 円は、労働者の生計費について、これまで考慮されなかった「食料」や「基礎的支出項目」など、家計の消費支出全体に占める割合が極めて低い指標を突然持ち出し、最終的にはこれらを重視して算出されたものであり、大いに疑問の残る目安額であると考えている。

さらに、地域間格差を考慮しての上乗せは、3要素とは別の新たな要素を加味することとなり、地域の最低賃金は3要素を考慮して定めるとされている法の規定に沿うものとは到底言うことはできない。

また、発効日についても、目安額以上の引上げであり過去最高の引上げ幅となることから、賃上げ資金の確保や国支援制度の申請手続、さらには、いわゆる年収の壁を意識して行われる労働者の就業調整への対応等に十分な時間的余裕が必要不可欠であるとして、1月1日がベスト、少なくとも11月1日以降の発効日とするよう求めたが、公益委員には、既に答申済の他県の発効予定日等を踏まえ、理解していただけなかったのは非常に残念である。

こうしたことから、公益委員が示された引上げ額+64円、発効日 10 月 16 日とする公 益委員見解の内容については、使用者側としては受け入れ難いものである。

2 政府方針への意見・今後の制度のあり方

併せて申し上げれば、本年度の専門部会の審議は、ある意味、過去に例のない状況の中で行われたと言わざるを得ない。御承知のとおり、政府は、6月に決定された骨太の方針で、「賃上げこそが成長戦略の要」との考えに立ち、「2020年代に全国平均1,500円」という目標を改めて示したところだが、これにより、本来、地域の実情を踏まえながら審議を行う地方最低賃金審議会はこの目標を意識せざるを得なくなったのではないか。

何より目安を審議する中央最低賃金審議会は言うまでもない。

それだけでなく、総理大臣は、中央最低賃金審議会の答申が行われた直後、「国の目安を超えて最低賃金を引き上げる場合には重点支援を講じる」ことを表明し、さらに、先日の新聞報道によると、政府は、「最低賃金の大幅な引上げを図るため、一部の県に対し政府の支援策を説明して対応を求める」とのことであり、実際、隣県でそのようなことがあったようである。

いうまでもなく、地域別最低賃金は、労働者、使用者及び公益を代表する委員が、いわゆる3要素を考慮しながら審議すべきものと法律に規定されているところ、このたびの様々な政府方針の表明は、法に基づく適切な審議を阻害しかねず、 極めて遺憾と言わざるを得ない。

物価上昇と賃上げの好循環の実現によって、成長型経済を実現するという政府の考えに異を唱えることは全く考えていないが、労使の妥結の結果であるいわゆる春闘における賃金の引上げと、法律に基づく賃金決定と強制力を有し、かつ、労働者のセーフティーネットである最低賃金の引上げとは全く異なるものであり、両者を同一視しているとも捉えられかねないこれら政府方針は、正直、理解に苦しむところである。

近年においては、人口減少や産業人材の不足などを背景として最低賃金の地域間格差を強く意識し、目安を下限としていくら上乗せするかという議論が行われている状況である。

地方最低賃金法において、3要素に加えて、経済成長や地域活性化の視点も考慮して 賃金を定めるよう規定されているのであろうか。法には定められていない役割を地方最 低賃金審議会に求められている気がしてならない。

こうした現状を踏まえると、本来あるべき、中央と地方の審議会を核とした最低賃金 制度というものは、既に形骸化していることが明らかである。

概ね5年ごとに行われる中央最低賃金審議会での目安制度のあり方に関する協議においては、目安制度だけでなく最低賃金制度のあり方を、法改正の必要性も含めてしっかりと議論していただくことを強く求めるものである。

●意見の不一致

以上のとおり、労働者側・使用者側の主張を踏まえ、公益委員として意見を取りまとめるべく

努めたところであるが、意見が一致せず、公益委員見解を示し、採決を行ったところ、賛成多数で決議された。

山口県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

(1)件 名 山口県最低賃金

(2) 最低賃金額 時間額 979 円

(3) 発 効 日 令和6年10月1日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18~19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和5年度

(3) 生活保護水準

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(92,171円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

979 円 (山口県最低賃金) ×173.8 (1か月平均法定労働時間数) ×0.807 (可処分所得の総所得に対する比率) =137,311 円

会号 き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、<mark>設備投資等を行った中小企業</mark>に、その費用の一部を助成します。 中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。 ※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資に かかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30~130万円
45円コース	45~180万円
60円コース	60~300万円
90円コース	90~600万円

活用のポイント 賃上げ+設備投資

- ・ 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資す る計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者 数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。 パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した 活用例 場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の 賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアッ プ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃 金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給 制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコン サルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を 引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25~550万円が助成されます。

	助成上限額						
コース区分	基本 部分	賃上げ 加算					
業種別課題対応コース(※1)	25~ 550万円						
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~ 200万円	6~ 360 (※2)					
勤務間インターバル導入コース	50~ 120万円	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					

活用のポイント

労働時間削減等の取組 (賃上げ)+設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ 額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う
- (※1)建設業の場合
- (※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
- (※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練 経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、 訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

- ※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

活用のポイント

職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働 局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施し た後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために<mark>雇用管理改善につながる制度</mark>等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、 職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の 導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、 最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円 (40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円 (20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する 機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下 が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を 継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に 従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5% 賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇 入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ た場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当 該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

• 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた 場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

▼ 支援策の詳細はHPをチェック







地方最低賃金審議会委員説明資料

<地域別最低賃金編>

厚生労働省 労働基準局賃金課 令和7年4月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

最低賃金制度について

1. 制度趣旨

- 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならない こととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。
- ※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は労働局長の許可に基づき減額して適用することが可能。

2. 地域別最低賃金

- 都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。
- 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の 調査審議を経て改定。
- ※ 地域別最低賃金額の推移(全国加重平均)

改定年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R6
改定額(円)	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055
目安額(円)	示さず	3	3	14	15 (12) ^{※2}	7~9 (示さ ず) ^{※1,2}	15 (10) ^{※2}	6 (2) ^{※2}	7 (4) ^{※2}	14 (14) ^{※2}	16 (16) ^{※2}	18	24	25	26	27	示さず ※3	28	31	41	50
対前年度引上げ額 (円)	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1	28	31	43	51
対前年度引上げ率	0.2%	0.5%	0.7%	2.1%	2.3%	1.4%	2.4%	1.0%	1.6%	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%	4.5%	5.1%

- (※1)「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安を示さない」とした。
- (※2) H20年度からH26年度の括弧内は、生活保護との乖離解消のための引上げ額を除いた金額。(H19年最低賃金法改正により、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することとされた。)
- (※3) 「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とした。

3. 地域別最低賃金の決定基準

○ 最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされて おり、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

4. 罰則

〇 最低賃金法 第四十条

第四条第一項※の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。※使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

目安制度

目安制度とは何か

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、47都道府県を4つのランクに分け、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示することとした。 目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではないこととされている。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会について

毎年度の地域別最低賃金改定にあたっては、中央最低賃金審議会より地方最低賃議会に対して目安を示すこととしている。この目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、**ランク区分も含めて概ね5年ごとに見直しを行っている**。平成29年の全員協議会報告では、ランク区分に用いる指標の見直し等について取りまとめ。今後の見直しについては、「5年ごとに見直しを行い、平成34年度(2022年度)以後、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である」としている。

これを受け、令和3年5月以降、計11回全員協議会を開催し、令和5年4月6日に全員協議会報告をとりまとめた。(概要は次葉)

中央最低賃金 審議会

※本審は議事・議事録ともに公開

目安に関する 小委員会

※議事、議事録とも公労使3者が揃って審 議を行う場について公開

> 目安制度の 在り方に関する 全員協議会

毎年度の地域別最低賃金額改定の目安について調査審議すること。

※昭和53年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るとともに、地賃の円滑な審議に資するよう、 中賃が、47都道府県を数ランクに分け、ランク毎に地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地賃へ提示することとした(目安制度:中賃の合意による運用であり、法令上の規定はない)。

※目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではない こととされている。

目安制度の在り方について調査審議すること。

※昭和57年7月の全員協議会設置以降、断続的に検討が進められてきたが、平成7年全員協議会報告において「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年毎に見直しを行っている。

目安制度

目安制度の在り方に関する全員協議会報告(令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承)のポイント

1. 中央最低賃金審請	1. 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方								
(1)あるべき水準	最低賃金のあるべき水準を定めること及び定める場合の水準については意見の一致に至らなかったが、 <u>引き続き労使で議論</u> することが適当であるとの結論に至った。								
(2)政府方針への配 意の在り方	目安審議においては、時々の事情として政府方針も勘案されているが、 <u>最賃法に基づく3要素(労働者の生計費、賃金、通常</u> の事業の賃金支払能力)のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要。								
(3)議事の公開	議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。								
2. 地方最低賃金審議	養会における審議に関する事項								
(1)目安の位置付け	目安は、 <u>地賃の審議において全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするもの</u> であって、 <u>地賃の審議を拘束するも</u> <u>のではない</u> ことを改めて確認した。								
(2)ランク制度の在り方(ランク区分の見直しを含む)	 ○ ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。 ○ 47都道府県の総合指数(※)の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなること等を踏まえ、ランク数は4から3に見直す。 ※ 賃金動向をはじめとする19指標を総合化した指数。各都道府県の経済実態とみなし、従来から各ランクへの振り分けに用いている。 ○ ランクの振り分けについては、特に地域間格差の拡大抑制・ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるよう、 ・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地域は現行のAランクと同じとし、 ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする 								
(3)発効日	発効日とは審議の結果で決まるものであることや、最賃法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、 地方最低賃金審議会に周知することが適当。								

3. 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料

技術的な見直しを行った。

4. 今後の見直しについて

概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度(2028年度)を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当。

目安制度

令和5年度から適用された目安のランク

ランク	令和5年度~	(適用労 働者数の 比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
В	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、 群馬、新潟、富山、石川、福井、 山梨、長野、岐阜、静岡、三重、 滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、 島根、岡山、広島、山口、徳島、 香川、愛媛、福岡 (28道府県)	44.2%
С	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、 高知、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島、沖縄 (13県)	10.6%

ランク	(参考)平成29年度~令和4年度	(適用労働 者数の比 率※)				
Α	埼玉、千葉、東京、神奈川、 愛知、大阪 (6都府県)	45.2%				
В	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島(11府県)	20.4%				
С	北海道、宮城、群馬、新潟、 石川、福井、岐阜、奈良、 和歌山、岡山、山口、徳島、 香川、福岡(14道県)					
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄(16県)	13.5%				

令和6年度 地域別最低賃金額改定の目安について

〇 令和6年7月25日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われ、「引上げ額の目安については、Aランクおいて50円、Bランクにおいて50円、Cランクにおいて50円」とし、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。」とされた。

<ランク別の目安額>

ランク	都道府県	令和6年度
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
В	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、 静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、 愛媛、福岡	50円
С	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

<参考>最低賃金の最高額と最低額の比率の推移

改定年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
最高額と最低額 の比率	76.4%	76.6%	76.9%	77.3%	78.0%	78.2%	78.8%	79.6%	80.2%	81.8%
最高額-最低額	214円	218円	221円	224円	223円	221円	221円	219円	220円	212円

令和6年度 中央最低賃金審議会における労使の主張等

労働者側

- 本年の春季生活闘争における歴史的な賃上げの成果 を、社会全体に広げていくことが必要。
- 〇 昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの平均は5.4%となっている。
- 本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、地域間格差の是正につながる目安を示すべき。

使用者側

- 業況判断DIで大きな改善は見られず、原材料・商品仕入 単価DIは依然高い水準にある。
- 今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性 は十分理解するものの、賃上げの対応は二極化の傾向が 見られる。
- ○賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格 転嫁できない企業が相当数存在することも十分考慮すべき であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引 上げ負担を負わせない配慮が必要。

公益委員見解

- 労働者の生計費については、消費者物価指数はは昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど昨年に引き続き高い水準であること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も平均で5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、この水準を勘案することが、今年度は適当。
- 賃金については、春期賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準になっており、賃金改定状況調査結果における賃金上昇率は昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。
- 通常の事業の賃金支払能力については、景気や企業の利益において改善の傾向にあるものの、売上高経常利益の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。
- 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要がある。また、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引き上げ額が同額であった場合でも、地域最低賃金額が相対的に低い地域の引き上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引き上げ額がより高くなることに留意する必要がある。

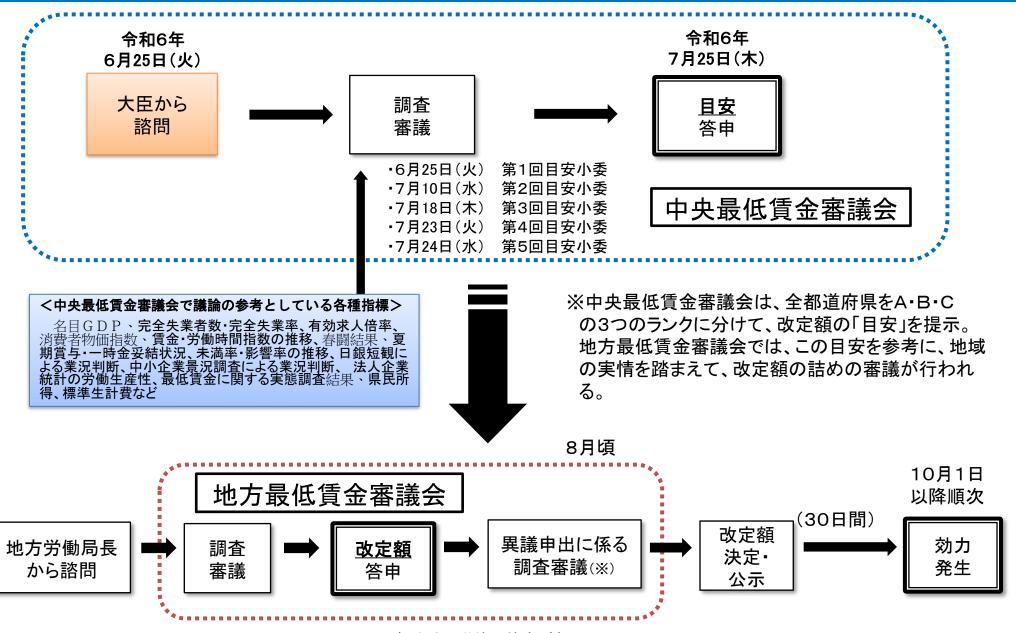
令和6年度 地域別最低賃金額一覧

採決状況の凡例:○全会一致 ●使側全員反対 ▲労側全員反対 ▲労側一部反対 ●使側一部反対 ■使側退席、採決不参加

							1	· —	、 以 ●区周主员及	
都道府県名		[名	最低賃金時間額					本審	発効年月日	
			【円】 (※)			結審状況				
北	海	道	1010	(960)	•	使用者側反対	令和6年10月1日	
青		森	953	(898)	•	使用者側反対	令和6年10月5日	
岩		手	952	(893)	•	使用者側反対	令和6年10月27日	
宮		城	973	(923)	$\mathbf{\Lambda}\mathbf{O}$	労側1名 使側3名反対	令和6年10月1日	
秋		田	951	(897)		使側3名退席 2名反対	令和6年10月1日	
Щ		形	955	(900)	•	使用者側反対	令和6年10月19日	
福		島	955	(900)	•	使用者側反対	令和6年10月5日	
茨		城	1005	(953)	•	使用者側反対	令和6年10月1日	
栃		木	1004	(954)	0	全会一致	令和6年10月1日	
群		馬	985	(935)	A	労働者側反対	令和6年10月4日	
埼		玉	1078	(1028)	0	全会一致	令和6年10月1日	
千		葉	1076	(1026)	0	全会一致	令和6年10月1日	
東		京	1163	(1113)		使側3名採決不参加	令和6年10月1日	
神	奈	Ш	1162	(1112)	0	全会一致	令和6年10月1日	
新		潟	985	(931)	•	使用者側反対	令和6年10月1日	
富		山	998	(948)	•	使用者側反対	令和6年10月1日	
石		Ш	984	(933)	•	使側2名反対	令和6年10月5日	
福		井	984	(931)	•	使用者側反対	令和6年10月5日	
山		梨	988	(938)	$\mathbf{\Lambda}\mathbf{O}$	労側2名 使側2名反対	令和6年10月1日	
長		野	998	(948)	0	全会一致	令和6年10月1日	
岐		阜	1001	(950)	•	使用者側反対	令和6年10月1日	
静		岡	1034	(984)	•	使用者側反対	令和6年10月1日	
愛	***************************************	知	1077	(1027)	A	労働者側反対	令和6年10月1日	
=		重	1023	(973)	Δ	労側3名反対	令和6年10月1日	
· ※	t手列	T 聿:	きは、今和	IC年F	在批批		ᇉᄼ	· · 宏石		

都道府県名			賃金 円】	時間額 (※)		本審 結審状況		発効年月日	
滋		賀	1017	(967)	Φ	労側2名 使側2名反対	令和6年10月1日
京		都	1058	(1008)	•	使用者側反対	令和6年10月1日
大		阪	1114	(1064)	0	全会一致	令和6年10月1日
兵	***************************************	庫	1052	(1001)	•	使用者側反対	令和6年10月1日
奈		良	986	(936)	A	労働者側反対	令和6年10月1日
和	歌	山	980	(929)	•	使用者側反対	令和6年10月1日
鳥		取	957	(900)	•	使用者側反対	令和6年10月5日
島		根	962	(904)	•	使用者側反対	令和6年10月12日
岡		Ш	982	(932)	A	労働者側反対	令和6年10月2日
広		島	1020	(970)	lack	労側3名反対	令和6年10月1日
日		П	979	(928)	•	使用者側反対	令和6年10月1日
徳		島	980	(896)	$\Phi\Phi$	労側2名 使側2名反対	令和6年11月1日
香		Ш	970	(918)	0	全会一致	令和6年10月2日
愛		媛	956	(897)	0	全会一致	令和6年10月13日
高		知	952	(897)	0	全会一致	令和6年10月9日
福		岡	992	(941)	•	使用者側反対	令和6年10月5日
佐		賀	956	(900)	•	使用者側反対	令和6年10月17日
長		崎	953	(898)	•	使用者側反対	令和6年10月12日
熊		本	952	(898)	•	使用者側反対	令和6年10月5日
大		分	954	(899)	•	使用者側反対	令和6年10月5日
宮		崎	952	(897)	•	使用者側反対	令和6年10月5日
鹿	児	島	953	(897)	•	使用者側反対	令和6年10月5日
沖		縄	952	(896)	•	使用者側反対	令和6年10月9日
全国 加重平均額		1055	(1,004)				

地域別最低賃金額の改定決定の手順



(※)各地域の労使は答申があった日から15日間 異議申出が可。異議申出があった場合に開催。

地方最低賃金審議会での流れ(参考例)

第1回 地方最低賃金審議会(7月上旬~)

- ・労働局長による改正諮問
- ・審議会令第6条第5項の議決(※)の有無
- (※専門部会での議決が全会一致で行われた場合に、 同議決をもって、本審の決議とみなすという議決。)



第2回 地方最低賃金審議会(7月下旬頃)

- ・中央最低賃金審議会での目安伝達
- •労使の主張



第1回 専門部会(7月下旬頃)

- ・部会長・同代理の選出
- ・事務方からの関連資料の説明
- ・関係労使からの意見聴取の実施の有無(※)

(※法令上、関係労使の意見を聴取する必要があるが、 実際に専門部会等の場において、直接聴取を行うかどう かを諮ること)



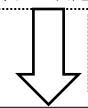
第2回~第4回 専門部会(7月下旬~8月上旬)

- 金額審議
- ·部会報告の決定



第3回 地方最低賃金審議会 (8月上旬)

- ・部会報告についての審議
- 答申文の決定



答申文の公示(15日間)

答申文に意見のある者は、異議申し立てを 行うことができる。

第4回 地方最低賃金審議会(8月下旬)

- ・異議内容についての審議
- ・答申文の決定



令和6年度の最低賃金の政府方針(閣議決定)

経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6(2024)年6月21日閣議決定)(抄)

- 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現~賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上~
- 1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」
- (1) 賃上げの促進

豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。

最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版(令和6(2024)年6月21日閣議決定)(抄)

- Ⅱ、中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着
- 2. 非正規雇用労働者の処遇改善
- (1) 最低賃金の引上げ

<u>昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。</u>

今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会でしっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)(抄)

- 第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策
- 第1節 日本経済・地方経済の成長 ~全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす~
 - 1. 賃上げ環境の整備 ~足元の賃上げに向けて~ (略)
 - (1) 最低賃金の引上げ

2024 年度の改定後の最低賃金額は全国加重平均で 1,055 円、引上げ幅 51 円は 2021 年以降連続して過去最高額となった。<u>適切な価格転嫁と生産性向上支援によって、最低賃金 の引上げを後押しし、2020年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。このため、最低賃金の今後の中期的引上げ方針について、早急に政労使の意見交換を開催し、議論を開始する。2025 年の春季労使交渉に向けた意見交換も行う。</u>

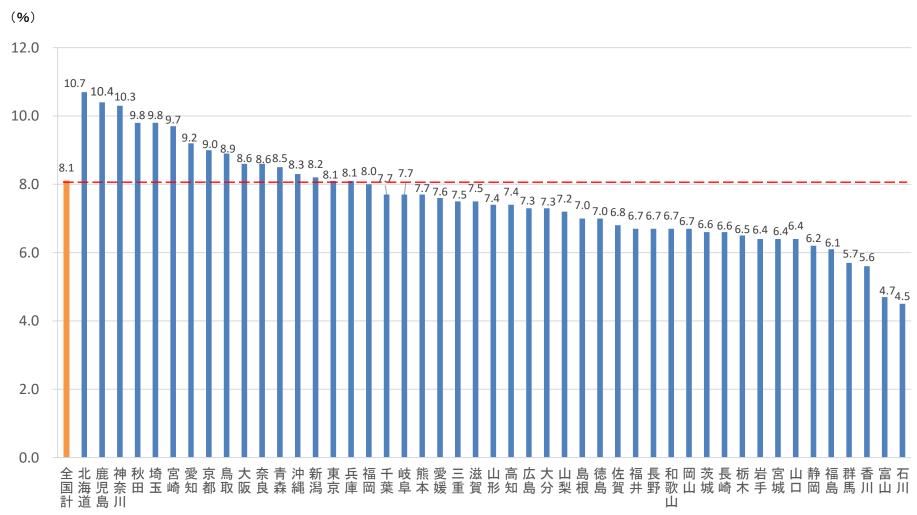
今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

中小企業の業務改善や設備投資に対する支援を充実する。中小企業が最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応を円滑に実施できるよう、相談 体制を拡充する。令和6年度税制改正において改正した賃上げ促進税制について、制度詳細の周知広報を徹底する。

こうした取組を含め、持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進、省力化・デジタル化投資の促進、人への投資の促進及び 多様な人材が安心して働ける環境の整備、中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援といった施策を総動員する。 10

都道府県別の影響率(令和5年)

令和5年の最低賃金の影響率の全国計は8.1%(令和4年6.9%)となっており、令和4年より上昇している。

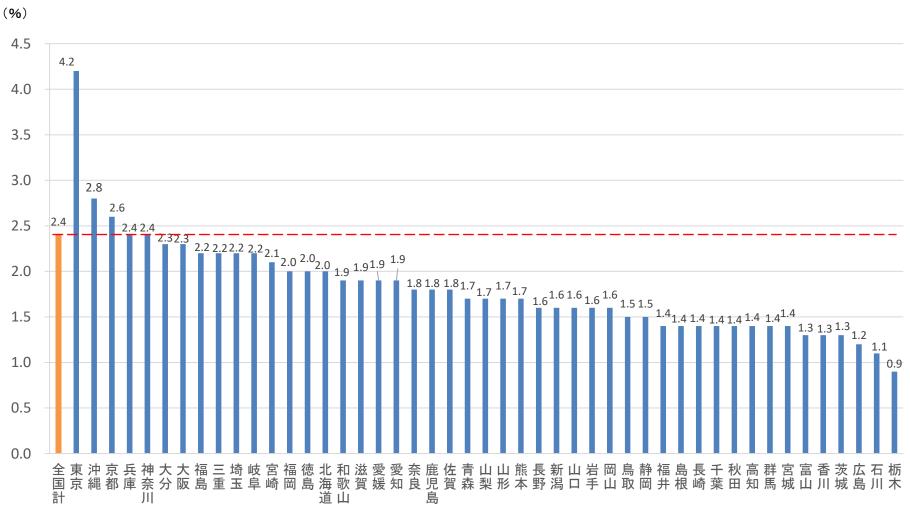


出典「令和5年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(注)賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模5~9人に限る)を調査対象としている。

都道府県別の未満率(令和5年)

令和5年の最低賃金の未満率の全国計は2.4%(令和4年2.3%)となっており、令和4年より上昇している。



出典「令和5年賃金構造基本統計調查 特別集計結果」

(注)賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模5~9人に限る)を調査対象としている。

業種別の影響率(令和5年)

- 賃金構造基本統計調査(常用労働者数5人以上)により、業種別に影響率を見ると、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「卸売業,小売業」が高い。
- 最低賃金引上げの影響を受ける者の数(推計)を見ると、「<mark>卸売業,小売業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「製造業」</mark> が多い。

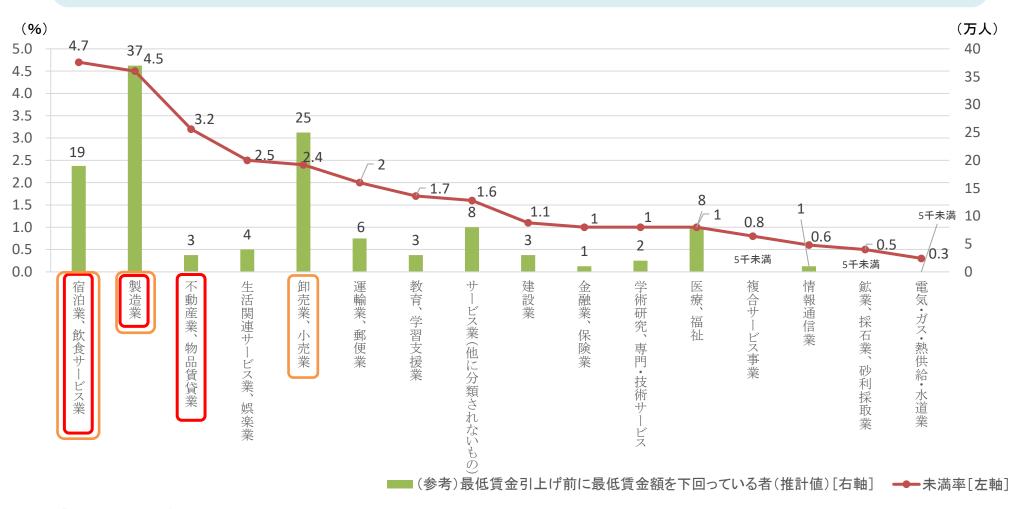


出典「令和5年賃金構造基本統計調查 特別集計結果」

- (注)1. 影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 - 2. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、総務省「令和3年経済センサスー活動調査」による。)

業種別の未満率(令和5年)

- 業種別に未満率を見ると、「宿泊業、飲食サービス業」、「製造業」、「不動産業、物品賃貸業」が高い。
- 最低賃金引上げ前に最低賃金額を下回っている者の数(推計)を見ると、「製造業」、「卸売業, 小売業」、「宿泊 業, 飲食サービス業」が多い。



出典「令和5年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

- (注)1. 未満率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 - 2. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、未満率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、総務省「令和3年経済センサスー活動調査」による。)

一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

_																																	(円、%)
			産美	業計			製油	造業			卸売業,	小売業		学術研3	芒,専門	技術サ	ービス業	宿泊	業,飲食	ミサービ	ス業	生活関	連サート	ごス業,	娯楽業		医療,	福祉		サービス	業(他に分	/類されな	いもの)
	性ンク	1 時間 賃金		賃金.	上昇率		当たり 金額	賃金.	上昇率	1 時間 賃金		賃金	上昇率	1 時間 賃金	当たり ②額	賃金.	上昇率	1 時間 賃金	当たり 全額	賃金	上昇率	1 時間 賃金	当たり ②額	賃金	上昇率	1 時間 賃金	当たり 金額	賃金」	上昇率	1 時間 賃金	全額	賃金」	上昇率
Ĺ	27	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年
	A	1,601	1, 637	2. 2	2. 3	1, 645	1, 677	1.9	1.7	1, 641	1,670	1.8	2.3	1, 838	1,875	2. 0	2. 6	1, 261	1, 306	3.6	2.8	1, 452	1, 484	2.2	1.1	1, 615	1,655	2. 5	1.8	1, 728	1, 756	1.6	3. 2
5 4	1 1	1, 383	1, 416	2. 4	2. 0	1, 432	1, 469	2.6	2. 3	1, 377	1, 409	2.3	1.5	1, 705	1,724	1. 1	2. 1	1, 140	1, 165	2. 2	2. 4	1, 249	1, 288	3.1	2.3	1, 443	1, 475	2. 2	1. 9	1, 430	1, 467	2.6	1. 3
this state	С	1, 253	1, 287	2. 7	2. 1	1, 232	1, 274	3. 4	2. 2	1, 270	1, 298	2.2	2. 2	1, 554	1,602	3. 1	0. 9	1, 071	1, 094	2. 1	2. 2	1, 107	1, 146	3.5	3. 4	1, 255	1, 296	3. 3	1. 8	1, 410	1, 444	2. 4	1. 6
н		1, 454	1, 488	2. 3	2. 1	1, 493	1, 528	2. 3	2. 1	1, 464	1, 495	2. 1	1.9	1, 756	1, 787	1.8	2. 2	1, 177	1, 210	2.8	2.6	1, 315	1, 351	2. 7	1.8	1, 487	1, 523	2. 4	1. 9	1, 547	1, 580	2. 1	2. 2
	A	1, 838	1, 873	1. 9	2. 0	1, 844	1, 870	1. 4	1.6	1, 887	1, 925	2.0	2. 5	2, 104	2, 138	1.6	3. 1	1, 443	1, 504	4. 2	1. 5	1, 688	1,690	0.1	1.8	1, 882	1, 959	4. 1	1. 3	1, 871	1, 900	1.5	1. 6
	В	1, 591	1, 618	1. 7	1. 6	1, 587	1, 624	2. 3	2. 3	1, 579	1,607	1.8	1. 4	1, 999	2, 017	0.9	1. 5	1, 301	1, 302	0.1	1. 0	1, 493	1, 525	2.1	2. 1	1, 753	1, 735	-1. 0	1. 2	1, 602	1, 635	2. 1	0.8
7.	С	1, 418	1, 460	3. 0	1. 6	1, 393	1, 437	3. 2	1.9	1, 406	1, 437	2.2	2.0	1, 776	1,827	2. 9	0.3	1, 189	1, 239	4. 2	2. 3	1, 228	1, 283	4.5	3. 3	1, 448	1, 494	3. 2	0. 1	1, 529	1, 577	3. 1	1. 3
	盐	1, 669	1, 701	1. 9	1.8	1,666	1, 699	2. 0	1.9	1,673	1,706	2.0	2. 0	2, 028	2, 058	1.5	2. 2	1, 350	1, 384	2. 5	1.3	1, 536	1,559	1. 5	2. 1	1, 763	1, 795	1.8	1. 1	1, 699	1, 732	1.9	1. 2
	A	1, 428	1, 463	2. 5	2. 6	1, 297	1, 338	3. 2	2. 3	1, 414	1, 438	1.7	2. 2	1, 601	1, 643	2. 6	2. 5	1, 163	1, 199	3. 1	3. 6	1, 341	1, 385	3.3	0.6	1, 574	1,609	2. 2	1. 9	1, 520	1, 548	1.8	5. 2
4	1 1	1, 232	1, 268	2. 9	2. 1	1, 143	1, 180	3. 2	2. 4	1, 181	1, 214	2.8	1.7	1, 452	1, 474	1. 5	2. 8	1, 082	1, 116	3. 1	2. 8	1, 136	1, 181	4.0	2.7	1, 403	1, 439	2. 6	1. 9	1, 186	1, 228	3. 5	2. 4
3	С	1, 138	1, 168	2. 6	2. 3	993	1, 028	3. 5	2. 9	1, 144	1, 169	2.2	2. 4	1, 342	1, 388	3. 4	1.8	1, 022	1, 037	1.5	2. 2	1, 037	1,071	3.3	3. 4	1, 225	1, 264	3. 2	2. 0	1, 183	1, 214	2.6	2. 2
	計	1, 298	1, 333	2. 7	2. 3	1, 185	1, 223	3. 2	2. 4	1, 267	1, 296	2.3	1.9	1, 516	1, 550	2.2	2.6	1, 103	1, 135	2. 9	3. 1	1, 209	1, 252	3. 6	1. 9	1, 447	1, 484	2. 6	1. 9	1, 321	1, 357	2. 7	3.8

出典:厚生労働省 最低賃金に関する実態調査「令和6年賃金改定状況調査」第4表①

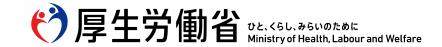
一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(一般・パートタイム別内訳)

_																																	(円、%)
7	業		産	栏 計			製油	告業			卸売業,	小売業		学術研	究,専門	技術サ	ービス業	宿泊	業,飲食	ミサービ	ス業	生活队	連サート	ごス業,	娯楽業		医療,	福祉		サービス	業(他に分	分類されな	いもの)
3	態	賃金	当たり 金額	賃金。	上昇率		当たり 金額	賃金.	上昇率	賃金	当たり 金額	賃金	上昇率	賃:]当たり 金額	賃金.	上昇率	1 時間 賃金	全額	賃金。	上昇率	1 時間 賃金	当たり 金額	賃金.	上昇率		当たり 金額	賃金。	上昇率	1 時間 賃金		賃金	上昇率
j	ンク	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年
	A	1, 601	1, 637	2.2	2. 3	1,645	1,677	1.9	1. 7	1, 641	1,670	1.8	2. 3	1, 838	1, 875	2.0	2.6	1, 261	1,306	3.6	2.8	1, 452	1, 484	2. 2	1.1	1, 615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
形が	В	1, 383	1, 416	2. 4	2. 0	1, 432	1, 469	2.6	2.3	1, 377	1, 409	2. 3	1. 5	1, 705	1, 724	1.1	2. 1	1, 140	1, 165	2.2	2.4	1, 249	1, 288	3. 1	2. 3	1, 443	1, 475	2. 2	1. 9	1, 430	1, 467	2.6	1.3
十十十	С	1, 253	1, 287	2.7	2. 1	1, 232	1, 274	3. 4	2. 2	1, 270	1, 298	2. 2	2. 2	1, 554	1,602	3. 1	0.9	1,071	1,094	2. 1	2. 2	1, 107	1, 146	3. 5	3. 4	1, 255	1, 296	3.3	1.8	1,410	1, 444	2. 4	1.6
	計	1, 454	1, 488	2.3	2. 1	1, 493	1, 528	2.3	2. 1	1, 464	1, 495	2. 1	1. 9	1, 756	1, 787	1.8	2. 2	1, 177	1,210	2.8	2.6	1, 315	1, 351	2. 7	1.8	1, 487	1, 523	2. 4	1.9	1,547	1,580	2. 1	2. 2
	Α	1, 827	1, 867	2.2	2. 2	1,828	1,856	1.5	1.5	1, 886	1, 919	1. 7	1. 9	1, 934	1, 980	2.4	2. 5	1, 567	1,652	5. 4	1.2	1, 668	1, 705	2. 2	1.8	1, 751	1,801	2.9	2. 2	1,898	1,933	1.8	3. 4
_	В	1, 543	1, 571	1.8	2. 0	1,519	1, 553	2. 2	2. 5	1, 558	1, 588	1. 9	1.8	1, 801	1,814	0.7	1.8	1, 423	1, 405	-1.3	2. 7	1, 428	1, 444	1.1	2.5	1, 504	1, 533	1.9	1.6	1, 548	1, 587	2.5	1.2
彤	С	1, 366	1, 407	3.0	1. 9	1, 321	1, 366	3.4	2. 1	1, 383	1, 423	2. 9	2. 0	1,621	1,668	2.9	1.2	1, 249	1, 271	1.8	1.5	1, 224	1, 249	2. 0	2.9	1, 309	1, 355	3. 5	1. 7	1, 459	1,503	3.0	1.2
	計	1, 629	1, 664	2. 1	2.0	1,610	1,644	2. 1	2. 1	1, 658	1,690	1. 9	1. 9	1,847	1, 881	1.8	2. 1	1, 455	1, 486	2. 1	2. 2	1, 502	1, 526	1.6	2. 2	1, 562	1, 601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2. 3
	Α	1, 281	1, 309	2. 2	2. 6	1, 178	1, 223	3.8	2.7	1, 245	1, 269	1. 9	3. 2	1, 437	1, 440	0. 2	3. 2	1, 137	1, 167	2.6	3. 5	1, 228	1, 253	2. 0	-0.2	1, 477	1, 507	2.0	1.6	1, 347	1, 360	1.0	2.3
<u>بر</u>	В	1, 131	1, 171	3. 5	1. 7	1, 113	1, 161	4. 3	1.7	1, 056	1, 093	3. 5	0. 9	1, 281	1, 324	3. 4	3. 3	1, 056	1,094	3.6	2.3	1, 091	1, 150	5. 4	2. 1	1, 353	1, 389	2.7	2. 4	1, 118	1, 148	2.7	1.2
}	С	1, 054	1, 077	2. 2	2. 5	940	972	3. 4	2.3	1, 074	1, 081	0.7	2. 7	1, 109	1, 166	5. 1	-1. 1	987	1,011	2. 4	2. 5	963	1, 020	5. 9	4. 4	1, 159	1, 190	2.7	1. 9	1, 194	1, 184	-0.8	3.3
	計	1, 185	1, 218	2.8	2. 1	1, 125	1, 168	3.8	2. 1	1, 134	1, 162	2. 5	2. 1	1, 351	1, 373	1.6	3.0	1, 077	1, 111	3. 2	2.7	1, 132	1, 178	4. 1	1. 4	1, 388	1, 421	2. 4	1.9	1, 227	1, 246	1.5	1.5

出典:厚生労働省 最低賃金に関する実態調査「令和6年賃金改定状況調査」第4表②

総括表(北海道局の例)

時間	当り所定内賃	金額			規模別			她	域別				年業	岭別		1
	3 手当を除く		合計	1~9人	10~29人	3 0人以上	道央	道南	道北	道東	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
	8+															
			743,295	304,231	376,156	62,908	378,652	140,430	93,476	130,737	12,536	20,779	486,848	72,057	65,756	84,497
		円	6,716	3,956	2,474	285	1,503	3,048	551	1,614		74	4,573	337	498	1,234
	-	949	(0.9) 6,716	(1.3) 3,956	(0.7) 2,474	(0.5) 285	(0.4) 1,503	(2.2)	(0.6) 551	(1.2) 1.614		(0.4)	(0.9) 4,573	(0.5)	(0.8) 498	(1.5) 1,234
	950 -	950	(0.9)	(1.3)	(0.7)	(0.5)	(0.4)	(2.2)	(0.6)	(1.2)		(0.4)	(0.9)	(0.5)	(0.8)	(1.5)
			6,721	3,956	2,480	285	1,508	3,048	551	1,614		74	4,577	339	498	1,234
	951 -	951	(0.9)	(1.3)	(0.7)	(0.5)	(0.4)	(2.2)	(0.6)	(1.2)		(0.4)	(0.9)	(0.5)	(8.0)	(1.5)
			6,830	3,958	2,587	285	1,508	3,155	553	1,614		74	4,577	340	498	1,341
	952 -	952	(0.9)	(1.3)	(0.7)	(0.5)	(0.4)	(2.2)	(0.6)	(1.2)		(0.4)	(0.9)	(0.5)	(0.8)	(1.6)
		252	6,940	4,065	2,589	285 (0.5)	1,510	3,155	553 (0.6)	1,721		76	4,684 (1.0)	340	498	1,341 (1.6)
<u> </u>	953 -	953	(0.9) 7,174	(1.3) 4,300	(0.7) 2.589	(0.5)	(0.4) 1.745	(2.2) 3.155	(0.6)	(1.3) 1.721		(0.4) 76	4,919	(0.5)	(0.8) 498	1,341
	954 -	954	(1.0)	(1.4)	(0.7)	(0.5)	(0.5)	(2.2)	(0.6)	(1.3)		(0.4)	(1.0)	(0.5)	(0.8)	(1.6)
		-	7,239	4,300	2,589	350	1,810	3,155	553	1,721		76	4,984	340	498	1,341
	955 -	955	(1.0)	(1.4)	(0.7)	(0.6)	(0.5)	(2.2)	(0.6)	(1.3)		(0.4)	(1.0)	(0.5)	(0.8)	(1.6)
			7,304	4,300	2,589	415	1,875	3,155	553	1,721		141	4,984	340	498	1,341
	956 -	956	(1.0)	(1.4)	(0.7)	(0.7)	(0.5)	(2.2)	(0.6)	(1.3)		(0.7)	(1.0)	(0.5)	(8.0)	(1.6)
			7,306	4,300	2,591	415	1,876	3,155	553	1,721		141	4,985	340	498	1,341
-	957 -	957	(1.0) 7,662	(1.4) 4,656	(0.7) 2,591	(0.7) 415	(0.5) 2,233	(2.2) 3,155	(0.6) 553	(1.3) 1,721		(0.7) 141	(1.0) 5,342	(0.5)	(0.8) 498	(1.6) 1,341
	958 -	958	(1.0)	(1.5)	(0.7)	(0.7)	(0.6)	(2.2)	(0.6)	(1.3)		(0.7)	(1.1)	(0.5)	(0.8)	(1.6)
	-		7,664	4,656	2,592	415	2,233	3,155	553	1,723		143	5,342	340	498	1,341
	959 -	959	(1.0)	(1.5)	(0.7)	(0.7)	(0.6)	(2.2)	(0.6)	(1.3)		(0.7)	(1.1)	(0.5)	(0.8)	(1.6)
			85,089	32,922	47,176	4,991	41,441	21,973	7,501	14,175	5,160	7,754	42,524	7,743	7,401	14,508
	960 -	960	(11.4)	(10.8)	(12.5)	(7.9)	(10.9)	(15.6)	(8.0)	(10.8)	(41.2)	(37.3)	(8.7)	(10.7)	(11.3)	(17.2)
			85,582	32,991	47,335	5,256	41,704	21,974	7,501	14,403	5,160	7,754	42,938	7,743	7,403	14,585
-	961 -	961	(11.5) 85.889	(10.8) 33,298	(12.6) 47,335	(8.4) 5.256	(11.0) 41.704	(15.6) 21.974	(8.0) 7,700	(11.0) 14.511	(41.2) 5,160	(37.3) 7,754	(8.8) 42,938	(10.7) 7,743	(11.3) 7,510	(17.3) 14,784
	962 -	962	(11.6)	(10.9)	(12.6)	(8.4)	(11.0)	(15.6)	(8.2)	(11.1)	(41.2)	(37.3)	(8.8)	(10.7)	(11.4)	(17.5)
			85,889	33,298	47,335	5,256	41,704	21,974	7,700	14,511	5,160	7,754	42,938	7,743	7,510	14,784
	963 -	963	(11.6)	(10.9)	(12.6)	(8.4)	(11.0)	(15.6)	(8.2)	(11.1)	(41.2)	(37.3)	(8.8)	(10.7)	(11.4)	(17.5)
			86,660	33,763	47,638	5,259	42,015	22,322	7,703	14,620	5,160	7,754	43,601	7,743	7,510	14,893
	964 -	964	(11.7)	(11.1)	(12.7)	(8.4)	(11.1)	(15.9)	(8.2)	(11.2)	(41.2)	(37.3)	(9.0)	(10.7)	(11.4)	(17.6)
			89,313	34,304	49,337	5,672	42,805	23,369	7,987	15,152	5,160	7,819	45,273	8,110	7,832	15,119
<u> </u>	965 -	965	(12.0) 89,615	(11.3) 34,528	(13.1) 49,414	(9.0) 5,672	(11.3) 42,923	(16.6) 23,369	(8.5) 7,987	(11.6) 15,336	(41.2) 5,160	(37.6) 7,819	(9.3) 45,497	(11.3) 8,110	(11.9) 7,832	(17.9) 15,197
	966 -	966	(12.1)	(11.3)	(13.1)	(9.0)	(11.3)	(16.6)	(8.5)	(11.7)	(41.2)	(37.6)	(9.3)	(11.3)	(11.9)	(18.0)
		- 50	89,981	34,665	49,632	5,684	42,934	23,505	7,987	15,554	5,160	7,819	45,509	8,110	7,832	15,551
	967 -	967	(12.1)	(11.4)	(13.2)	(9.0)	(11.3)	(16.7)	(8.5)	(11.9)	(41.2)	(37.6)	(9.3)	(11.3)	(11.9)	(18.4)
			90,196	34,880	49,632	5,684	42,934	23,505	7,987	15,769	5,160	7,819	45,724	8,110	7,832	15,551
	968 -	968	(12.1)	(11.5)	(13.2)	(9.0)	(11.3)	(16.7)	(8.5)	(12.1)	(41.2)	(37.6)	(9.4)	(11.3)	(11.9)	(18.4)
	000	050	90,727	34,881	50,162	5,684	43,238	23,733	7,987	15,769	5,160	7,819	45,724	8,110	7,833	16,081
<u> </u>	969 -	969	(12.2) 104,124	(11.5) 38,612	(13.3) 59,292	(9.0) 6,220	(11.4) 49,346	(16.9) 25,471	(8.5) 12,051	(12.1) 17,255	(41.2) 5,160	(37.6) 8,078	(9.4) 52,605	(11.3) 9,126	(11.9) 9,712	(19.0) 19,443
	970 -	970	(14.0)	(12.7)	(15.8)	(9.9)	(13.0)	(18.1)	(12.9)	(13.2)	(41.2)	(38.9)	(10.8)	(12.7)	(14.8)	(23.0)
		2.0	105,766	39,325	59,506	6,935	50,774	25,685	12,051	17,255	5,160	8,078	53,968	9,191	9,712	19,657
L	971 -	971	(14.2)	(12.9)	(15.8)	(11.0)	(13.4)	(18.3)	(12.9)	(13.2)	(41.2)	(38.9)	(11.1)	(12.8)	(14.8)	(23.3)
			107,143	40,118	59,895	7,130	52,071	25,685	12,132	17,255	5,160	8,078	55,215	9,256	9,712	19,722
	972 -	972	(14.4)	(13.2)	(15.9)	(11.3)	(13.8)	(18.3)	(13.0)	(13.2)	(41.2)	(38.9)	(11.3)	(12.8)	(14.8)	(23.3)
	070	075	107,585	40,366	60,089	7,130	52,265	25,685	12,132	17,503	5,160	8,078	55,409	9,256	9,820	19,862
<u> </u>	973 -	973	(14.5) 107.694	(13.3) 40.473	(16.0) 60.091	(11.3) 7.130	(13.8) 52.265	(18.3) 25.685	(13.0) 12.132	(13.4) 17.612	(41.2) 5.160	(38.9) 8.078	(11.4) 55.409	(12.8) 9.256	(14.9) 9.820	(23.5) 19,971
	974 -	974	(14.5)	(13.3)	(16.0)	(11.3)	(13.8)	(18.3)	(13.0)	(13.5)	(41.2)	(38.9)	(11.4)	(12.8)	(14.9)	(23.6)
	2.4	214	(24.0)	(20.0)	(20.0)	(21.3)	(23.0)	(20.0)	(23.0)	(23.0)	(+1.2)	(30.5)	(11.4)	(22.0)	(24.3)	(23.0)



地方最低賃金審議会委員説明資料

<特定最低賃金編>

厚生労働省 労働基準局賃金課 令和7年4月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

◆ 特定最低賃金とは

特定最低賃金(最低賃金法第15条から第19条)

- ▶ 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- ▶ 産業又は職業ごとに適用 適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- その決定は、<u>労使のイニシアティブにより決まる</u>
 - ※ 全国で、224件設定されている
 - ※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域(都道府県)の労使の意向により定められる
- ▶ 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならない(法第16条)

<特定最低賃金の規定例>

名称: 宮城県自動車小売業最低賃金(抄)

適用する使用者: 宮城県の区域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く、当該

産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(中略)を営む使用者

適用する労働者:上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3カ

月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額: 1時間1,036円 (※宮城県地域別最低賃金額973円 令和6年10月1日改定)

◆ 特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割•機能	〇 企業内の賃金水準を設定する際の 労使の 取組を補完するもの	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障 するセーフティネット
適用対象	○ 産業又は職業ごとに適用 ※日本標準産業分類の小/細分類ごと ○ その産業の「基幹的労働者」に適用 ※ 基幹的労働者:当該産業に特有/主要な業務に従事 する労働者(基幹的労働者でない労働者の職種、業務 を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに 規定されている。)	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	〇 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 〇 新設、改廃は労使のイニシアティブによる	○行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定されなければならない)
効力	〇 刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。 ※労働基準法第24条違反(30万円以下の罰金) 〇 民事的な効力 (最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効)	○ 刑事的な効力(50万円以下の罰金)※労働基準法第24条違反との関係は法条競合○ 民事的な効力(同左)

◆最低賃金の決定方式別件数

最 低 賃 金 **271** 件

地域別最低賃金 47件

特定最低賃金 224件

新産業別最低賃金

222件

厚生労働大臣決定分 O件

※労働協約ケース: 137件 公正競争ケース: 85件

都道府県労働局長決定分 222件

旧産業別最低賃金

2件

都道府県労働局長決定分 1件 (奈良県木材·木製品·家具製造業最低賃金)

厚生労働大臣決定分 1件 (全国非鉄金属最低賃金)

(注1)**労働協約ケース**: 同種の基幹的労働者の1/2以上に最低賃金に関する労働協約が適用されており、協約締結当事者である労又は使の 全部の合意による申出によるもの。

公正競争ケース: 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合であって、当該特定最低賃金が適用される労又は使の 全部又は一部を代表するものによる申出によるもの。

(注2)令和7年3月末日現在にて、特定最低賃金額が地域別最低賃金額を下回っているものは89件。

◆ 特定最低賃金と地域別最低賃金の関係

・地域別最低賃金と特定別最低賃金の関係

(最低賃金法第6条第1項及び第16条)

⇒ 労働者が複数の最低賃金の適用を受ける場合、より高い最低賃金が適用される。

<具体例>

- ○労働者X → 時間額900円
- (A県勤務労働者)
- ○労働者Y → 時間額950円
- (A県在勤かつ各種商品小売業に従事する労働者)
- ○労働者Z → 時間額1,000円 (A県在勤かつ各種商品小売業かつ百貨店,総合 スーパーに従事する労働者)



- ▶ 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定する必要がある
 - ※ 近年、地域別最低賃金改定額の幅が、特定最低賃金額の改定額の幅よりも大きくなり、 地域別最低賃金が特定最低賃金を上回っているものがある
 - → これらの特定最低賃金は、現状のまま据え置くか、地域別最低賃金を上回る額で 改正するか、廃止するかを選択することとなる。
 - (「改正」しなければ、特定最低賃金として存続するが、効力は維持されない。)
 - → この特定最低賃金額が地域別最低賃金を下回ることを「埋没」という。 (すなわち、地域別最低賃金額が適用される。)
- ・派遣労働者に対する最低賃金の適用(最低賃金法第13条及び第18条)
 - 派遣労働者には、派遣先の事業場が所在する都道府県の最低賃金が適用される

◆特定最低賃金に関する、主な答申等

<昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申>

関係労使の申出に基づく(特定)最低賃金の決定、改正又は廃止の<u>必要性</u>について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、<u>新しい産業別最低賃金(現行の特定最低賃金)の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力する</u>ものとする。

- <平成10年12月10日中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告>
- 審議会においては、個々の産業別最低賃金について、次により一層の審議が行われるように 努めることとする。
 - ・審議会での審議に資するため、「<u>産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての視点」</u>(別紙1※次頁)及び「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての審議参考資料」を提示するので、これを参考として個々の産業別最低賃金について十分な審議を行うこと。この場合、新分野における産業別最低賃金の設定に関する審議についても同様とすること。
 - ・ 産業構造の変化等に的確に対応するため、必要に応じ、適用除外業務及び業種のくくり方について見直しを行うこと。
- <平成14年12月6日中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告>
- ○金額審議における全会一致の議決に向けた努力
- 関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低 賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力する ことが望ましい。

◆ 平成10年12月10日中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告

産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての視点(別紙1)

- ① 産業別最低賃金適用産業内において事業競争関係にあるか
 - ・産業別最低賃金適用産業の産品、生産態様、サービス等が類似しているか
 - ・産業別最低賃金適用産業の企業間競争はどうか
 - ・産業別最低賃金適用産業の労働市場における需給関係はどうか
- ②産業別最低賃金適用労働者数及び増減状況等はどうか
- ③ 産業別最低賃金適用産業の企業数、規模別構成、増減状況等はどうか
- ④ <u>産業別最低賃金適用労働者の企業間、地域間又は組織労働者未組織労働者の間</u> 等にどの程度の賃金格差があるか
- ⑤ <u>産業別最低賃金が廃止された場合に適用労働者間の賃金格差が拡大する可能性</u> <u>があるか</u>

特定最低賃金の決定・改正までのプロセス 地方最低賃金審議会 [労働局長] 関係労使 [必要性] [必要性] 諮問 必要性 からの申出 答申 (必要性) 調査審議 あり (●月●旬) (●月●旬) ※全会一致に限る ①労働協約ケース 必要性審議のために設置した小委員会又は専門部 ②公正競争ケース(詳細は8頁参照) 会等で審議する場合もある。 なお、1回の審議で決定することもある。 各局毎に要修正 2~3回審議を行う審議会 が多い。 地方最低賃金審議会 〔労働局長〕 (専門部会) (15日間) 改定額 諮 問 〔改定額〕 [改定額] [金額] 異議審 決定 (金額) 答申 調査審議 決議 関係労使による (●月●旬) 異議申立 官報公示 ※最低賃金審議会令第 異議申立が出 6条第5項の適用があれ (30日以上) ない場合が多い ば、専門部会の決議が 審議会の決議となる。 効力発生 (12月1日以降)

◆ 特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

- ○<u>関係労使の申出</u>により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。
- 〇申出の要件は中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(X)

※「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース: 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される 賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

貝立の取込はに関する口息(万割協利)がめ	心物口
新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
① 基幹的労働者の <u>2分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること	① 基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること
② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意 により行われる申出であること	② 労働協約の当事者の <u>労働組合又は使用者の全部の合意</u> により行われる申出であること

公正競争ケース:事業の公正競争を確保する観点から、

同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等 に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が 存在する場合(注)	〇 適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意 による申出等

(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね<u>1/3以上</u>のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

特定最低賃金の設定件数・適用使用者数・適用労働者数等(令和7年3月末)

設定件数(件)	適用使用者数(千人)	適用労働者数(千人)
224(※1)	85	2,956

	新設	改正	廃止
平成28年度	0	193	2
平成29年度	1	187	1
平成30年度	0	183	4
令和元年度	0	174	1
令和2年度	0	144	1
令和3年度	0	160	O
令和4年度	0	140	1
令和5年度	0	143	2
令和6年度	0	133	0

^(※1) 設定件数には、地域別最低賃金を下回る特定最低賃金も含まれる。

特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む)

				(令和7年3月末時点)
業 種		件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食料品・飲料製造業関	係	5	3	144
繊 維 工 業 関	係	5	7	139
木材・木製品製造業関	係	1	1	6
パルプ・紙・紙加工品製造業関	係	2	1	84
印刷 • 同関連産業関	係	1	3	33
塗 料 製 造 業 関	係	4	1	63
ゴ ム 製 品 製 造 業 関	係	1	1	37
窯業・土石製品製造業関	係	4	3	105
鉄	係	20	31	1,481
非 鉄 金 属 製 造 業 関	係	9	9	420
金属製品製造業関	係	4	9	116
一般機械器具製造業関	係	25	229	5,418
精密機械器具製造業関	係	7	8	222
電気機械器具製造業等関	係	45	213	8,932
輸送用機械器具製造業関	係	33	144	8,636
新聞 · 出版 業 関	係	1	1	5
各種商品小売業関	係	30	15	1,693
自 動 車 小 売 業 関	係	23	202	1,967
自 動 車 整 備 業 関	係	1	10	33
道路貨物自動車運送業関	係	1	3	24
木材・木製品・家具・装備品製造業関		1	4	7
	係	1	1	4
総合計		224	899	29,569

(注)

¹ 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

² 適用死傷者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計した数値である。

³ 適用使用者数・適用労働者数は100人未満の数値を四捨五入した人数、ただし、合計が50人未満の場合は1(百人)としている。

⁴ 全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係の適用使用者数・適用労働者数については平成元年のもの。

特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を除く)

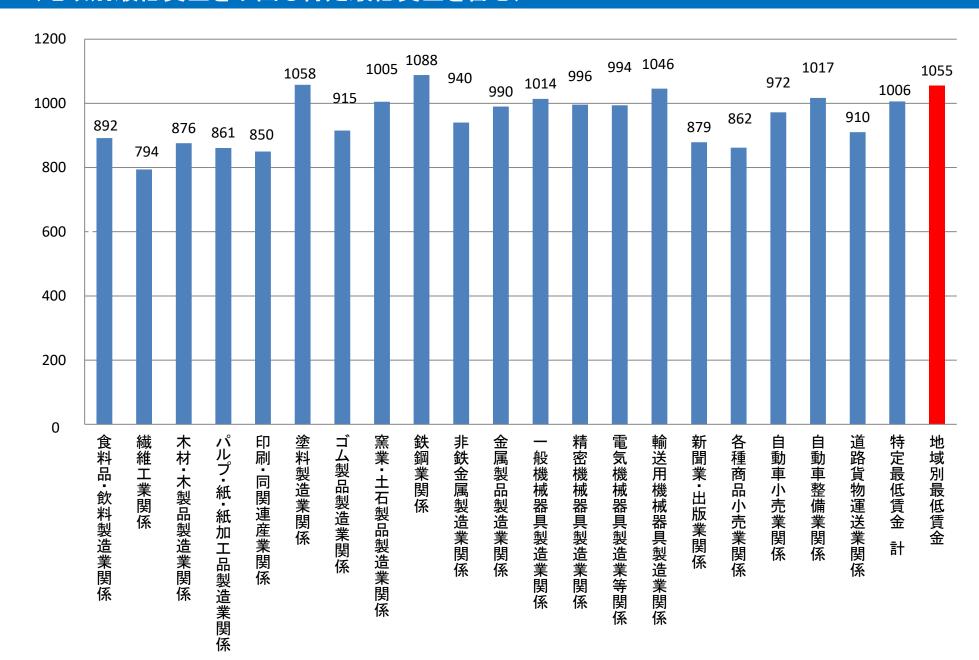
(令和7年3月末時点)

	業	種			件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食	料 品・飲	料 製 道	造 業 関	係	1	1	50
パ	ルプ・紙・	紙加工品	製造業関	係	1	1	24
塗	料 製	造業	関	係	3	1	48
窯	業・土石	製 品 製	造 業 関	係	3	3	84
鉄	錮	業	関	係	17	26	1,335
非	鉄 金 属	製造	業関	係	6	5	196
金	属製品	製造	業関	係	1	7	73
_	般 機 械 器	具 製 道	告 業 関	係	16	139	3,493
精	密 機 械 器	具 製 道	告 業 関	係	4	4	140
電	気 機 械 器	具 製 造	業等関	係	34	140	6,299
輸	送 用 機 械	器 具 製	造 業 関	係	30	125	7,649
各	種 商 品	小 売	業関	係	5	1	169
自	動車	小 売	業関	係	12	105	913
自	動車	整備	業関	係	1	10	33
	総	合 計			134	568	20,506

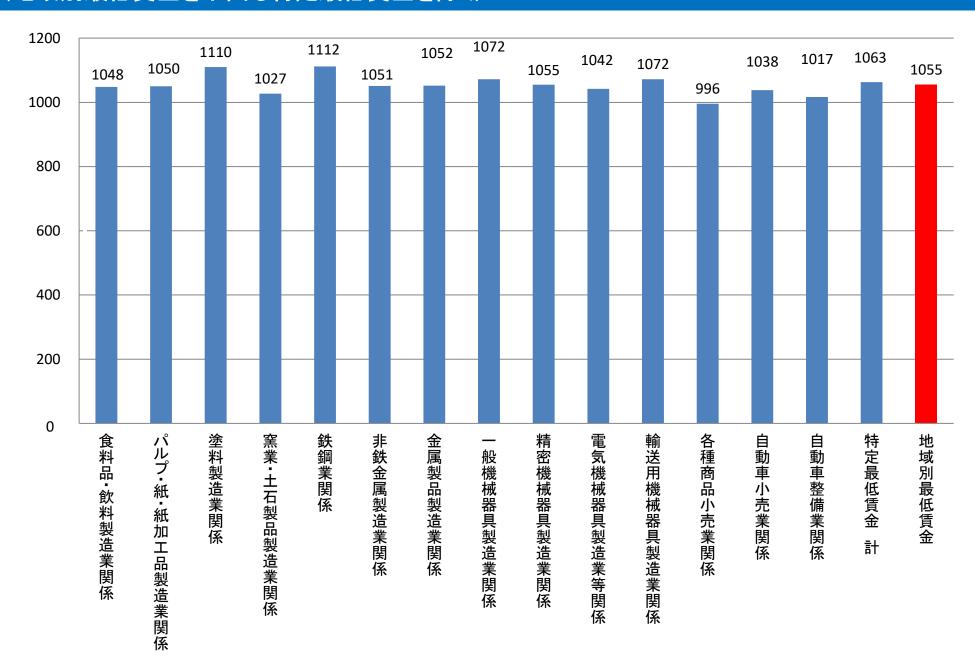
(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用死傷者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計した数値である。
- 3 適用使用者数・適用労働者数は100人未満の数値を四捨五入した人数、ただし、合計が50人未満の場合は1(百人)としている。

◆ 特定最低賃金の全国加重平均額(令和7年3月末現在) (地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む)

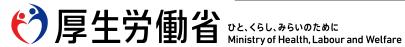


◆ 特定最低賃金の全国加重平均額(令和7年3月末現在) (地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を除く)



◆ 総括表(特定最低賃金が設定されている業種の例(徳島県・はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業))

時間当り所定内	賃金額	∆ =1		 規模別					 令別		
(3手当を除	: <)	合計	1~9人	10~29人	30~99人	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	ļ										
H1		2,129	339	542	1,248		10		325	199	
	円	70	28	18				57	6	6	
-	1019	(3.27)	(8.28)	(3.36)	(1.87)			(3.56)	(1.98)	(3.25)	
1000	4000	133	30	29 (5. 22)	74			101	14	18	
1020 -	1020	(6.27)	(8.92)	(5.32)	(5.96)			(6.34)	(4.42)	(9.07)	
1021	1024	133	(0.03)	29 (5. 22)	74 (5.00)			101	14	18	
1021 -	1021	(6.27) 135	(8.92) 30	(5.32) 30	(5.96) 74			(6.34) 103	(4.42) 14	(9.07) 18	
1022 -	1022	(6.34)	(8.92)	(5.60)	74 ₁ (5.96)			(6.43)	(4.42)	(9.07)	
1022 -	1022	139	(8.92)	(5.60)	(5.96)		1	103	(4.42)	(9.07)	
1023 -	1023	(6.51)	(8.92)	(5.88)	(6.13)		(36.36)	(6.43)	(4.42)	(9.07)	
1025 -	1025	139	(8.92)	(3.88)	77		(30.30)	103	(4.42)	(9.07)	
1024 -	1024	(6.51)	(8.92)	(5.88)	(6.13)		(36.36)	(6.43)	(4.42)	(9.07)	
1024	1027	142	30	33	<u> </u>		(50.50)	106	14	18	
1025 -	1025	(6.68)	(8.92)	(6.16)	(6.30)		(36.36)	(6.66)	(4.42)	(9.07)	
1023	1023	142	30	33	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		4	106	14	18	
1026 -	1026	(6.68)	(8.92)	(6.16)	(6.30)		(36.36)	(6.66)	(4.42)	(9.07)	
		147	32	33	81		4	111	14	18	
1027 -	1027	(6.88)	(9.55)	(6.16)	(6.47)		(36.36)	(6.93)	(4.42)	(9.07)	
		147	32	33	81		4	111	14	18	
1028 -	1028	(6.88)	(9.55)	(6.16)	(6.47)		(36.36)	(6.93)	(4.42)	(9.07)	
		151	32	38			4	114	16	18	
1029 -	1029	(7.10)	(9.55)	(7.00)	(6.47)		(36.36)	(7.12)	(4.88)	(9.07)	
		153	32	39	81		4	115	16	18	
1030 -	1030	(7.17)	(9.55)	(7.28)	(6.47)		(36.36)	(7.21)	(4.88)	(9.07)	
		153	32	39	81		4	115	16	18	
1031 -	1031	(7.17)	(9.55)	(7.28)	(6.47)		(36.36)	(7.21)	(4.88)	(9.07)	
	ļ	153	32	39	81		4	115	16	18	
1032 -	1032	(7.17)	(9.55)	(7.28)	(6.47)		(36.36)	(7.21)	(4.88)	(9.07)	
	ļ	155	32	39	:		4	117	16	18	
1033 -	1033	(7.27)	(9.55)	(7.28)	(6.64)		(36.36)	(7.35)	(4.88)	(9.07)	
	ļ	155	32	39	83		4	117	16	18	
1034 -	1034	(7.27)	(9.55)	(7.28)	(6.64)		(36.36)	(7.35)	(4.88)	(9.07)	
	ļ	158	32	41	85		4	119	18	18	,
1035 -	1035	(7.44)	(9.55)	(7.56)	(6.81)		(36.36)	(7.44)	(5.54)	(9.07)	

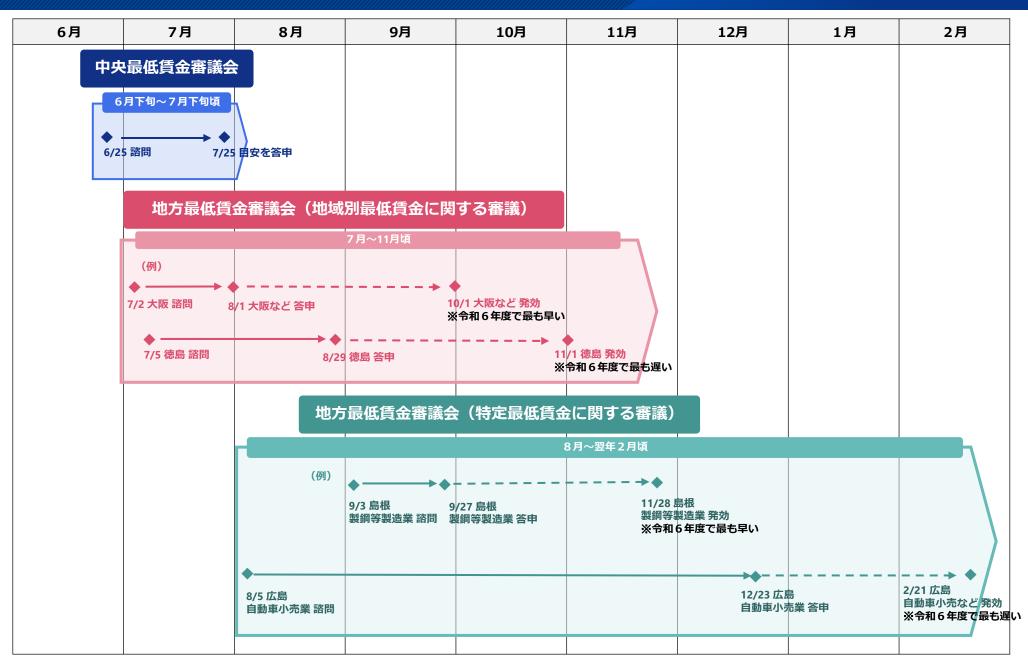


目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ(令和6年度の例)



令和6年度 地域別最低賃金額一覧

ランク	都道名府		賃金額 ※時間額	引上	答申日	発効日
ク	- H - 県	R6	R5	額		
	埼玉	1078	(1028)	50	R6.8.5	R6.10.1
	千葉	1076	(1026)	50	R6.8.5	R6.10.1
Α	東京	1163	(1113)	50	R6.8.5	R6.10.1
	神奈川	1162	(1112)	50	R6.8.5	R6.10.1
	愛知	1077	(1027)	50	R6.8.5	R6.10.1
	大阪	1114	(1064)	50	R6.8.1	R6.10.1
	北海道	1010	(960)	50	R6.8.5	R6.10.1
	宮城	973	(923)	50	R6.8.5	R6.10.1
	福島	955	(900)	55	R6.8.9	R6.10.5
	茨城	1005	(953)	52	R6.8.5	R6.10.1
	栃木	1004	(954)	50	R6.8.5	R6.10.1
	群馬	985	(935)	50	R6.8.8	R6.10.4
	新潟	985	(931)	54	R6.8.5	R6.10.1
	富山	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1
	石川	984	(933)	51	R6.8.9	R6.10.5
В	福井	984	(931)	53	R6.8.9	R6.10.5
	山梨	988	(938)	50	R6.8.5	R6.10.1
	長野	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1
	岐阜	1001	(950)	51	R6.8.5	R6.10.1
	静岡	1034	(984)	50	R6.8.5	R6.10.1
	三重	1023	(973)	50	R6.8.5	R6.10.1
	滋賀	1017	(967)	50	R6.8.5	R6.10.1
	京都	1058	(1008)	50	R6.8.5	R6.10.1
	兵庫	1052	(1001)	51	R6.8.5	R6.10.1
	奈良	986	(936)	50	R6.8.5	R6.10.1

ランク	都道名府県	最低賃金額 (円)※時間額		引上額	答申日	発効日
		R6	R5	額		
В	和歌山	980	(929)	51	R6.8.5	R6.10.1
	島根	962	(904)	58	R6.8.16	R6.10.12
	岡山	982	(932)	50	R6.8.6	R6.10.2
	広島	1020	(970)	50	R6.8.5	R6.10.1
	山口	979	(928)	51	R6.8.5	R6.10.1
	徳島	980	(896)	84	R6.8.29	R6.11.1
	香川	970	(918)	52	R6.8.6	R6.10.2
	愛媛	956	(897)	59	R6.8.19	R6.10.13
	福岡	992	(941)	51	R6.8.9	R6.10.5
	青森	953	(898)	55	R6.8.9	R6.10.5
	岩手	952	(893)	59	R6.8.28	R6.10.27
	秋田	951	(897)	54	R6.8.5	R6.10.1
	山形	955	(900)	55	R6.8.21	R6.10.1
	鳥取	957	(900)	57	R6.8.9	R6.10.5
	高知	952	(897)	55	R6.8.13	R6.10.9
С	佐賀	956	(900)	56	R6.8.20	R6.10.17
	長崎	953	(898)	55	R6.8.16	R6.10.12
	熊本	952	(898)	54	R6.8.9	R6.10.5
	大分	954	(899)	55	R6.8.9	R6.10.5
	宮崎	952	(897)	55	R6.8.9	R6.10.5
	鹿児島	953	(897)	56	R6.8.9	R6.10.5
	沖縄	952	(896)	56	R6.8.13	R6.10.9
全国加重平均		1055	(1004)	51		

特定最低賃金とは

特定最低賃金(最低賃金法第15条から第19条)

- ▶ 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- ▶ 産業又は職業ごとに適用 適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- ▶ その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
 - ※ 全国で、224件設定されている
 - ※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務 はなく、あくまで、各地域(都道府県)の労使の意向により定められる
- ▶ 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならない(法第16条)

<特定最低賃金の規定例>

名称: 宮城県自動車小売業最低賃金(抄)

適用する使用者: 宮城県の区域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く、当該

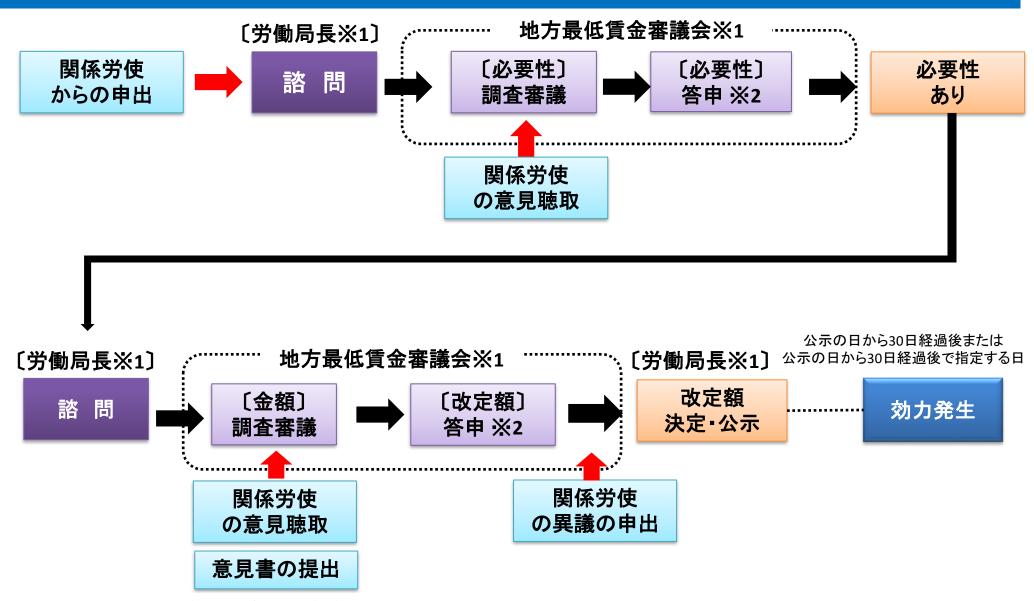
産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(中略)を営む使用者

適用する労働者:上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3カ

月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額: 1時間1,036円 (※宮城県地域別最低賃金額973円 令和6年10月1日改定)

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



- ※1 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央 最低賃金審議会に読替える。
- ※2 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている。

特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割•機能	〇 企業内の賃金水準を設定する際の 労使の 取組を補完するもの	〇 すべての労働者の賃金の最低限を保障 するセーフティネット
適用対象	○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小/細分類ごと ○ <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> ※ 基幹的労働者: 当該産業に特有/主要な業務に従事する労働者(基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。)	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	〇 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 〇 新設、改廃は労使のイニシアティブによる	〇 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について、必ず決定されなければならない。)
効力	〇 刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。 ※労働基準法第24条違反(30万円以下の罰金) 〇 民事的な効力 (最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効)	○ 刑事的な効力(50万円以下の罰金)※労働基準法第24条違反との関係は法条競合○ 民事的な効力(同左)

特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

- ○<u>関係労使の申出</u>により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。
- 〇申出の要件は、中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース: 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される 賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

資金の政政協語に関する日本(グ) 国際が 200 200 200 200 200 200 200 200 200 20				
新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件			
① 基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること	① 基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること			
② 労働協約の当事者の <u>労働組合又は使用者の全部の合意</u> により行われる申出であること	② 労働協約の当事者の <u>労働組合又は使用者の全部の合意</u> により行われる申出であること			

公正競争ケース:事業の公正競争を確保する観点から、

同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等 に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が 存在する場合(注)	〇 適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意 による申出等

(注)

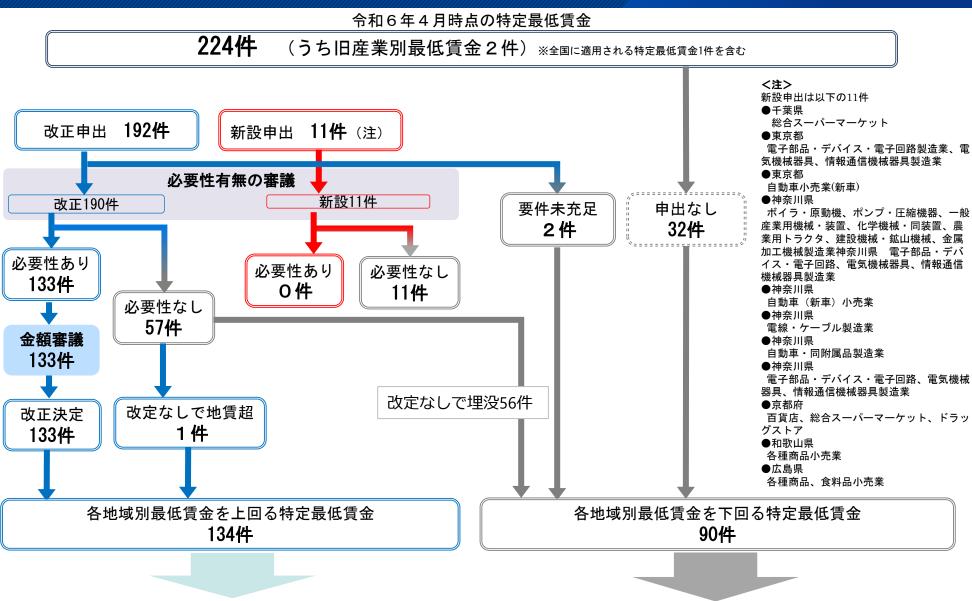
「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね<u>1/3以上</u>のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

令和6年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果



令和7年3月時点の特定最低賃金 **224件**(うち旧産業別最低賃金2件※)

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等(決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。)に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。 実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使(当該産業を含めた関係労使)が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の 転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹 的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定すること とされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

- 2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定
 - (1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

- 口 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。
- (イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう<u>関係労使の意見を必ず聴取する</u>こと。 また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。 (ロ)及び(ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」(平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承)

- 2 運用面の改善について具体的な対応
- (2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善
 - ① 中小企業関係労使の意見の反映 産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会 委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、<u>中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴</u> 取に配慮すること。

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について②

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」(平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承)

- 2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善
 - (1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善
 - ① 関係労使当事者間の意思疎通

業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、<u>当該申出の意向表明後速やかに、関係</u>労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。) 又は労働組合、 都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、<u>従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情</u>を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、<u>当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することに</u>より、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別 最低賃金の決定 又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、 該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることと なった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、 データに基づく根拠(厳しい経営環境におかれる中小企業の負担 感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に 対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等)を示し、 「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、**労働者側** <u>委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、</u> 該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨 を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必 要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。 使用者側参考人の意見陳述を聴いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分 確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表か らの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強 会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。
- **第1回専門部会開催前に勉強会を実施**し、特定最低賃金について理解を深めている。また、**運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている**。

双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員の「必要性あり」との主張に対し、地域別最低賃金が ここ数年急激に上昇していることを理由に「改正の必要なし」と 主張。
- 使用者側委員から、経営環境やどういった状況であれば「改正 の必要性あり」となり得るのかといった具体的な説明がなく、審 議が終了している。
- (注)参考事例は、令和6年度の地方最低賃金審議会の審議等の実態をもとに労働基準局賃金課にて作成。

特定(産業別)最低賃金の決定について

【最低賃金法関係条文】

第15条(特定最低賃金の決定等)

労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金(以下「特定最低賃金」という。)の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

(以下省略)

1 概説

特定(産業別)最低賃金については、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組の補完や、公正な賃金決定といった役割を果たしてきた。

地域別最低賃金が、すべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして行政機関に決定を義務付けるのに対して、特定(産業別)最低賃金は、労使のイニシアティブにより決定されるものであることに留意し、関係労使の申出を受けた行政機関が最低賃金審議会の意見を聴いて決定できるものである。

さらに、特定(産業別)最低賃金は、すべての労働者のセーフティネット である地域別最低賃金において定める最低賃金を上回らなければならない こととされている。

最低賃金法では、最低賃金の決定を「最低賃金審議会の調査審議に基づく 最低賃金」と定めているが、このことは、厚生労働大臣又は都道府県労働局 長が、一定の産業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件 の改善を図るため必要があると認めるときに、最低賃金審議会の調査審議を 求め、その意見を聴いて決定されるものである。

2 決定等の要件

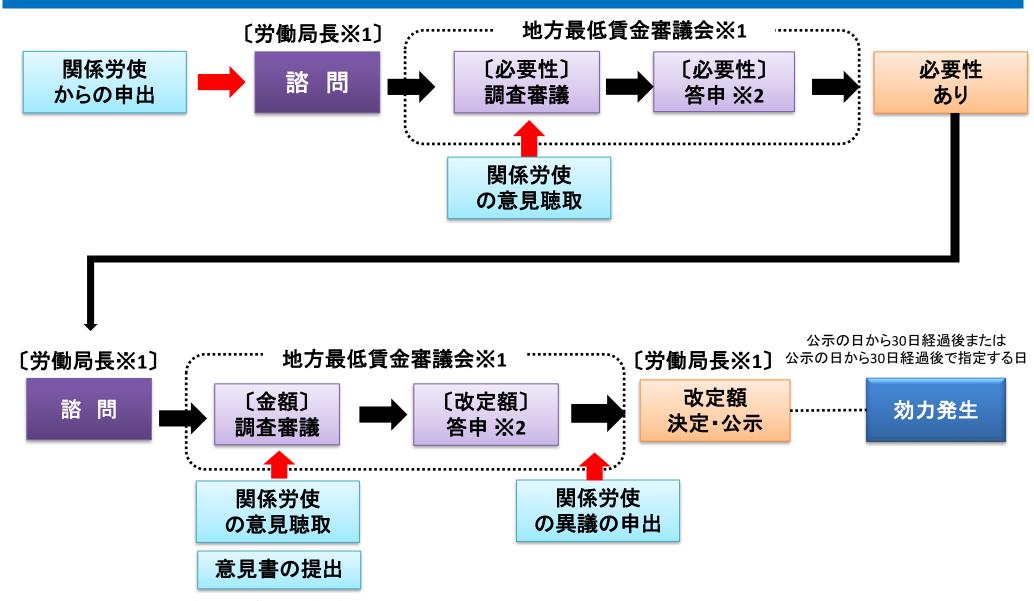
特定(産業別)最低賃金を決定、改正又は廃止(以下、「決定等」という。) するためには、次の3要件のすべてを充足する必要がある。

- ① 特定(産業別)最低賃金については、法第15条第1項による決定等の申出があり、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求め(諮問)、「必要がある」との意見の提出(答申)があること。
- ② 最低賃金審議会に調査審議を求め(諮問)、最低賃金審議会から意見が提出(答申)されること。
- ③ 最低賃金審議会からの意見(答申)について、法第15条第3項に基づく異議申出がないか、又は異議申出があった場合には、当該申出について 最低賃金審議会の意見を求め(諮問)、最低賃金審議会から意見が提出(答申)されること。

以上の3要件を充足した場合に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、

- ②又は③の意見についての答申を踏まえ、最低賃金を決定することになる。 なお、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、②又は③の意見について最 低賃金審議会の意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審 議会に再審議を求める必要がある。ただし、現在までに再審議を求めた例は ない。
- 3 最低賃金決定の手続き 図示すると、別紙のとおりである。

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



- ※1 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央 最低賃金審議会に読替える。
- ※2 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている。

令和7年度における特定最低賃金審議フロー図

7月 第1回本審 (7/14)

- ・特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び特定最低賃金の改正決定につい て併せて諮問
- ・法25条 | 項に基づく専門部会 業種ごとに設置
- ・全会一致の場合、令6条5項適用
- ・必要性の有無及び改正審議にかかる専門部会委員の推薦公示 (公示期間2~3週間程度:7/14~7/28)



必要性の有無及び改正審議にかかる専門部会委員の任命



8月下旬 必要性の有無についての専門部会

各部会において必要性の有無について調査審議



全会一致で必要性ありの場合

- ・令6条5項適用 引き続き金額審議
- ・則 | | 条による意見聴取公示 (議決をした日から3週間)



全会一致とならなかった場合
▽「全会一致に至らず」の結論を本審に報告
全会一致で必要性なしの場合 ▽ 答申



全会一致とならなかった場合



9月4日 第447回本審

本審において必要性の有無について審議 必要性なし・全会一致に至らず≫答申 必要性あり≫答申(金額審議へ)



「必要性あり」の場合

10月上旬~10月中旬 改正決定の専門部会

複数回の審議を経て結審

全会一致の場合>令6条5項適用



●月○日 第〇〇〇回本審

全会一致とならなかった場合、本審において金額審議



●月○日 第○○○回本審(異議申し出があった場合)

例年どおり12/15発効とする場合、10/15答申→異議申出締切は10/30

山 口 労 働 局 殿



申 出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

--記--

- 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲 山口県において、輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働11,295名
- 2. 金額改正を申し出る最低賃金の件名 山口県輸送用機械器具製造業

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

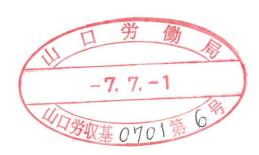
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	720/
	8,430人 =74.6% > 概ね3分の1以上
山口県における、輸送用機械器具製造業	11,295 人
(最も低い)労働協約の金額 = 185,600/月額(時 現在適用されている法定最低金額 = 1088円/時間	

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申し出合意書および委任状、③山口県における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況およびこのうち賃金の当該労働協約の適用を受ける労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数(賃金の最低額が月額のみで表示されている場合)

以上



1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

	産業分類	事業所数	労働者数 (名)
E 3 1	輸送用機械器具製造業	203	11, 295

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

NO.	事業所名	組合名	適用労働者数(名)		
1	三菱重工業(株)下関造船所	三菱重工グループ労働組合連合会下 関地区本部	6 6 6		
2	サンセイ(株) 下関工場	サンセイ労働組合	4 7		
3	MHI 下関エンジニアリング(株)	MHI 下関エンジニアリング労働組合	9 9		
4	(株)日立製作所笠戸事業所	日立製作所労働組合笠戸支部	1, 065		
5	マツダ (株)	マツダ労働組合 山口県本部	4, 539		
6	デルタ工業 (株)	4 4 7			
7	ダイキョーニシカワ (株)	キョーニシカワ (株) ダイキョーニシカワ労働組合			
8	南条装備工業(株)	南条装備工業労働組合	206		
9	(株)ワイテック	ワイテック労働組合	3 1 2		
10	(株) 石﨑本店	石﨑ホールディング労働組合	2 4 3		
1 1	(株) キーレックス	キーレックス労働組合	2 4 9		
		合 計	8, 430		

(74.63%)

2. 所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月間金額	月間所定 労働日数	月間所定 労働時間
 三菱重工業(株)下関造船所	三菱重工グループ労働組合連合会下		19.9 ⊟	159.30 h
	関地区本部	212,400 円	10,667 円	1,333 円
サンセイ(株) 下関工場	サンセイ労働組合		19.75 ⊟	158.00 h
		182,000 円	9,215 円	1,152 円
MHI下関エンジニアリング(株)	 MHI下関エンジニアリング労働組合		19.90 ⊟	159.3 h
		203,000 円	10,201 円	1,275 円
┃ ┃(株)日立製作所 笠戸事業所	日立製作所労働組合笠戸支部		19.90 ⊟	154.30 h
		205,000 円	10,302 円	1,329 円
マツダ(株)	マツダ労働組合		20.30 ⊟	162.67 h
		185,600 円	9,128 円	1,141 円
デルタ工業(株)	 デルタ工業労働組合		20.33 ⊟	162.66 h
		196,331 円	9,656 円	1,207 円
ダイキョーニシカワ (株)	ダイキョーニシカワ労働組合		20.33 ⊟	162.66 h
		191,400 円	9,413 円	1,177 円
南条装備工業(株)	南条装備工業労働組合		20.33 ⊟	162.66 h
		193,400 円	9,514 円	1,190 円
(株)ワイテック	ワイテック労働組合		20.33 ⊟	162.64 h
		190,000 円	9,346 円	1,168 円
(株) 石﨑ホールディングス	日崎ホールディング労働組合 日本・アールディング労働組合 日本・アールディング労働組合 日本・アールディング労働組合 日本・アールディング		20.30 目	162.66 h
		196,000 円	9,656 円	1,205 円
(株)キーレックス	キーレックス労働組合		20.33 ⊟	162.66 h
		190,000 円	9,345	1,169 円

山口地方最低賃金審議会 会長 小林 友則 殿

特定最低賃金の改正決定等について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めると結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金 属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

当資料は当店 web サイトに掲載しています https://www3.boj.or.jp/shimonoseki/





日本銀行

2025年8月5日日本銀行下関支店

〒750-8601 下関市岬之町 7-1 TEL: 083-233-3113 FAX: 083-228-1021

山口県金融経済情勢(2025年8月)

(概 況)

県内景気は、緩やかに回復している。

需要項目別にみると、公共投資は、横ばい圏内で推移している。輸出は、 前年を下回った。個人消費は、着実に持ち直している。住宅投資は、弱めの 動きとなっている。設備投資は、増加している。

こうした中、生産は、持ち直しの動きがみられる。雇用・所得情勢をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。消費者物価の前年比は、2%台後半となった。

企業倒産は、横ばい圏内で推移している。金融面をみると、預金・貸出は、 ともに前年を上回って推移している。貸出金利は、前月を上回って推移して いる。

【実体経済】

各統計の時期、計数については、後掲の山口県主要金融経済指標を参照。

公共投資	<u>公共投資</u> は、横ばい圏内で推移している。 <u>公共工事請負金額</u> は、前年を下回った。
輸出入	<u>輸出</u> は、前年を下回った。 <u>輸出・輸入</u> は、ともに前年を下回った。
個人消費	個人消費は、着実に持ち直している。 個人消費関連の販売統計をみると、百貨店・スーパー販売額、ユンビニエンスストア販売額、ホームセンター販売額、ドラッグストア販売額は、前年を上回った。また、耐久消費財では、家電大型専門店販売額、乗用車新車登録台数は、前年を上回った。
住宅投資	住宅投資は、弱めの動きとなっている。 新設住宅着工戸数は、前年を下回った。
設備投資	<u>設備投資</u> は、増加している。 山口県短観 (2025 年 6 月調査) における企業の設備投資をみると、 2024 年度実績は増加したほか、2025 年度も増加計画となっている。 建築物着工床面積 (非居住用) は、前年を上回った。
生産	生産は、持ち直しの動きがみられる。 <u>鉱工業生産指数</u> (5月)は、前月比上昇した。業種別にみると、 輸送機械は低下した一方、化学、汎用・生産用・業務用機械は上昇 した。
雇用·所得	雇用・所得情勢をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。 有効求人倍率は、前月を下回った。常用労働者数は、前年を下回った一方、現金給与総額は、前年を上回ったことから、雇用者所得は、前年を上回った。
物価	消費者物価の前年比は、2%台後半となった。 消費者物価指数(除く生鮮食品)は、前年を上回った。

【企業倒産】

	<u>企業倒産</u> は、横ばい圏内で推移している。
企業倒産	件数(4件)は前年(9件)を下回ったほか、負債総額(285百万
	円) も前年(319 百万円)を下回った。

【金融】

預金 貸出	<u>預金・貸出</u> は、ともに前年を上回って推移している。
貸出約定 平均金利	<u>貸出金利</u> は、前月を上回って推移している。

以 上

山口県主要金融 経

- p:速報値、r:訂正または改定値 - 特に記載のない限り、全て山口県に関する計数

1. 需要コンポーネント

(前年比%)

			公共投資	輸と	出入				個人	消費		
			公共工事 請負金額	輸出	輸	入		ーパー販売額	コンビニエンスストア	ホームセンター 販売額	ドラッグストア 販売額	家電 大型専門店
			明只业职				(全店)	(既存店)	販売額	从几时	从几识	販売額
2	24/	7-9 月	-29. 1	11. 1		-28.6	1. 6	0. 4	0. 1	-1.7	4. 3	-2. 2
		10-12	0. 3	4. 9		-36.0	1. 5	0. 3	1. 3	-3. 7	7. 0	-1.1
2	25/	1-3	18. 9	20. 4		-17.0	6. 5	1.9	0. 4	0.5	5. 3	3. 2
		4-6	-37. 0	-25. 6	р	-19.9	n. a.	n. a.	n. a.	n.a.	n. a.	n. a.
2	25/	3	121. 6	12. 5		-4. 5	9. 0	4. 3	1.8	-0. 1	7. 3	2. 6
		4	-37. 0	-29. 1		-11.4	8. 3	3. 3	1.5	1.5	5. 1	-3. 4
		5	-60. 3	-29. 2		-30.8	6. 7	1.8	1.0	-0. 1	r 3.2	0. 7
		6	-7. 9	-18. 7	р	-17.8	p 7.5	p 2.3	p 2.6	p 2.1	p 5.0	p 1.8
	資料	料出所	西日本 建設業保証	財利	 络省		経済産業省					

(前年比%)

						(前年比%)
			個人消費		住宅投資	設備投資
		乗用車新車 登録台数	うち 登録車	うち 軽自動車	新設住宅 着工戸数	建築物着工 床面積 (非居住用)
24/	7-9 月	-0. 6	-1.0	-0. 2	-5. 6	-43. 5
	10-12	-4. 8	0.0	-11.4	28. 9	3. 1
25/	1-3	17. 9	14. 9	22. 4	-25. 3	-81. 2
	4-6	3. 0	0.8	6. 3	-4. 6	95. 9
25/	3	13. 7	15. 4	11. 1	-35. 4	-83. 0
	4	8.8	5. 6	14. 4	48. 4	37. 5
	5	-0. 1	0.0	-0. 1	-42. 2	178. 8
	6	0. 7	-2. 7	5. 7	-13. 0	75. 9
資	料出所		中国運輸局		国土	交通省

⁽注) 公共工事請負金額、輸出入、新設住宅着工戸数、建築物着工床面積の四半期計数、 乗用車新車登録台数の月次、四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。

		(前年比%、2	5年6月調査)					
	設備投資							
	山口県企業短期経済観測調査 設備投資額							
(4	きむ土地投資額)	2024年度実績	2025年度計画					
	全産業	23. 0	10. 4					
	製造業	15. 8	11. 6					
	非製造業	46. 7	7. 1					
	資料出所	日本銀行	下関支店					

2. 生産関連

(基節調敕洛。前期比0%)

		(李即調整済・則期比%)						
			鉱工業指数					
		生産			出荷		在庫	
24/	7-9 月		8.8		2. 7		4. 7	
	10-12		-6. 9		-4. 1		-2. 1	
25/	1-3		-0.5		-1.5		-1.6	
	4-6		n. a.		n. a.		n. a.	
25/	3		-1. 7		-6. 9		3. 1	
	4	r	-12. 2	r	-3. 0	r	1.4	
	5	р	30.7	р	15.8	р	-3.6	
	6		n. a.		n. a.		n. a.	
資	料出所				山口県			

⁽注) 20年基準。

3. 雇用·所得

(± /= 11.0()

					(削年比%)				
			雇用・所得						
		有効求人倍率 (季調済) (倍)	常用労働者数	現金給与総額 (名目)	雇用者所得				
24/	7-9 月	1. 48	2. 3	1.6	3. 9				
	10-12	1.42	1. 4	5. 0	6. 3				
25/	1-3	1.44	0.8	3. 5	4. 3				
	4-6	1.44	n. a.	n. a.	n. a.				
25/	3	1. 47	1. 3	2. 9	4. 3				
	4	1.46	-0. 3	3. 5	3. 2				
	5	1. 45	-1. 1	6. 4	5. 3				
	6	1.42	n. a.	n. a.	n. a.				
資料出所 厚生労働省				山口県					

山口県主要金融経済指標(2)

4. 物価

1/2 11—								
		(前年比%)						
		消費者物価指数 (除<生鮮食品)						
		山口市						
24/	7-9 月	2. 7						
	10-12	2. 7						
25/	1-3	3. 6						
	4-6	3. 3						
25/	3	3. 9						
	4	3. 6						
	5	3. 5						
	6	2. 8						
資料	料出所	総務省						

(注) 消費者物価指数(除く生鮮食品)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。20年基準。

5. 企業倒産、金融

(前年比%)

		企業・	企業倒産金融					(明平比90)	
		件数		75.人	Æ:II	貸出約定平均金利(ストックベース			
		1十致	負債総額	預金 (末残)	貸出 (末残)	総合	短期	長期	
		(件)	(百万円)	(1/13)	(1/13)	(%)	(%)	(%)	
24/	7-9 月	17	2, 741	1. 1	1. 2	1. 145	1. 729	1. 132	
	10-12	13	1, 812	1. 6	1.1	1. 188	1. 756	1. 175	
25/	1-3	15	1, 962	2. 0	-0. 1	1. 220	1. 821	1. 206	
	4-6	16	1, 785	2. 5	0. 2	1. 340	1.860	1. 330	
25/	3	6	370	2. 0	-0. 1	1. 220	1. 821	1. 206	
	4	5	303	2. 1	0.4	1. 229	1. 830	1. 217	
	5	7	1, 197	2. 5	0.3	1. 258	1. 873	1. 246	
	6	4	285	2. 5	0. 2	1. 340	1.860	1. 330	
資料出所 東京商工リサーチ			日本銀行下関支店						

- (注) 1 企業倒産(件数、負債総額)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
 - 2. 預金(末残) および貸出(同)は、以下の定義による。
 - ・国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の山口県内店舗分および同県内に本店を置く信用金庫。
 - ・銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、オフショア勘定を除く。
 - 3. 貸出約定平均金利は、以下の定義による。
 - ・山口県内に本店を置く国内銀行(県内店舗ベース)および信用金庫(全店ベース)の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
 - ・貸出金利・貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、当座貸越を除く。
 - 4. 預金、貸出、貸出約定平均金利の四半期計数は、各四半期末月の月次計数。







企業短期経済観測調査結果(2025年6月)

一山口県—

【調査対象企業数および回答状況】

	調査対象企業数	<u> </u>	
全産業	173 社	173 社	100.0 %
製 造 業	84 社	84 社	100.0 %
非 製 造 業	89 社	89 社	100.0 %

【回答期間】 5月28日 ~ 6月30日

【 回 答 率 】 業況判断の有効回答社数/調査対象企業数×100

【判断項目の集計方法】

判断項目については、調査対象企業からの回答(「1、2、3」)を、以下のように 算出される「DI」(ディフュージョン・インデックス<Diffusion Index>) という指標に加工・集計。

DI (%ポイント)

- =「第1選択肢の回答社数構成比(%)」-「第3選択肢の回答社数構成比(%)」
- 一 例えば「業況判断DI」は、「1. 良い」「2. さほど良くない」「3. 悪い」のうち、「1. 良い」の回答社数構成比から「3. 悪い」の回答社数構成比を引いて算出。

【本件に関するお問い合わせ先】

日本銀行下関支店総務課 (TEL: 083-233-3113)

当資料は当店ホームページ (https://www3.boj.or.jp/shimonoseki/) に掲載しています。

1. 業況判断

業況判断DI

(「良い」-「悪い」・%ポイント)

	2024年		2025年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	15	20	18	9	15	▲ 3	8	▲ 7
製 造 業	12	14	10	3	5	▲ 5	3	▲ 2
非 製 造 業	19	25	25	14	24	1	13	▲ 11

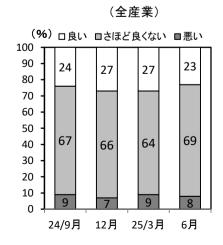
(注) 判断項目において、「最近」は回答時点を、「先行き」は3か月後を示す。「最近」の変化幅は、前回調査の「最近」との対比。「先行き」の変化幅は、今回調査の「最近」との対比(以下、同じ)。

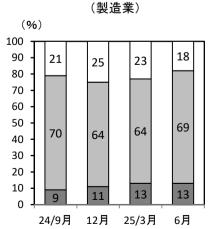
主要業種別業況判断DI

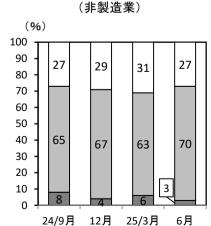
(「良い」-「悪い」・%ポイント)

- (「良い」「恋い」 がパイン										
		2024年		2025^{4}	年3月		6 <i>)</i>	1		
		9月	12月	最近	先行き	最近		先行き		
							変化幅		変化幅	
	化学	5	5	▲ 5	▲ 5	0	5	▲ 5	▲ 5	
	窯業・土石製品	50	50	50	50	50	0	50	0	
製	鉄鋼	0	0	▲ 9	▲ 18	▲ 18	▲ 9	▲ 18	0	
製造業	食料品	11	0	12	12	0	▲ 12	12	12	
業	はん用・生産用・ 業務用機械	43	43	57	15	43	▲ 14	57	14	
	電気機械	0	33	33	16	▲ 16	▲ 49	0	16	
	輸送用機械	33	33	33	33	33	0	33	0	
	建設	25	29	33	21	42	9	34	▲ 8	
	不動産・物品賃貸	20	20	25	0	25	0	▲ 25	▲ 50	
非	卸売	11	33	38	13	13	▲ 25	0	▲ 13	
非製造業	小売	0	▲ 7	15	22	7	▲ 8	15	8	
業	運輸・郵便	20	30	30	10	10	▲ 20	0	▲ 10	
	対事業所サービス	45	45	45	33	44	▲ 1	33	▲ 11	
	宿泊・飲食サービス	43	43	0	▲ 14	14	14	▲ 14	▲ 28	
全国	(全規模・全産業)	14	15	15	10	15	0	9	▲ 6	

▽業況判断DIの選択肢別社数構成比







2. 売上・収益計画

売上高

(前年度比・%)

			\ <u></u>	刊 千 及比 5 70 /
2023年度	2024年度		2025年度	
実 績	実 績	修正率	計画	修正率
▲ 2.9	▲ 34.1	2. 0	0.3	0. 9
2. 4	0.4	1.6	2. 2	1. 9
▲ 4. 7	▲ 46.8	2. 3	▲ 0.9	0. 2
3. 0	3.8	0. 5	1.4	1. 0
	実績 ▲ 2.9 2.4 ▲ 4.7	実績 実績 ▲ 2.9 ▲ 34.1 2.4 0.4 ▲ 4.7 ▲ 46.8	実績 実績 修正率 ▲ 2.9 ▲ 34.1 2.0 2.4 0.4 1.6 ▲ 4.7 ▲ 46.8 2.3	2023年度 2024年度 2025年度 実績 修正率 計画 ▲ 2.9 ▲ 34.1 2.0 2.4 0.4 1.6 ▲ 4.7 ▲ 46.8 2.3

⁽注) 修正率は、前回調査との対比(以下同じ)。

経営利益

(前年度比 ▮%)

栓吊利益		-		(<u>F</u>	前年度比・%)
	2023年度	2024年度		2025年度	
	実 績	実 績	修正率	計画	修正率
全産業	25. 1	▲ 5.6	15. 0	▲ 16.9	2. 4
製造業	58. 7	17. 9	15. 3	▲ 9.1	1. 3
非 製 造 業	9. 0	▲ 22. 2	14. 7	▲ 25.3	3. 9
全国 (全規模・全産業)	12. 4	5. 6	3. 9	▲ 5.7	▲ 0.6

3. 設備投資計画等

設備投資額(含む土地投資額)

(前年度比・%)

改 個 及 貝 积 (召	工地权貝积/				川平及瓜 9%)
	2023年度	2024年度		2025年度	
	実 績	実 績	修正率	計画	修正率
全産業	4. 9	23. 0	2. 2	10. 4	13. 3
製造業	3. 1	15. 8	▲ 6.4	11. 6	2. 9
非製造業	11. 1	46.7	34. 1	7. 1	55. 8
全国(全規模・全産業)	10. 6	7. 5	▲ 0.6	6. 7	6. 0

⁽注) ソフトウェア投資額、研究開発投資額は含まない。

生産・営業用設備判断DI

(「過剰」-「不足」・%ポイント)

	2024年		2025年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	A 3	▲ 4	A 4	▲ 5	▲ 2	2	A 3	1
製 造 業	A 2	▲ 4	4 4	0	2	6	0	▲ 2
非 製 造 業	A 3	A 3	A 3	▲ 8	▲ 5	▲ 2	4 5	0

4. 需給、在庫、価格判断

国内での製商品・	サービス需給判断DI

	2024年		2025年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	A 9	A 9	1 0	▲ 11	▲ 12	A 2	▲ 13	1
製 造 業	▲ 13	▲ 14	1 8	1 8	1 8	0	1 8	0
非製造業	A 7	A 6	A 5	A 6	A 8	A 3	A 9	1

製商品在庫水準判断DI

(「過大」-「不足」・%ポイント)

	2024年	2024年		2025年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き		
						変化幅		変化幅	
製造業	15	26	16		18	2			

販売価格判断DI

___(「上昇」-「下落」・%ポイント)

	2024年		2025年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	25	31	31	42	27	A 4	38	11
製 造 業	36	43	28	50	22	A 6	30	8
非 製 造 業	18	24	33	37	31	A 2	43	12

仕入価格判断DI

(「上昇」-「下落」・%ポイント)

	2024年		2025年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	44	41	42	48	41	1	48	7
製 造 業	45	41	34	52	37	3	48	11
非 製 造 業	45	42	48	44	44	A 4	49	5

5. 雇用

雇用人員判断DI

(「過剰」-「不足」・%ポイント)

	2024年		2025年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	▲ 43	4 8	▲ 49	▲ 49	▲ 42	7	▲ 48	▲ 6
製造業	A 30	▲ 41	▲ 42	▲ 39	▲ 33	9	▲ 39	A 6
非 製 造 業	▲ 51	▲ 52	▲ 56	▲ 57	▲ 50	6	▲ 54	▲ 4

新卒採用計画 (6月・12月調査のみ)

(=:	· /=	#	ᄔ	_	06)
(All	17	ᄪ	r۲		U/n 1

-171 1 371-77 18 H 1 H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	· - / J H/· J · · / /		(1))
	2024年度	2025年度	2026年度
	実績	計画	計画
全産業	▲ 13.3	0.8	17. 3
製 造 業	▲ 15.6	7. 4	16. 1
非製造業	▲ 11.6	▲ 4.1	18. 3

6. 企業金融

資金繰り判断DI

(「楽である」-	「苦しい」	・%ポイ	ン	ト)
----------	-------	------	---	------------

	2024年		2025年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	14	11	14		17	3		

金融機関の貸出態度判断DI

(「緩い」	-「厳しい」	・%ポイント

	2024年	2025年3月			6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	20	22	20		26	6		

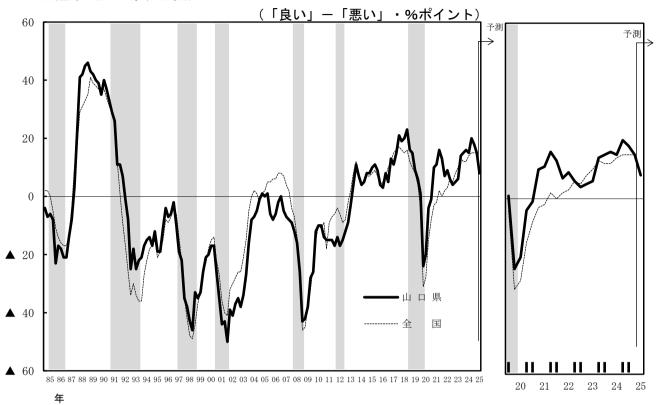
借入金利水準判断DI

(「上昇」-「低下」・%ポイント)

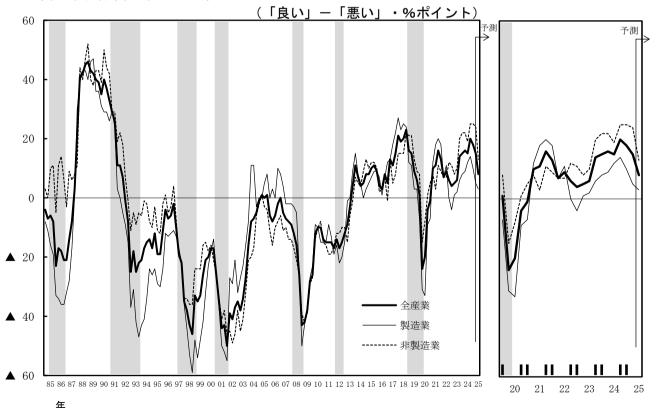
		`		1 3 701	. 1 = 1 /			
	2024年		2025	年3月	6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	37	47	54	58	53	1	48	A 5

(参考)業況判断DIの推移

▽全産業 (山口県、全国)



▽製造業、非製造業(山口県)



(注) シャドーは、景気後退期(内閣府調べ)。

年月	日本銀行下関支店の景気表現	
15/1月	県内景気は、一部に弱さがみられるが、全体としては緩やかに回復している。	
2月	県内景気は、一部に弱さがみられるが、全体としては緩やかに回復している。	
3月	県内景気は、一部に弱さがみられるが、全体としては緩やかに回復している。	
4月	県内景気は、一部に弱さがみられるが、全体としては緩やかに回復している。	
5月	県内景気は、緩やかに回復している。	
6月	県内景気は、緩やかに回復している。	
7月	県内景気は、緩やかに回復している。	
8月	県内景気は、緩やかに回復している。	
9月	県内景気は、緩やかに回復している。	
10月	県内景気は、緩やかに回復している。	
11月	県内景気は、緩やかに回復している。	
12月	県内景気は、緩やかに回復している。	
16/1月	県内景気は、天候要因等により個人消費に幾分弱さがみられるものの、基調としては緩やかに回復している。	
2月	県内景気は、天候要因等により個人消費に幾分弱さがみられるものの、基調としては緩やかに回復している。	
3月	県内景気は、緩やかに回復している。	
4月	県内景気は、緩やかに回復している。	
5月	県内景気は、個人消費の弱まりから回復の動きが足踏みしている。	
6月	県内景気は、個人消費の弱まりから回復の動きが足踏みしている。	
7月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。	
8月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。	
9月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。	
10月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。	
11月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。	
12月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。	
17/1月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。	
2月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。	
3月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。	
4月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。	
5月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。	
6月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。	
7月	県内景気は、緩やかに回復している。	
8月	県内景気は、緩やかに回復している。	
9月	県内景気は、緩やかに回復している。	
10月	県内景気は、緩やかに回復している。	
11月	県内景気は、緩やかに回復している。	
12月	県内景気は、緩やかに回復している。	

18/1月	県内景気は、緩やかに回復し	している。
2月	県内景気は、緩やかに回復し	している。
3月	県内景気は、緩やかに回復し	している。
4月	県内景気は、緩やかながら	も順調に回復している。
5月	県内景気は、緩やかながらる	も順調に回復している。
6月	県内景気は、緩やかながら	も順調に回復している。
7月	県内景気は、緩やかながらる	も順調に回復している。
8月	県内景気は、緩やかながら	も順調に回復している。この間、7月に発生した豪雨等については、個人消費、生産面などで影響がみられている。
9月	県内景気は、緩やかながらる	も順調に回復している。この間、7月に発生した豪雨等については、個人消費、生産面などで影響がみられている。
10月	県内景気は、緩やかながら	も順調に回復している。この間に発生した豪雨等については、個人消費、生産面などで影響がみられた。
11月	県内景気は、緩やかながらる	も順調に回復している。
12月	県内景気は、緩やかながらる	も順調に回復している。
19/1月	県内景気は、緩やかながら	も順調に回復している。
2月	県内景気は、緩やかながら	も順調に回復している。
3月	県内景気は、緩やかながら	も順調に回復している。
4月	県内景気は、緩やかながら	も順調に回復している。
5月	県内景気は、緩やかながら	も順調に回復している。
6月	県内景気は、基調としては[回復している。
7月	県内景気は、基調としては[回復している。
8月	県内景気は、基調としては[回復している。
9月	県内景気は、基調としては[回復している。
10月	県内景気は、基調としては[回復している。
11月	県内景気は、基調としては[回復している。
12月	県内景気は、基調としては[回復している。
20/1月	県内景気は、基調としては[回復している。
2月	県内景気は、基調としては[回復している。
3月	県内景気は、基調としては[回復している。ただし、足もとでは新型コロナウイルス感染症の影響がみられ始めている。
4月	県内景気は、新型コロナウ	イルス感染症などの影響から、このところ弱めの動きとなっている。
5月	県内景気は、新型コロナウ	イルス感染症の影響により、弱い動きとなっている。
6月	県内景気は、新型コロナウ	イルス感染症の影響により、一段と弱い動きとなっている。
7月	県内景気は、新型コロナウ	イルス感染症の影響により、弱い動きが続いている。
8月	県内景気は、新型コロナウ	イルス感染症の影響により、弱い動きが続いている。
9月	県内景気は、一部に持ち直り	しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い状況が続いている。
10月	県内景気は、一部に持ち直し	しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い状況が続いている。
11月	県内景気は、新型コロナウ	イルス感染症の影響により弱い状況が続いているものの、持ち直しの動きがみられている。
12月	県内景気は、新型コロナウ	イルス感染症の影響により引き続き弱い状況ながら、全体として持ち直しつつある。

21/1月	- 県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き弱い状況ながら、全体として持ち直しつつある。
	- 県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き弱い状況ながら、全体として持ち直しつつある。
	- 県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き弱い状況ながら、全体として持ち直しつつある。
	- 県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりなお弱い状況ながら、全体として持ち直している。
	- 県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりなお弱い状況ながら、全体として持ち直している。
	- 県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりなお弱い状況ながら、全体として持ち直している。
	果内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりなお弱い状況が一部にみられるものの、全体として持ち直している。
	果内泉気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりなお弱い状況が一部にみられるものの、全体として持ち直している。
	果内泉気は、料生コロアプイルス認来症の影響によりない弱い状況が一部にめられるものが、生体として持ち直している。
	- 県内景気は、持ち直しの動きが一服している。
	県内景気は、持ち直しの動きが一服している。
	県内景気は、持ち直している。
	- 県内景気は、持ち直している。
	果内景気は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により一部に弱さがみられるものの、全体として持ち直している。
	- 県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより一部に下押し圧力が強まっていることから、持ち直しのペースが鈍化している。
	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより一部に下押し圧力が強い状態が続く中、持ち直しのペースが鈍化している。
	果内景気は、持ち直しのペースが鈍化している。
	県内景気は、持ち直しのペースが鈍化している。
	県内景気は、持ち直しのペースが鈍化している。
	- 県内景気は、緩やかに持ち直している。
	- 県内景気は、緩やかに持ち直している。
	県内景気は、持ち直している。
	- 県内景気は、持ち直している。
	県内景気は、持ち直している。
	県内景気は、持ち直している。
	県内景気は、持ち直している。
7月	県内景気は、持ち直している。
8月	- 県内景気は、持ち直している。
9月	
10月	
11月	県内景気は、持ち直している。
12月	県内景気は、持ち直している。
24/1月	県内景気は、緩やかに回復している。
	県内景気は、緩やかに回復している。
3月	県内景気は、緩やかに回復している。
4月	県内景気は、緩やかに回復している。
5月	県内景気は、緩やかに回復している。
6月	県内景気は、緩やかに回復している。
7月	県内景気は、緩やかに回復している。
8月	県内景気は、緩やかに回復している。
9月	県内景気は、緩やかに回復している。
10月	県内景気は、緩やかに回復している。
11月	県内景気は、緩やかに回復している。
12月	県内景気は、緩やかに回復している。
25/2月	県内景気は、緩やかに回復している。
3月	県内景気は、緩やかに回復している。
4月	県内景気は、緩やかに回復している。
5月	県内景気は、緩やかに回復している。

6月	県内景気は、緩やかに回復している。
7月	県内景気は、緩やかに回復している。
8月	県内景気は、緩やかに回復している。
(注)年月	は、公表日基準。



法人企業景気予測調查結果 (令和7年4~6月期調查)

【山口県の概要】

目次	ページ
調査要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 景況判断 •••••	2
2. 企業収益	4
3. 設備投資	6
4. 雇 用	7
参考資料	8

令和7年6月12日 財務省中国財務局 山口財務事務所

本調査についての問い合わせ先: 財務省中国財務局山口財務事務所 財務課長 石田

TEL: (083) 922 - 2190 (代)

HP: https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/ chousatoukei/keiki/keikiyosokutop.htm



ざいちゅう



調査結果は、こちらからも

確認できます。

[調査要領]

1. 調査の目的と根拠

企業活動の現状と見通しに対する企業経営者の判断を調査し、地域経済情勢を的確に 把握するとともに、財政・経済政策運営上の基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく 一般統計調査として実施。

2. 調査実施時点

令和7年5月15日

3. 調査対象企業

資本金、出資金または基金(以下、「資本金」という。)1 千万円以上(電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は1億円以上)の県内所在法人

4. 調査対象期間(時点)

(1) 判断調査 ・・・・・・・ 令和7年4月から6月(または6月末)の現状(見込み)

令和7年7月から9月(または9月末)の見通し

令和7年10月から12月(または12月末)の見通し

(2) 計数調査 ・・・・・・・ 令和6年度の実績、令和7年度の実績見込み

5. 調査対象企業数及び回答状況

区分	業 種 別	規模別	合 計
	製 造 業 非製造業	大企業 中堅企業 中小企業	
対象企業数	45 社 69 社	25 社 29 社 60 社	114 社
回答企業数	42 社 64 社	24 社 28 社 54 社	106 社
回答率	93.3% 92.8%	96.0% 96.6% 90.0%	93.0%

(注)・ 大 企 業 : 資本金 10 億円以上

中堅企業 : 資本金 1 億円以上 10 億円未満中小企業 : 資本金 1 千万円以上 1 億円未満

6. 集計方法

判断調査項目、計数調査項目とも単純集計。

7. グラフの見方

- (1) 棒グラフは、回答企業数の構成比または金額の増減率を表す。
- (2) 折れ線グラフは、BSI(ビジネス・サーベイ・インデックス)を表す。

(参考)

BSI は、前期と比較した「上昇」または「下降」等の変化方向別の回答社数の構成比から、 先行きの経済動向を予測する方法。

(例) 前期と比べて「上昇」と回答した企業の構成比・・・40.0%

「不変」と回答した企業の構成比・・・25.0%

「下降」と回答した企業の構成比・・・30.0%

「不明」と回答した企業の構成比・・・ 5.0%

景況判断 BSI=(「上昇」40.0%) - (「下降」30.0%) = 10.0%ポイント(「上昇」超)

(3) 点線の折れ線グラフは、前回調査時(令和7年1月から3月期)の予測を指す。

1.景況判断

〇 現状判断

- ・ 現状(令和 7 年 4 月から 6 月期)の景況判断 BSI は▲10.4% ポイントと「下降」超幅が縮小している。
- 業種別にみると、製造業は▲9.5%ポイントと「下降」超幅が縮小し、非製造業は▲10.9%ポイントと「下降」超幅が拡大している。規模別にみると、大企業は 0.0%ポイントと「上昇」と「下降」が 拮抗し、中堅企業は▲7.1%ポイント、中小企業は▲16.7%ポイントと「下降」超幅が拡大している。

〇 先行き見通し

- 翌期(令和7年7月から9月期)は「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。
- ・ 業種別にみると、製造業は「下降」超幅が縮小し、非製造業は「上昇」と「下降」が拮抗する見通しとなっている。規模別にみると、大企業は「上昇」超となり、中堅企業は「上昇」と「下降」が拮抗し、中小企業は「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。
- 翌々期(令和7年10月から12月期)は「下降」超が続く見通しとなっている。

景況判断 BSI の推移 (原数値)

(BSI: 前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)

(%ポイント)

区		5 分		新国(7/1 2) 国	田木吐又测		今 回	調査	
			分	前回(7/1-3)調査時予測 -		7/4-6		7-9	10-12
				現状判断	7/4-6見通し	現状判断	変化幅	見通し	見通し
全		産	業	▲ 11.0	0.9	▲ 10.4	+ 0.6	▲ 0.9	▲ 0.9
7-2	製	造	業	▲ 16.3	0.0	▲ 9.5	+ 6.8	▲ 2.4	▲ 2.4
	非	製 造	業	▲ 7.6	1.5	▲ 10.9	▲ 3.3	0.0	0.0
10	大	企	業	▲ 11.1	7.4	0.0	+ 11.1	4.2	0.0
規模	中	堅 企	業	▲ 3.3	10.0	▲ 7.1	▲ 3.8	0.0	▲ 3.6
	中	小 企	業	▲ 15.4	▲ 7.7	▲ 16.7	▲ 1.3	▲ 3.7	0.0

(参考)寄与の大きい業種

		業種名
	LB	金属製品
制工	上昇	化学
製造業	下降	窯業∙土石
		その他製造
	上昇	宿泊・飲食サービス
		職業紹介·労働者派遣
非製造業		建設
		情報通信

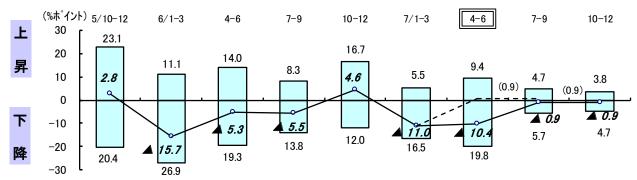
景況判断 BSI の推移 (原数値)

(BSI: 前期比判断「上昇」一「下降」社数構成比)

【全産業】

点線及び()は前回[令和7年1月から3月期]調査時予測

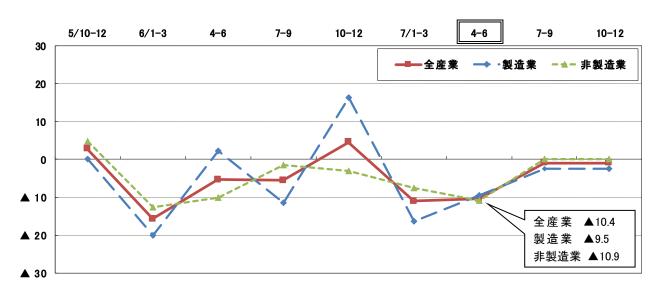
現状判断←┤├→見通し



(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイントは表記した計数の差と一致しない場合がある。

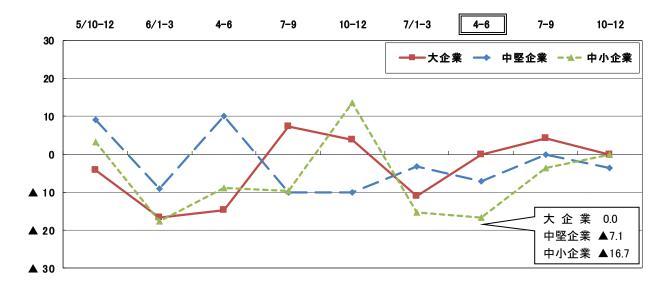
【業種別】

現状判断←┤├→見通し



【規模別】

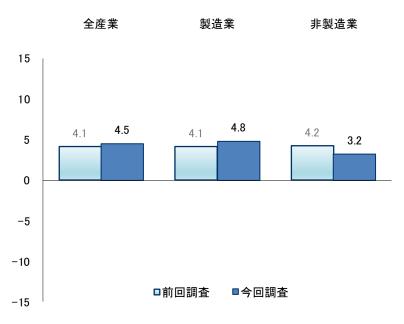
現状判断←┤├→見通し



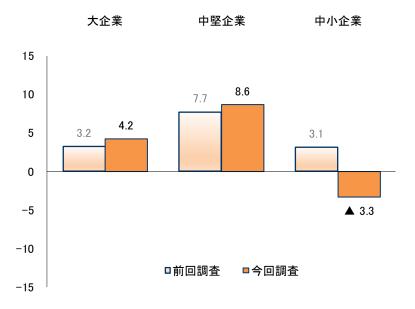
2. 企業収益

- (1) 売上高(回答企業数 76 社:電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く)
 - **令和7年度の売上高**は、前年度比4.5%の増収見込みとなっている。
 - ・ 業種別にみると、製造業は、自動車・同附属品などで減収となるものの、化学、パルプ・ 紙等などで増収となることから、全体としては 4.8%の増収見込みとなっている。非製造 業は、建設などで減収となるものの、小売、運輸・郵便などで増収となることから、全体と しては 3.2%の増収見込みとなっている。

【全産業・業種別】(前年度比増減率)



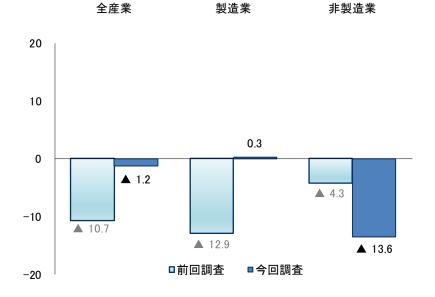
【規模別】(前年度比増減率)



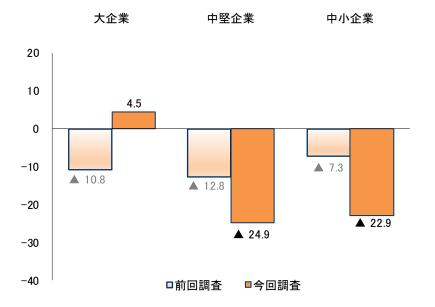
(2) 経常利益(回答企業数 75 社:電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く)

- 令和7年度の経常利益は、前年度比▲1.2%の減益見込みとなっている。
 - ・ 業種別にみると、製造業は、生産用機械などで減益となるものの、化学、金属製品などで増益となることから、全体としては 0.3%の増益見込みとなっている。非製造業は、情報通信などで増益となるものの、運輸・郵便、リースなどで減益となることから、全体としては▲13.6%の減益見込みとなっている。

【全産業・業種別】(前年度比増減率)



【規模別】(前年度比増減率)

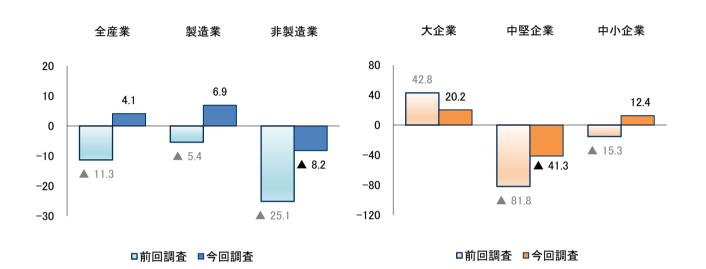


3.設備投資(回答企業数83社:土地購入額を除く、ソフトウェア投資額を含む)

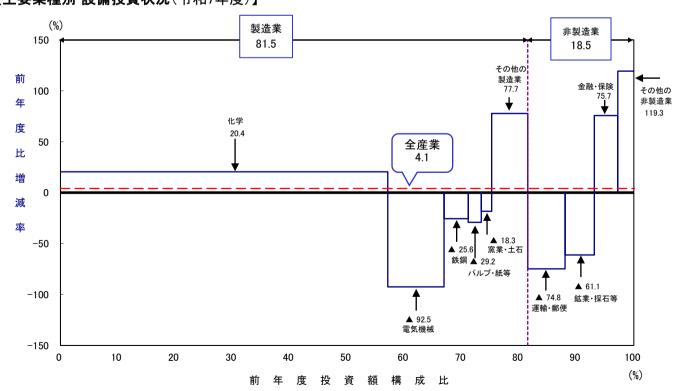
- 令和7年度の設備投資計画は、前年度比4.1%の増加見込みとなっている。
- ・ 業種別にみると、製造業は、電気機械などで減少するものの、化学、生産用機械などで増加することから、全体としては6.9%の増加見込みとなっている。非製造業は、金融・保険などで増加するものの、運輸・郵便、鉱業・採石等などで減少することから、全体としては▲8.2%の減少見込みとなっている。規模別にみると、大企業(20.2%)、中小企業(12.4%)は増加見込みとなっており、中堅企業(▲41.3%)は減少見込みとなっている。

【全産業・業種別】(前年度比増減率)

【規模別】(前年度比増減率)



【主要業種別 設備投資状況(令和7年度)】



4.雇用

○ 現状判断

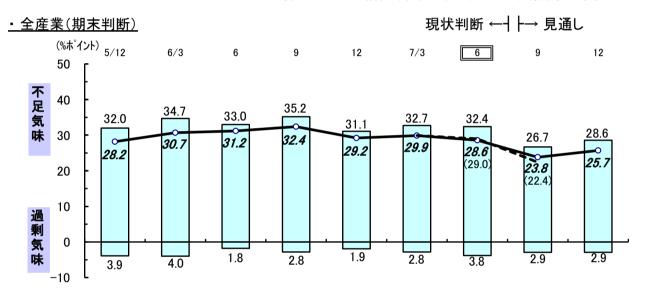
- ・現状(令和7年6月末)の従業員数判断BSI(回答企業数105社)は28.6%ポイントと「不足気味」超となっており、前期(令和7年3月末)に比べ、「不足気味」超幅が縮小している。
- ・業種別にみると、製造業は11.9% ポイントと「不足気味」超幅が拡大しており、非製造業は39.7% ポイントと「不足気味」超幅が縮小している。

○ 先行き見通し

・翌期、翌々期は、ともに「不足気味」超の見通しとなっている。

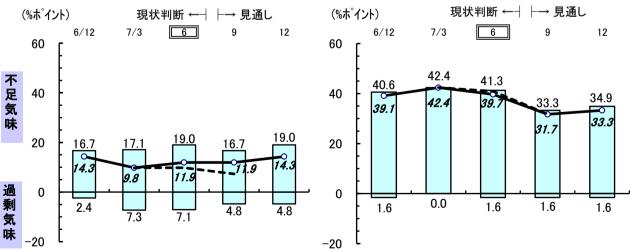
従業員数判断BSIの推移(臨時・パート含む)(原数値)

(BSI:期末判断「不足気味」ー「過剰気味」社数構成比) 点線及び()は前回[令和7年1月から3月期]調査時予測



• 製造業(期末判断)

• 非製造業(期末判断)



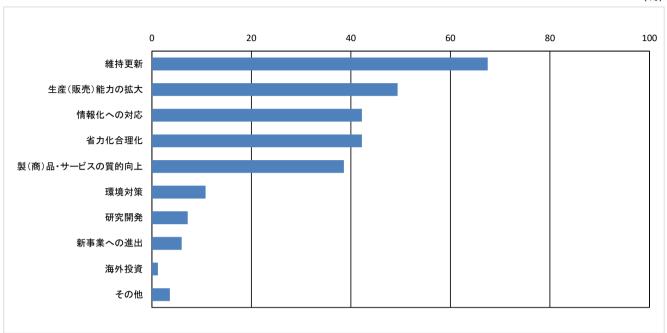
(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイントは表記した計数の差と一致しない場合がある。

[参考資料]

1. 今年度における設備投資スタンス

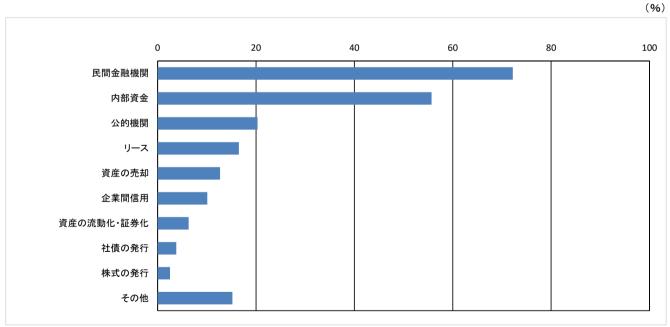
※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答社数の構成比

(%)



2. 今年度における資金調達方法

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答社数の構成比





山口県内の経済情勢

令和7年7月29日

財務省中国財務局 山口財務事務所



ざいちゅう

本調査についてのお問い合わせ先: 財務省中国財務局山口財務事務所 財務課長 吉田

TEL: (083) 922-2190代)

https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/ chousatoukei/jouseitop.htm



調査結果は、こちらからも 確認できます。

1. 総論

【総括判断】

「県内経済は、緩やかに回復しつつある」

項	目	前回(7年4月判断)	今回(7年7月判断)	前回 比較
総括	判断	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	\Diamond

(注) 7年7月判断は、前回7年4月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

(判断の要点)

個人消費は、回復しつつある。生産活動は、持ち直しつつある。雇用情勢は、緩やかに改善しつつある。

【各項目の判断】

項目	前回(7年4月判断)	今回(7年7月判断)	則回 比較
個人消費	緩やかに回復しつつある	回復しつつある	\sim
生産活動	持ち直しつつある	持ち直しつつある	
雇用情勢	緩やかに改善しつつある	緩やかに改善しつつある	

設備投資	6年度は前年度を上回る見込み	7年度は前年度を上回る見込み	\Rightarrow
企業収益	6 年度は減益見込み	7年度は減益見込み	\Rightarrow
企業の 景況感	「下降」超に転じる	「下降」超幅は縮小	
住宅建設	前年を上回る	前年を下回る	\searrow
輸出	前年を上回る	前年を下回る	\searrow

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。

2. 各論

■ 個人消費 「回復しつつある」

百貨店・スーパー販売、ドラッグストア販売は飲食料品などが好調であることから、前年を上回っている。コンビニエンスストア販売は総菜、ホームセンター販売は園芸・エクステリア、家電大型専門店販売は携帯電話などが堅調であることから、前年を上回っている。

また、乗用車販売は軽乗用車などが堅調であることから、前年を上回っている。

(主なヒアリング結果)

- ➤ 米の価格は依然として高値で推移しているが、買い控えもなくよく売れている。6 月中旬から気温が上昇したことで、冷たい飲料や麺類などの夏物商材の売上が伸びている。(スーパー)
- ➤ 価格は高いものの、インターネットで評価の高い化粧品が売れている。一方で、節約志向の高まりからまとめ買いやポイントデーの活用などより安く食料品を求める人が増えており、普段は節約するが必要と判断した時にはしっかりお金を使うメリハリ消費の傾向が強まっていると感じる。(ドラッグストア)
- ➤ チルド弁当や総菜など商品の品揃えを増やしたことで消費者の購買意欲が高まり、売れ行きがよい。(コンビニエンスストア)
- ▶ 近辺で新築住宅が増えており、ガーデニングやアウトドア用品などを収納する物置の販売が伸びている。(ホームセンター)
- ▶ スマートフォンは携帯電話各社の乗り換えキャンペーンの効果により、価格は高くても売れている。(家電大型専門店)
- ⇒ 新型車が発売されたことで軽乗用車の販売台数が増加している。(自動車販売店)
- ▶ 4月から開催されている大阪・関西万博を訪れるツアーが個人、団体ともに好調であるなど、旺盛な旅行需要が続いている。(旅行代理店)

■ 生産活動 「持ち直しつつある」

輸送機械は海外での価格競争が激しく販売量が落ち込んでいる影響など、化学はインフラ向けの需要 低迷などから、減少している。

鉄鋼は業務用厨房向けなど、汎用・生産用・業務用機械は船用機械の需要が堅調なことから、増加している。

- ➤ 北米で価格競争が激しい中、一部車種の販売が落ち込み、生産量が減少している。 (輸送機械)
- ➤ 公共事業の案件の減少や中国の不動産市場が回復していない影響を受け、国内外のインフラ向けで需要が低迷している。 (化学)
- ➤ インバウンドが増加するなど観光需要の高まりにより、レストランなどの外食産業向け業務用厨房の受注が堅調。(鉄鋼)
- ▶ 脱炭素の流れを受け、環境規制に対応した船舶の更新需要が高まっており、船用機械の受注が堅調。(汎用機械)

■ 雇用情勢 「緩やかに改善しつつある」

有効求人倍率は、引き続き高めに推移している。 新規求人数は、卸売・小売業などで減少しており、前年を下回っている。

- ▶ 店舗では従業員不足が常態化しており、アルバイトやパートを募集しても応募がないため、単発、短時間で働くスポットワーカーを活用している。(小売)
- ▶ 人手不足に対応するために、セルフレジや発注用タブレットなどの導入によって省人化に取り組む事業所が増えている。 (公的機関)

- 設備投資 「7年度は前年度を上回る見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」7年4-6月期
 - 製造業は、電気機械などで減少するものの、化学、生産用機械などで増加することから、全体では前年度を上回る見込みとなっている。
 - 非製造業は、金融・保険などで増加するものの、運輸・郵便、鉱業・採石等などで減少することから、全体では前年度を下回る見込みとなっている。
 - ▶ カーボンニュートラルの実現に向けて関連設備を新設するなどの設備投資を進めている。(化学)
 - ▶ 前年度は大型の新設設備の投資を行ったが、今年度は設備の維持更新のみ。(運輸・郵便)
- 企業収益 「7年度は減益見込み」(全産業)「法人企業景気予測調査」7年4-6月期
 - 製造業は、生産用機械などで減益となるものの、化学、金属製品などで増益となることから、 全体では増益見込みとなっている。
 - 非製造業は、情報通信などで増益となるものの、運輸・郵便、リースなどで減益となることから、全体では減益見込みとなっている。
- 企業の景況感 「『下降』超幅は縮小」(全産業) 「法人企業景気予測調査」7年4-6月期
 - 企業の景況判断 BSI は、「下降」超幅が縮小している。なお、先行きは「下降」超幅が縮小する 見通しとなっている。
- 住宅建設 「前年を下回る」
 - 新設住宅着工戸数は、貸家、分譲住宅などが減少していることから、前年を下回っている。
- 輸出 「前年を下回る」
 - 輸出(円ベース)は、自動車、一般機械などが減少していることから、前年を下回っている。 地域別では、アジア、北米などで減少している。

なお、輸入(円ベース)は、石油製品、石炭などが減少していることから、前年を下回っている。地域別では、中東、大洋州などで減少している。

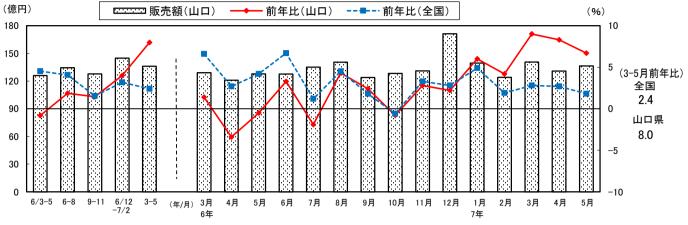
資 料 編

		目	次		ページ
1.	個	人	消	費	 1
2.	生	産	活	動	 3
3.	雇	用	情	勢	 4
4.	設	備	投	資	 5
5.	企	業	収	益	 6
6.	企	業の	景涉	己感	 6
7.	住	宅	建	設	 6
8	輸			ж	 7

1. 個人消費 回復しつつある

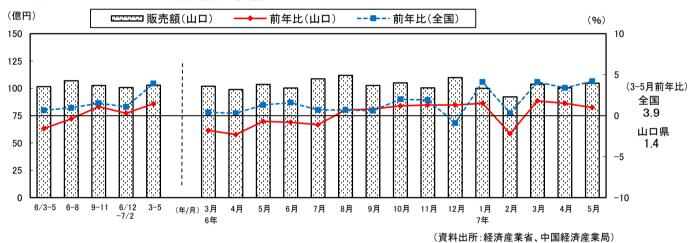
(1) 百貨店・スーパー販売額(全店舗)

(注)(1)~(5)の各グラフの3か月毎の販売額は、1月あたりの平均を表示。

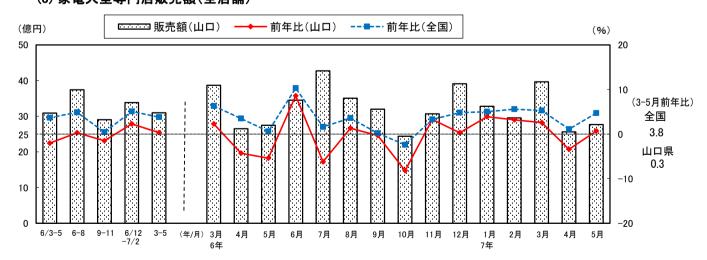


(資料出所:経済産業省、中国経済産業局)

(2) コンビニエンスストア販売額(全店舗)

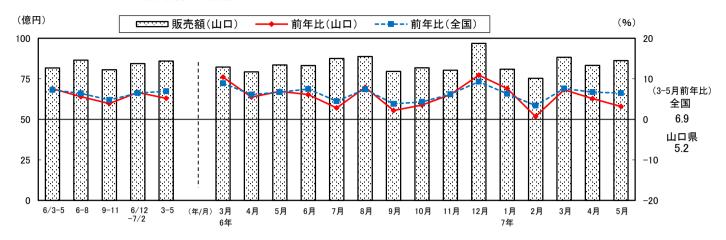


(3) 家電大型専門店販売額(全店舗)



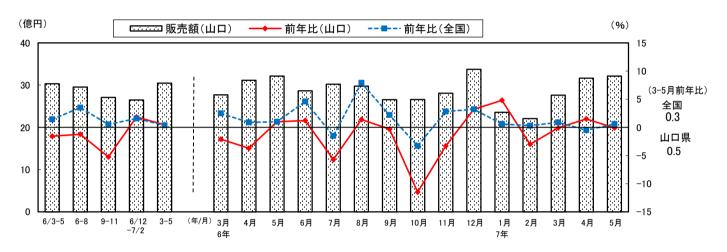
(資料出所:経済産業省、中国経済産業局)

(4)ドラッグストア販売額(全店舗)



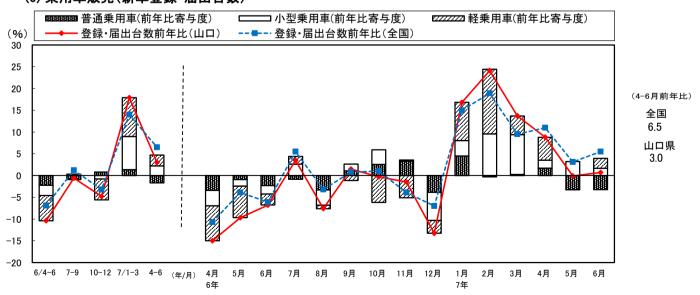
(資料出所:経済産業省、中国経済産業局)

(5) ホームセンター販売額(全店舗)



(資料出所:経済産業省、中国経済産業局)

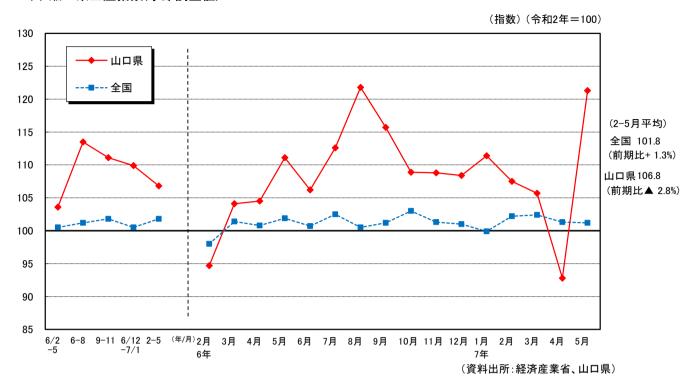
(6) 乗用車販売(新車登録・届出台数)

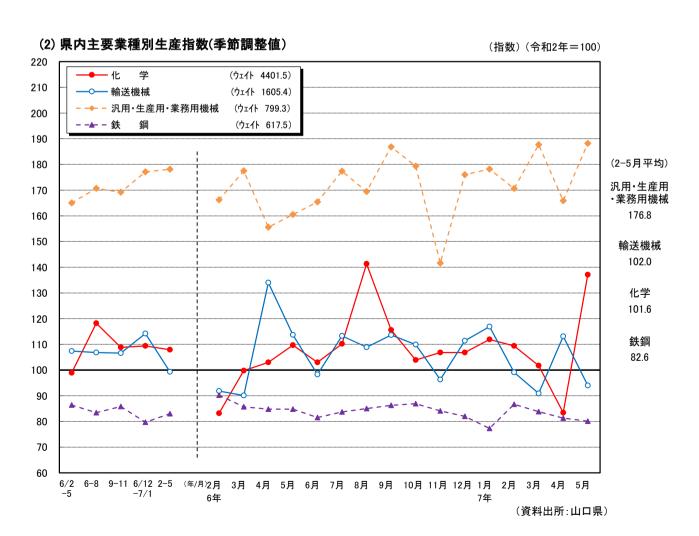


(資料出所:中国運輸局、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会)

2. 生産活動 持ち直しつつある

(1) 鉱工業生産指数(季節調整値)



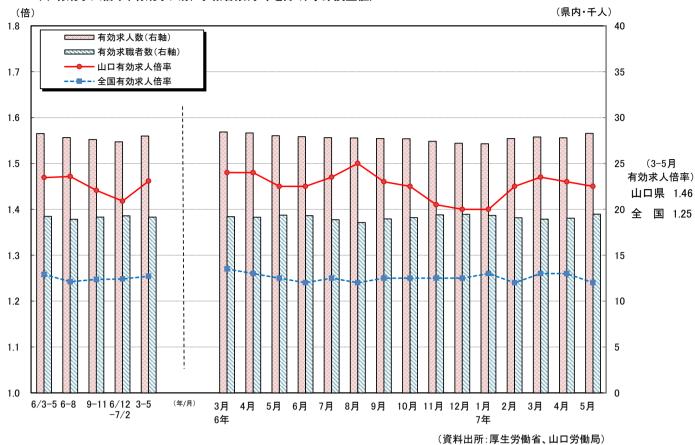


3. 雇用情勢 緩やかに改善しつつある

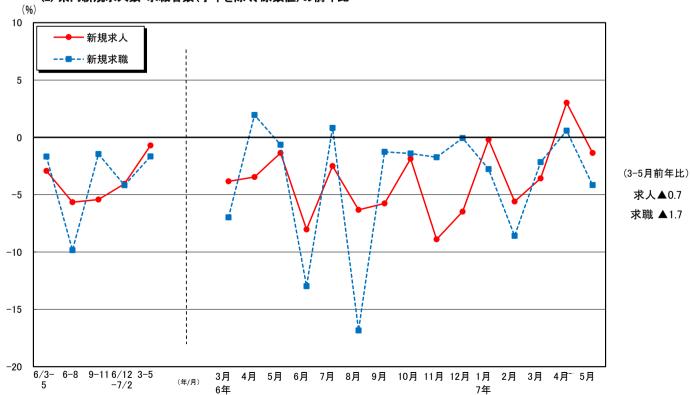
(注)(1)のグラフの3か月毎の有効求人数と有効求職者数は、 1月あたりの平均を表示。

(資料出所:山口労働局)

(1) 有効求人倍率、有効求人数・求職者数(学卒を除く、季節調整値)



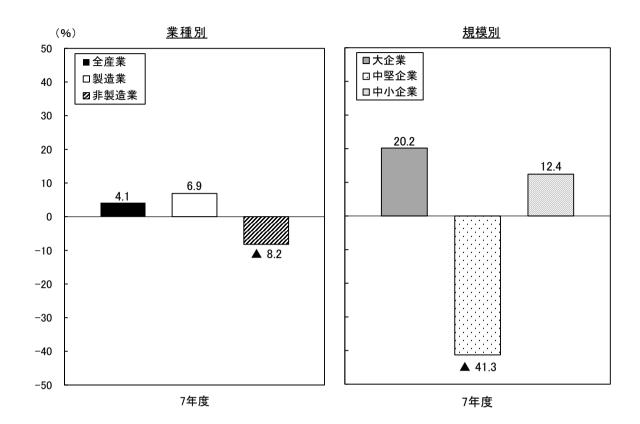
(2) 県内新規求人数・求職者数(学卒を除く、原数値)の前年比



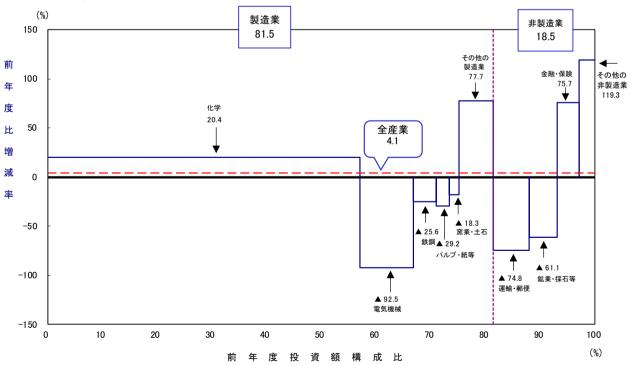
-4-

4. 設備投資 7年度は前年度を上回る見込み

(1) 設備投資額(前年度比)



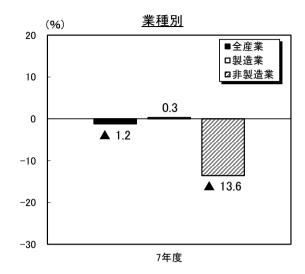
(2) 主要業種別(7年度)

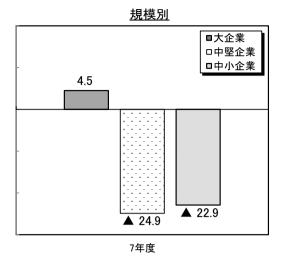


(資料出所:山口財務事務所)

5.企業収益 7年度は減益見込み

経常利益(電気・ガス・水道業、金融業、保険業を除く:前年度比)

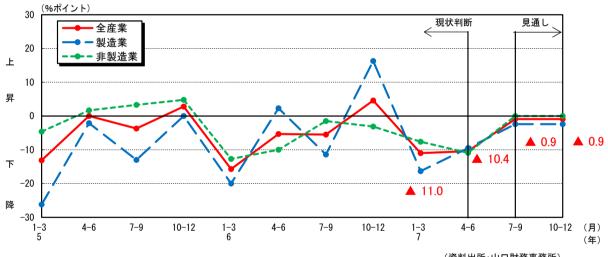




(資料出所:山口財務事務所)

6.企業の景況感 「下降」超幅は縮小

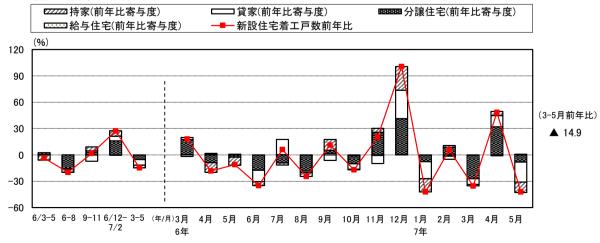
景況判断BSIの推移(原数値)(BSI:前期比判断「上昇 |-「下降 |社数構成比)



(資料出所:山口財務事務所)

7.住 宅 建 設 前年を下回る

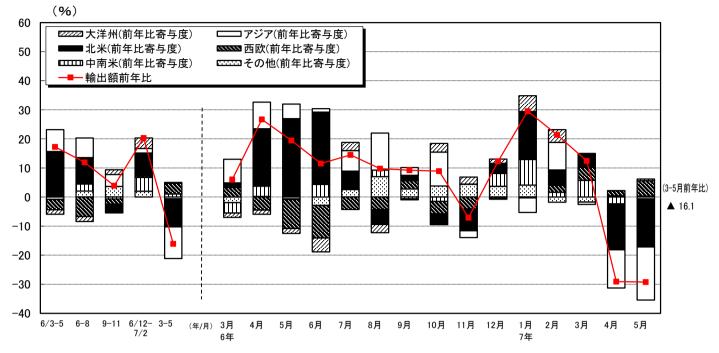
新設住宅着工戸数(前年比)



(資料出所:国土交通省)

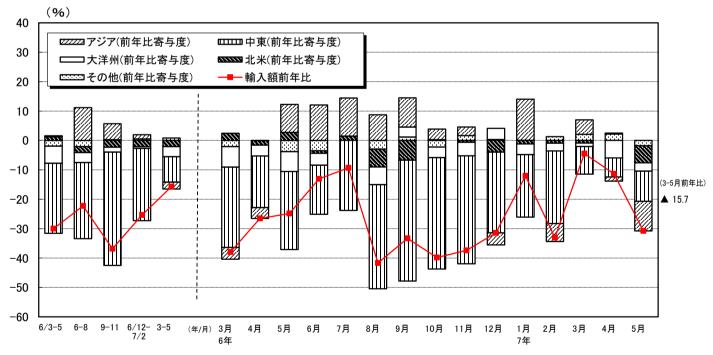
8. 輸出 前年を下回る

輸出(円ベース)



(資料出所:神戸税関、門司税関)

<参考> 輸入(円ペース)

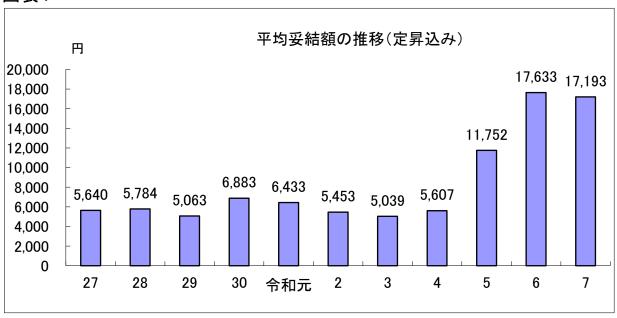


(資料出所:神戸税関、門司税関)

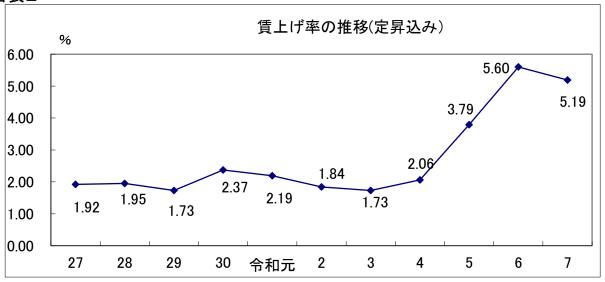
令和7年春季賃上げ要求・妥結状況(最終集計結果)

令 和 7 年 6 月 末 現 在 産業労働部労働政策課

図表1



図表2



図表3 要求額・妥結額の前年との比較(定昇込み)

※比較表(定昇込みで妥結した組合のみ)

区分	要	<u> </u>	求	妥結			
	組合数	金額(円)	対前年(%)	組合数	金額(円)	対前年(%)	賃上げ率(%)
令和7年6月末妥結状況	61	18,788	104.6	61	17,193	104.5	5.19
同組合令和6年妥結状況	61	17,957		61	16,448	_	_
令和6年調査最終結果	72	18,273	153.5	72	17,633	164.8	5.6

- (注) 1. 要求金額、妥結金額は組合員数による加重平均
 - 2. 同組合令和6年妥結状況は、今回集計した組合の前年の状況
 - 3. 令和6年調査最終結果は、昨年6月末時点で集計した最終結果
 - 4. 対前年は、該当年の集計対象組合の前年の金額との比較

(単位:円、%)

								T I I I I I I
企業規模	平均賃金	要	求		3	妥	結	
正未 炕 铁	十均貝亚	組合数	要求額	組合数	令和7年妥結額	対前年(%)	賃上げ率	令和6年妥結額
計	331,337	61	18,788	61	17,193	104.5	5.19	16,448
пІ	(283,565)	01	(15,351)	01	(12,535)	(106.5)	(4.42)	(11,769)
29人以下	243,098	2	18,670	2	15,691	124.4	6.45	12,616
30 ~ 99人	253,807	12	12,303	12	9,124	109.8	3.59	8,310
100 ~ 299人	274,310	14	13,789	14	12,503	123.5	4.56	10,124
300人未満計	265,821	28	14,233	28	12,340	121.6	4.64	10,152
300人不凋訂	(261,317)	20	(13,559)	20	(10,513)	(116.1)	(4.02)	(9,053)
300 ~ 499人	255,086	9	17,299	9	11,535	135.5	4.52	8,516
500 ~ 999人	306,302	6	14,817	6	14,961	96.9	4.88	15,435
300 ~ 999人	276,891	15	16,242	15	12,994	113.4	4.69	11,462
1,000人以上	349,246	18	19,836	18	18,546	102.3	5.31	18,130
300人以上計	339,297	22	19,342	33	17,782	103.3	5.24	17,213
300人以上前	(302,443)		(16,870)	33	(14,250)	(101.3)	(4.71)	(14,074)

- (注) 1. 定昇込みで妥結している組合のみを集計。()内は組合数による単純平均。
 - 2. 令和6年妥結額は、令和7年妥結額を集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。

図表5 産業別

(単位:円、%)

	区 分	亚拉佳会	要	求		-	妥	結	<u> </u>
	<u>Б</u> Л	平均賃金	組合数	要求額	組合数	令和7年妥結額	対前年(%)	賃上げ率	令和6年妥結額
産	·	331,337	61	18,788	61	17,193	104.5	5.19	16,448
製	造 業 請	1 349,607	37	19,815	37	18,627	102.0	5.33	18,267
	食料品・たば	×	1	×	1	×	×	×	×
	繊維 エージ	_	0	-	0	-	-	_	_
	木材・木製品・家具	71	1	Х	1	Х	Х	Х	X
	パルプ・紙・紙加工品	A ×	1	×	1	×	×	×	×
±π		第 376,286	5	21,379	5	19,423	104.9	5.16	18,509
製	石 油 ・石 炭 製 品 🥞	争 296,241	2	11,015	2	18,166	173.9	6.13	10,446
	ゴム・皮革製品	X F	1	Х	1	Х	X	X	X
造	窯業・土石製品	品 251,812	3	13,571	3	8,199	101.3	3.26	8,093
	鉄 鋼 美	第 316,402	9	22,594	9	20,770	98.1	6.56	21,173
業	非 鉄 金 原	禹 X	1	Х	1	Х	X	X	X
	金 属 製 品	引 251,477	3	18,588	3	14,512	134.9	5.77	10,755
	一 般 機 械 器 身	261,498	3	18,020	3	13,245	93.4	5.07	14,175
	電 気 機 器・電 子 部 品 🕯	9 288,989	2	12,439	2	9,296	103.7	3.22	8,966
	輸送用機械器	342,585	5	18,286	5	18,034	110.6	5.26	16,307
	•	<u> </u>	0	-	0	-	-	_	_
建	設	美 309,004	2	11,457	2	16,604	151.5	5.37	10,962
	ふ・ガス・熱 供 給・水 道 🤋	美 —	0	ı	0	ı	ı	l	I
情	報 通 信 ၨ	_	0	ı	0	ı	ı	l	I
運		美 259,010	11	13,007	11	9,235	123.9	3.57	7,452
卸	売 業 、 小 売 美	美 261,510	9	17,044	9	13,297	117.7	5.08	11,300
金鬲	虫業、保険業、不動産	<u> </u>	0	-	0	-	_	_	-
学 術	研究、専門技術サービス		0	-	0	-	_	_	-
宿》	白業、飲食サービス	į X	1	Х	1	Х	Х	X	X
生活	5 関連サービス、娯楽 🥸	Ě −	0	_	0		_	-	-
教育	f、学術研究、医療、福祉	Ŀ X	1	Х	1	Х	Х	Х	Х
複合	↑サービス事業、サービス	-	0	_	0	_	-	_	_

- (注) 1. 定昇込みで妥結している組合のみを集計。
 - 2. 令和6年妥結額は、令和7年妥結額を集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。
 - 3. 電気機器・電子部品等は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイスの各製造業の合算。

図表6 金額階層別

金額階級	300人未満	300人以上	計	分布率 (%)	令和6年 組合数	分布率 (%)
計	28	33	61	100.0	72	100.0
1,000 円未満	2	0	2	3.3	2	2.8
1,000 ~ 1,999 円	0	0	0	0.0	0	0.0
2,000 ~ 2,999 円	1	1	2	3.3	2	2.8
3,000 ~ 3,999 円	0	2	2	3.3	1	1.4
4,000 ~ 4,999 円	1	0	1	1.6	3	4.2
5,000 ~ 5,999 円	0	0	0	0.0	1	1.4
6,000 ~ 6,999 円	3	2	5	8.2	4	5.6
7,000 ~ 7,999 円	2	1	3	4.9	1	1.4
8,000 ~ 8,999 円	2	0	2	3.3	4	5.6
9,000 ~ 9,999 円	2	2	4	6.6	6	8.3
10,000 円以上	15	25	40	65.6	48	66.7
その他	0	0	0	0.0	0	0.0

(注) 1. 定昇込みで妥結している組合のみを集計

2. その他は具体的な妥結額が不明の組合

図表7 妥結時期

妥	結 時 期			300人未満	300人以上	計	累計	分布率 (%)
	計			28	33	61	61	100.2
2	月末まで			0	0	0	0	0.0
3 月	1 ~	10	日	2	3	5	5	8.2
	11 ~	20	日	5	10	15	20	24.6
	21 ~	31	日	7	7	14	34	23.0
4 月	1 ~	10	日	3	6	9	43	14.8
	11 ~	20	日	0	2	2	45	3.3
	21 ~	30	日	3	1	4	49	6.6
5 月	1 ~	10	日	1	0	1	50	1.6
	11 ~	20	日	3	2	5	55	8.2
	21 ~	31	日	1	1	2	57	3.3
6 月	1 ~	10	日	2	0	2	59	3.3
	11 ~	20	日	1	1	2	61	3.3
	21 ~	30	日	0	0	0	61	0.0
7 月	1 ~	10	日	0	0	0	61	0.0

(注) 1. 定昇込みで妥結している組合のみを集計

図表8 地域別

	- A		要	才	ţ		妥			結		調査対象
	区 分	組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	組合数	今年額	前年額	平均賃金	対前年 (%)	賃上げ率	組合
計	(定昇込み)	61	18,788	17,957	104.6	61	17,193	16,448	331,337	104.5	5.19	188
ĒΙ	(ベアのみ)	21	15,407	12,654	121.8	21	13,030	11,064	331,977	117.8	3.92	100
岩	(定昇込み)	8	9,350	8,360	111.8	8	7,365	7,261	274,813	101.4	2.68	19
国	(ベアのみ)	5	15,004	13,000	115.4	5	13,326	12,367	337,095	107.8	3.95	19
柳	(定昇込み)	3	14,467	13,326	108.6	3	12,158	8,636	267,708	140.8	4.54	7
井	(ベアのみ)	2	19,569	16,569	118.1	2	7,542	10,480	299,306	72.0	2.52	,
周	(定昇込み)	22	20,815	18,639	111.7	22	19,043	17,575	353,423	108.4	5.39	37
南	(ベアのみ)	5	15,250	11,656	130.8	5	13,608	12,048	334,298	112.9	4.07	37
·□E	(定昇込み)	9	17,245	15,789	109.2	9	16,322	14,361	315,975	113.7	5.17	42
防 府	(ベアのみ)	2	17,000	14,368	118.3	2	10,395	11,861	284,969	87.6	3.65	42
宇 部 •	(定昇込み)	7	17,466	16,883	103.5	7	16,323	16,953	309,611	96.3	5.27	40
小 野 田	(ベアのみ)	5	15,392	12,843	119.8	5	14,570	11,783	350,292	123.7	4.16	
下	(定昇込み)	12	19,176	22,641	84.7	12	16,719	19,282	329,235	86.7	5.08	42
関	(ベアのみ)	2	14,739	10,261	143.6	2	12,304	5,478	334,348	224.6	3.68	4 4
萩 •	(定昇込み)	0	_	_		0	_	_	_	_		1
長 門	(ベアのみ)	0	-	_	_	0	_	_	_	_	-	1

(注) 1.組合員数による加重平均で集計

^{2.}前年額は、今回集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果と一致しない

2025春季生活闘争 賃金改善回答集計

1. 企業規模別 (単位:円、%)

1. 正未况凭剂													
企業規模	基準賃金			24年回答額									
上未 从 快	本华貝亚 	組合数	25年回答額	賃上げ率	24千四合領								
計	313,097円	136	15,891円	5.08%	15,546円								
П	(284,629円)		(13,775円)	(4.84%)									
300人未満	259,146円	43	12,396円	4.79%	10,839円								
300~999人	272,956円	35	12,909円	4.73%	11,556円								
1,000人以上	324,058円	58	16,659円	5.14%	16,539円								

⁽注) 24年と25年の回答額を集計した組合は必ずしも一致しない。

要求・回答額は定昇込みで集計。()内は組合数による単純平均。

2. 産業別 (単位:円、%)

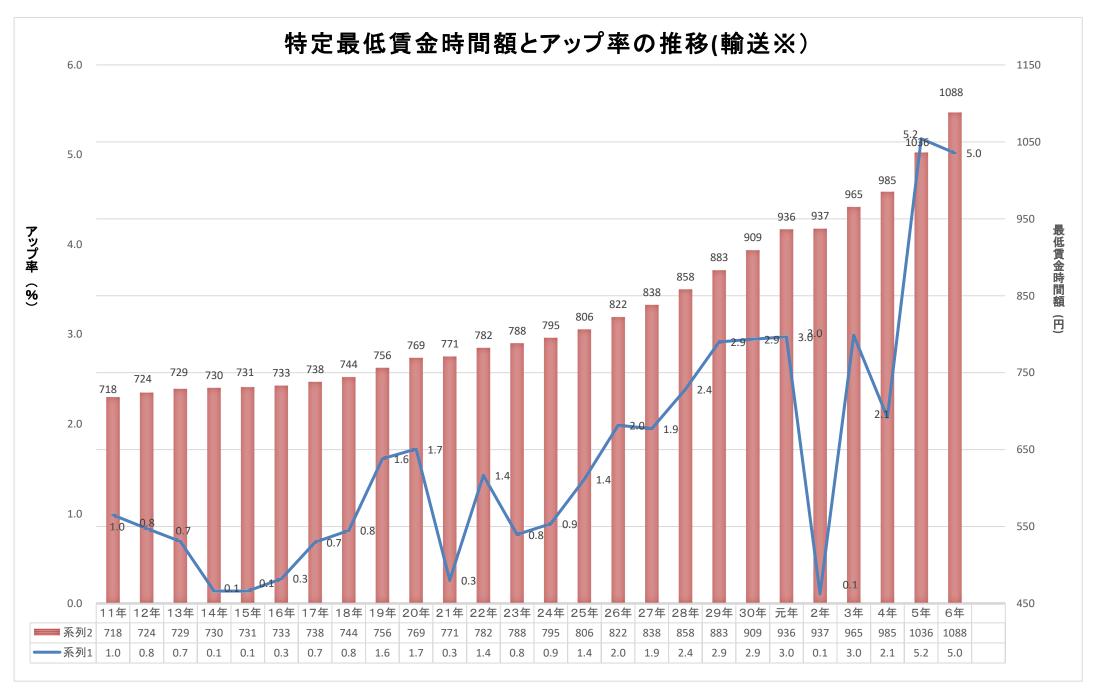
	ᅜᄼ	甘准任众		回答		0.4年同梦苑
	区分	基準賃金	組合数	25年回答額	賃上げ率	24年回答額
産	業	計 313,097円	136	15,891円	5.08%	15,546円
製	造業	計 323,609円	81	16,974円	5.25%	17,467円
1	食料品・たば	こ 315,565円	1	8,819円	2.79%	***
糸	載 維 エ	業 287,767円	2	18,929円	6.58%	17,797円
	木材・木製品・家	具 251,716円	2	10,194円	4.05%	6,769円
/	パルプ・紙・紙 加 エ	品 309,675円	4	14,134円	4.56%	10,315円
1	と 学 エ	業 354,768円	15	16,474円	4.64%	17,752円
4	日油・石炭製品	等 341,145円	5	17,595円	5.16%	14,887円
製 =	ゴム・皮革製	品 266,816円	1	13,341円	5.00%	16,791円
製造業	窯 業 · 土 石 製	品 297,938円	3	15,345円	5.15%	14,704円
兼鱼	跌 鋼	業 308,954円	15	19,034円	6.16%	29,884円
3	非 鉄 金	属 335,790円	1	19,375円	5.77%	24,374円
3	金属製	品 291,076円	3	7,736円	2.66%	13,000円
_	- 般 機 械 器	具 264,560円	3	16,791円	6.35%	12,979円
Ē	電気機器・電子部品	等 326,888円	5	12,011円	3.67%	9,624円
車	渝 送 用 機 械 器	具 319,706円	18	17,427円	5.45%	15,487円
7	その他の製造	業 249,356円	3	12,258円	4.92%	13,356円
建	設	業 265,074円	6	17,265円	6.51%	12,260円
電気	・ガス・熱供給・水道	業 283,067円	5	10,459円	3.70%	11,397円
情	報 通 信	業 421,890円	1	12,000円	2.84%	11,000円
運	輸業、郵便	業 275,555円	17	11,746円	4.26%	11,667円
卸	売 業 ・ 小 売	業 272,129円	10	13,361円	4.91%	13,308円
金融	・保険業・不動産業	等 316,892円	2	10,607円	3.35%	14,693円
サ	ー ビ ス	業 301,000円	1	13,500円	4.49%	12,400円
そ	<i>o</i>	也 316,603円	13	16,589円	5.24%	6,400円

⁽注)24年と25年の回答額を集計した組合は必ずしも一致しない。

要求・回答額は定昇込みで集計。

電気機器・電子部品等は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイスの各製造業、

その他サービス業には、協同組合等の複合サービス業、教育、学習支援業などの合算



※輸送用機械器具製造業

最低賃金に関する基礎調査について(輸送※)

山口県特定最低賃金

調査の目的	中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、 中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審 議に資すること
調査対象事業所	輸送用機械器具製造業について、常用労働者100人未満を雇用している事業所
調査対象労働者	調査実施年の6月1日現在、調査対象事業所に使用される労働者(臨時・パート等を 含む)
調査方法	郵送調査及びオンライン調査
集計	山口労働局において集計し、母集団に復元した。 また、総括表の作成には、18歳未満又は65歳以上の者等の適用除外労働者を除いた 基幹的労働者を対象とした。

[※]輸送用機械器具製造業

参考 統計用語について

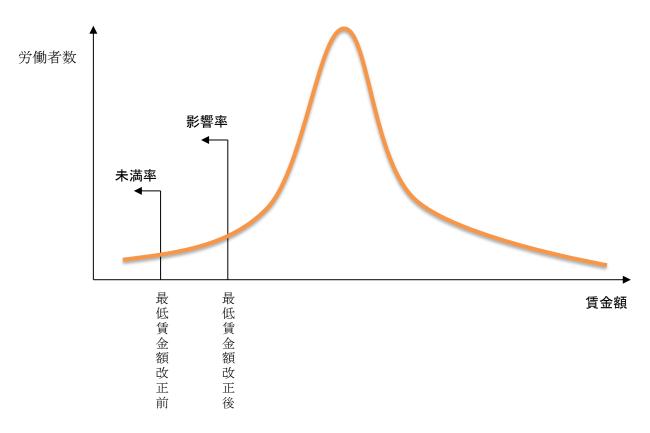
1 未満率及び影響率

未満率 : 現在設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合

影響率: 最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金を下回る労働者の割合

イメージ図

*曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。



2 第1·20分位数、第1·10分位数、第1·4分位数、中位数

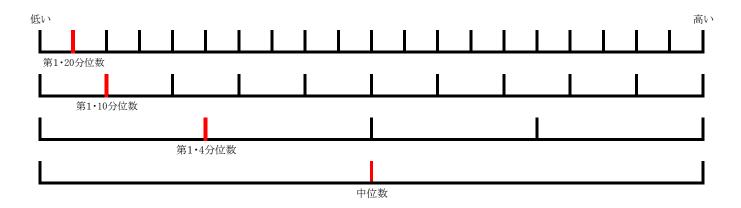
第1・20分位数 : 数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへ

と順に並べて、低い方からみて全体の20分の1の順位に当たる数値

第1・10分位数 : 同様に全体の10分の1の順位に当たる数値

第1・4分位数 : 4分の1の順位に当たる数値

中位数: 2分の1の順位(すなわち中央)に当たる数値



令和7年度基礎調査における特定最低賃金(輸送※)の未満率及び影響率

		17.017.017.010.010.01		
時間額(円)	全体	一般 ————————————————————— 未満率	パート	女
1088	0.6	0.7	0.0	1.7
1000	0.0			1.7
1000	1.7		Π	1.0
1089	1.7	1.4	15.8	4.0
1090	1.7	1.4	15.8	4.0
1091	1.9	1.6	15.8	5.1
1092	1.9	1.6	15.8	5.1
1093	2.1	1.8	15.8	5.1
1094	2.1	1.8	15.8	5.1
1095	2.1	1.8	15.8	5.1
1096	2.3	1.8	21.6	6.0
1097	2.3	1.8	21.6	6.0
1098	2.3	1.8	21.6	6.0
1099	2.3	1.8	21.6	6.0
1100	2.3	1.8	21.6	6.0
1101	3.1	2.5	24.6	8.3
1102	3.2	2.6	24.6	8.7
1103	3.2	2.6	24.6	8.7
1104	3.2	2.6	24.6	8.7
1105	3.2	2.6	24.6	8.7
1106	3.2	2.6	24.6	8.7
1107	3.4	2.8	24.6	9.9
1108	3.4	2.8	24.6	9.9
1109	3.4	2.8	24.6	9.9
1110	3.4	2.8	24.6	9.9
1111	3.4	2.8	24.6	9.9
1112	3.4	2.8	24.6	9.9
1113	3.7	3.1	24.6	10.3
1114	3.7	3.1	24.6	10.3
1115	3.7	3.1	24.6	10.3
1116	3.7	3.1	24.6	10.3
1117	3.7	3.1	24.6	10.3
1118	3.7	3.1	24.6	10.3
1119	3.8	3.2	24.6	11.0
1120	3.9	3.4	24.6	11.0
1121	3.9	3.4	24.6	11.0
1122	3.9	3.4	24.6	11.0
1123	3.9	3.4	24.6	11.0
1124	4.2	3.7	24.6	11.0
1125	4.3	3.8	24.6	11.6
1126	4.5	4.0	24.6	12.7
1127	4.7	4.2	24.6	12.7
1128	4.7	4.2	24.6	12.7
	,	·· -		1

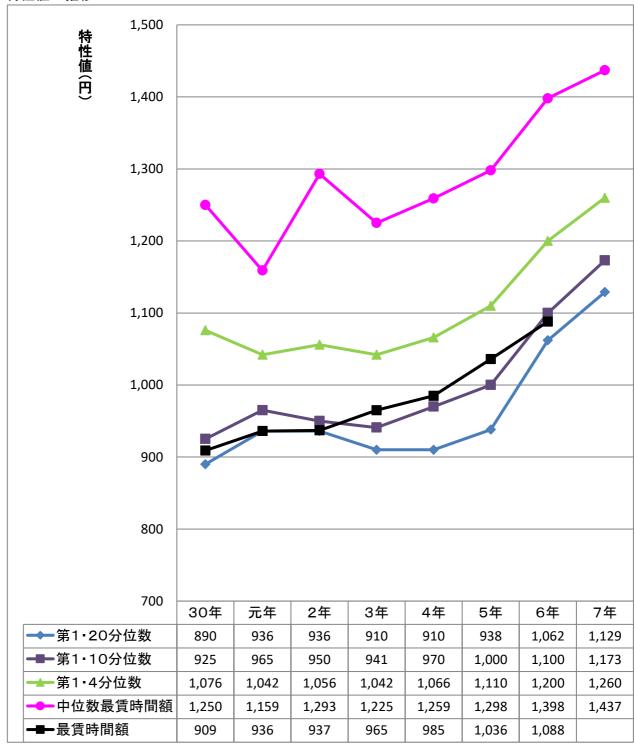
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
1129	4.9	4.2	29.1	13.4
1130	5.1	4.4	29.1	14.6
1131	5.1	4.4	29.1	14.6
1132	5.1	4.4	29.1	14.6
1133	5.1	4.4	29.1	14.6
1134	5.1	4.4	29.1	14.6
1135	5.1	4.4	29.1	14.6
1136	5.2	4.6	29.1	14.6
1137	5.2	4.6	29.1	14.6
1138	5.4	4.8	29.1	15.8
1139	5.4	4.8	29.1	15.8
1140	5.4	4.8	29.1	15.8
1141	5.4	4.8	29.1	15.8
1142	5.4	4.8	29.1	15.8
1143	5.4	4.8	29.1	15.8
1144	5.6	5.0	29.1	15.8
1145	5.6	5.0	29.1	15.8
1146	5.6	5.0	29.1	15.8
1147	5.6	5.0	29.1	15.8
1148	5.6	5.0	29.1	15.8
1149	5.8	5.2	29.1	17.0
1150	5.8	5.2	29.1	17.0
1151	7.8	6.6	54.1	21.2
1152	7.8	6.6	54.1	21.2
1153	7.8	6.6	54.1	21.2
1154	7.8	6.6	54.1	21.2
1155	7.8	6.6	54.1	21.2
1156	7.8	6.6	54.1	21.2
1157	7.9	6.7	54.1	21.8
1158	7.9	6.7	54.1	21.8
1159	7.9	6.7	54.1	21.8
1160	7.9	6.7	54.1	21.8
1161	8.1	6.9	54.1	23.1
1162	9.0	7.8	54.1	26.7
1163	9.2	8.0	54.1	26.7
1164	9.3	8.1	54.1	26.7
1165	9.3	8.1	54.1	26.7
1166	9.5	8.3	54.1	28.0
1167	9.5	8.3	54.1	28.0
1168	9.5	8.3	54.1	28.0
1169	9.7	8.6	54.1	29.2
1170	9.7	8.6	54.1	29.2
1171	9.7	8.6	54.1	29.2
1172	9.7	8.6	54.1	29.2
1173	9.9	8.8	54.1	29.2

1174	10.0	8.9	54.1	29.2
1175	10.2	9.1	54.1	29.2
1176	10.9	9.7	54.1	29.2
1177	11.1	9.9	54.1	29.2
1178	11.1	9.9	54.1	29.2
1179	11.2	10.1	54.1	29.8
1180	11.2	10.1	54.1	29.8
1181	11.8	10.3	70.7	32.2
1182	11.8	10.3	70.7	32.2
1183	11.8	10.3	70.7	32.2
1184	11.9	10.3	73.7	32.7
1185	11.9	10.3	73.7	32.7
1186	12.2	10.6	73.7	32.7
1187	12.2	10.6	73.7	32.7
1188	12.5	10.9	73.7	33.9
1189	12.5	10.9	73.7	33.9
1190	12.5	10.9	73.7	33.9
1200	14.6	13.0	73.7	35.8
1210	17.7	15.9	87.2	40.2
1220	18.1	16.3	87.2	40.9
1230	20.0	18.1	95.5	43.4

[※]輸送用機械器具製造業

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果 (輸送※・全て)

(1) 特性値の推移



※輸送用機械器具製造業

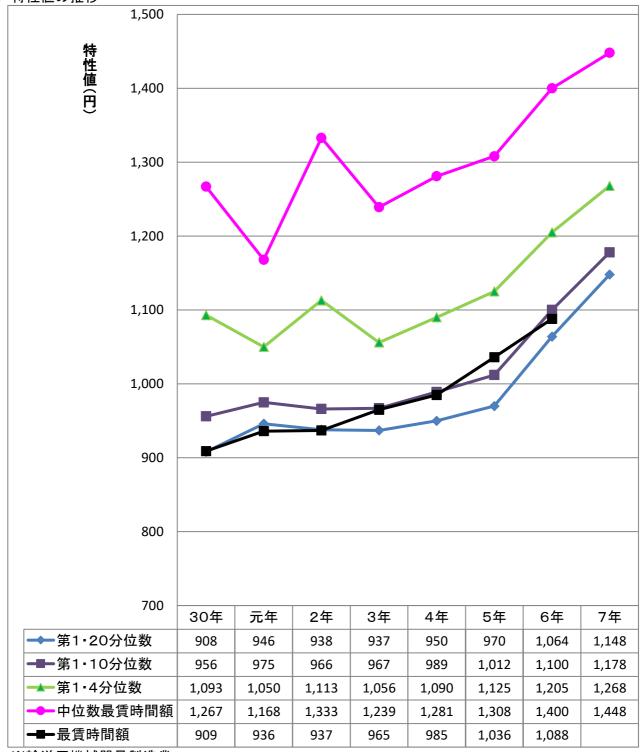
(2) 未満率と影響率の推移

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	3.2	2.3	3.5	6.4	7.4	7.0	2.2	0.6
影響率	7.6	4.8	5.1	12.6	12.1	14.7	7.8	

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	909	936	937	965	985	1036	1088	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	113.3%	112.9%	113.0%	112.6%	110.9%	111.6%	111.1%	

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果 (輸送 *・一般)

(1) 特性値の推移



※輸送用機械器具製造業

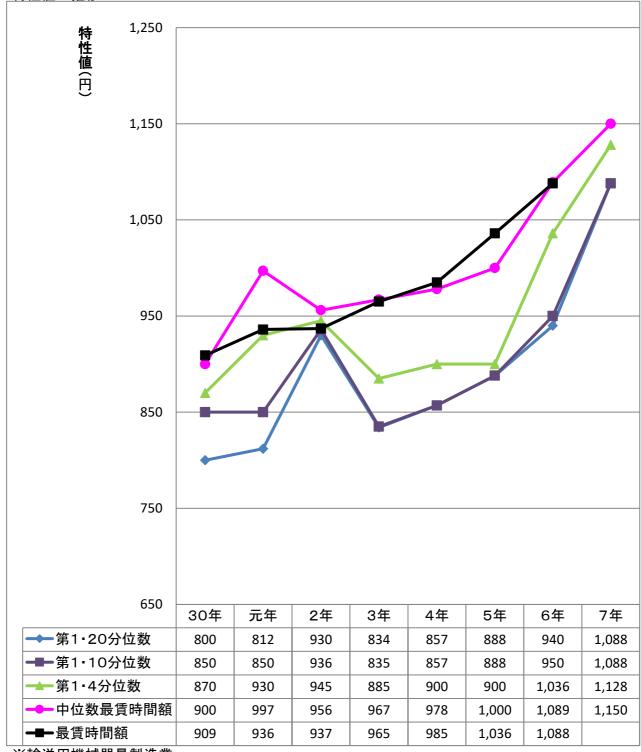
(2) 未満率と影響率の推移

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	2.2	1.8	3.2	4.0	5.6	5.4	1.9	0.7
影響率	5.0	3.9	4.5	9.8	9.6	12.5	6.9	

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	909	936	937	965	985	1036	1088	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	113.3%	112.9%	113.0%	112.6%	110.9%	111.6%	111.1%	

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果 (輸送※・パート)

(1) 特性値の推移



※輸送用機械器具製造業

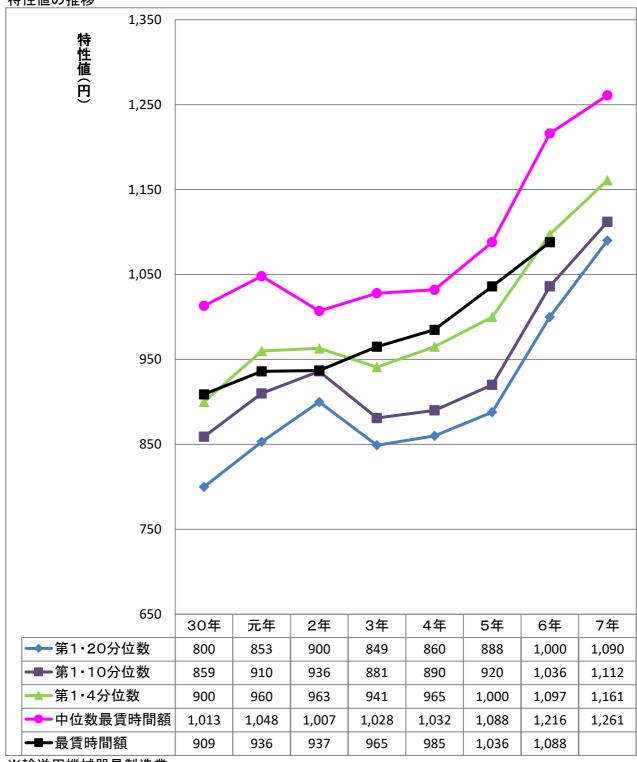
(2) 未満率と影響率の推移

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	26.6	15.0	7.0	37.2	37.0	40.0	16.0	0.0
影響率	69.0	25.8	10.5	49.6	54.1	61.3	47.1	

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	909	936	937	965	985	1036	1088	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	113.3%	112.9%	113.0%	112.6%	110.9%	111.6%	111.1%	

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果 (輸送※・女)

(1) 特性値の推移



[※]輸送用機械器具製造業

(2) 未満率と影響率の推移

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	13.7	8.1	9.4	19.8	23.1	18.1	7.8	1.7
影響率	30.7	14.1	10.7	31.7	33.7	37.1	22.3	

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	909	936	937	965	985	1036	1088	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	113.3%	112.9%	113.0%	112.6%	110.9%	111.6%	111.1%	

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果(全産業との比較)

	全産業	輸送
時間当平均賃金額	1420	1588
第1・20分位数	979	1129
第1・10分位数	980	1173
第1・4分位数	1003	1260
中位数	1203	1437
令和6年度最低賃金額(参考)	979	1088

第1・20分位数:数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて

全体の20分の1の順位に当たる数値

第1・10分位数:同様に全体の10分の1の順位に当たる数値

第1・4分位数 : 同様に全体の4分の1の順位に当たる数値

中位数: 2分の1の順位(すなわち中央)に当たる数値

The color	07年	総括表(1	<u>, </u>		前运用機械器具製造			就業形態:(全て	. ,				産別適用除外除く
1	時間当り所定内賃金額	合計	1 ~ 9 Å	規模別	30~991	全 担	地域別	1 7 徳以下	18~19倍			60~64歳	6.5 徳以上
Section Sect			1 37	10 23%	30 33%	王水		1 / 1986-24 1	10 13/190	20 3 4 1996	3 3 3 3 3 1000	0 0 0 4 1990	0 3 18% 5/1
10									16		358		
Column													
1	107												
1971 1971	1078 - 1078												
The color The	1079 - 1079												
100													
100 100	1080 - 1080							_					
Columb	1081 - 108												
100 100													
144	1082 - 1083												
199. 198. 381	1083 - 1083												
The color	4004												
Main	1084 - 1084												
March 180	1085 - 108	` '											
Dec Dec	1086 - 108												
Column	1000												
100 100 101 101 102 101 102 103	1087 - 108												
Max. 10	1088 - 1088												
The color													
1960 1960	1089 - 1089							_			2		
100 100	1090 - 109	-	-								_		
March Marc			6	32						43	3		
100 100	1091 - 109												
Color	1092 - 1093										(0.8)		
The color The	4000												
May May	1093 - 1093												
1999 1999	1094 - 1094	4 (2.1)	(2.4)	(5.1)	(0.7)	(2.1)				(2.5)	(0.8)	(1.5)	
Col.	1095 - 100								ĺ		_		
Mart 198 1	.555 109								1	52			
March 1972	1096 - 109	, ,							ļ				
Main	1097 - 109										_		
Main 1999 25 6 76 10 10 10 10 10 10 10 1		58	9	38	11	58				52		3	
March Van 1973 1,45	1098 - 1098	, ,						_			(8.0)		
1906 1906 1906 1908	1099 - 1099										(0.8)		
The color The			13	44		78				73		3	
Pire 199	1100 - 1100										(0.8)		
1902 1902 1903 1904 1104 1204 1105 1005	1101 - 110										(0.8)		
1963 1963 1963 1964 1965			-								_		
100	1102 - 1103												
Mart 100	1103 - 1103		(6.3)	(5.9)		(3.2)				(3.8)			
1100	1104 110												
160	1104 - 110												
108 108 508 538 538 172 534 538 139 139	1105 - 1109												
197 198 15 44 77 86 198 19	1106 - 110												
1100	1100										3		
1108	1107 110												
1109	1108 1108												
1110			15	44	27	86				80	3	3	
1110	1109 1109												
1111	1110 1110												
1112 1712 1717			-								_		
1112 1112 1370 1570 1580 121 132 137 144 32 33 185 135 145 137 144 32 32 145	1111 1111												
1113	1112 1111										(0.8)		
1114	4442										_		
1116 1117	1113												
1116	1114 1114	4 (3.7)	(7.1)	(5.9)	(2.1)	(3.7)				(4.4)		(2.4)	
1116	1115 1111										_		
1117 117		93	17	44	32	93				85	3	5	
1117	1116 1110												
1118 1116 138 171 149 32 36 141 1416 138 171 149 32 39 171 149 32 39 171 1	1117 1111										_		
1119	4440		17	46						88	_		
119	11118 11118												
1120 1120 (3.9) (7.1) (6.7) (2.1) (3.9) (4.6) (0.8) (2.4) (4.6) (0.8) (2.4) (4.6) (3.8) (7.1) (6.7) (2.1) (3.9) (4.6) (4.6) (6.8) (2.4) (4.6)	1119 1111	9 (3.9)	(7.1)	(6.7)	(2.1)	(3.9)				(4.6)		(2.4)	
112	1120 1420										3 (0.9)		
1122 1122 1339 17 49 32 99 99 17 49 32 59 99 99 3 5 17 17 17 17 17 17 17	1120												
1122 1122 1339 (7.1) (6.7) (2.1) (3.9)	1121 112												
1123	1122 1123										_		
1124 1124 1124 (4.3) (7.5) (7.5) (2.4) (4.3) (5.2) (0.8) (2.4) (1.3) (1.5)		107	17	52	38	107				99	3	5	
1124 1124 (4.3) (7.1) (7.5) (2.4) (4.3) (5.2) (0.8) (2.4) (2.4) (4.5) (1.5)	1123 1123								-		(8.0)		
1125 1125 1125 1425 (4.5) (7.9) (7.9) (2.4) (4.5) (4.5) (5.4) (1.3) (2.4) (1.3) (2.4) (1.3) (2.4) (1.3) (1.2) (1.3)	1124 112										(0.8)		
1126		115	19	58	38	115				105	5	5	
1126 1126 (4.7) (7.9) (7.9) (2.8) (4.7) (4.7) (5.6) (1.3) (2.4) 1127 1127 (4.7) (7.9) (2.8) (4.7) (5.6) (1.3) (2.4) 1127 1127 (4.7) (7.9) (2.8) (4.7) (5.6) (1.3) (2.4) 1128 123 19 61 43 123 113 5 5 1128 1128 (4.9) (7.9) (8.3) (2.8) (4.9) (5.8) (1.3) (2.4) 1129 1129 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (5.8) (1.3) (2.4) 1129 1129 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (5.1) (5.1) (5.1) (5.1) (5.1) (5.1) (5.1) (5.1)	1125 1125												
120	1126 112	6 (4.7)	(7.9)	(7.9)	(2.8)	(4.7)				(5.6)	(1.3)	(2.4)	
1128	4407		19	58						110			
1128 1128 (4.9) (7.9) (8.3) (2.8) (4.9) (5.8) (1.3) (2.4) 1129 1129 1129 1129 1129 1129 1129 1129 1129 1129 5 5 1129 1129 (6.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1130 1130 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (1.9) (5.1) (2.4) 1131 1131 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (1.3) (2.4) 1131 1131 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (1.9) (2.4) 1132 1132 158 19 61 48 128 119 5 5 1133 1133 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (1.3) (2.4) 1134	1127 112												
1129 1129 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1130 1130 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1130 1130 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1131 1131 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1132 1131 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1132 1132 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1133 1133 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1134 1134 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4)	1128 1129	8 (4.9)	(7.9)	(8.3)	(2.8)	(4.9)				(5.8)	(1.3)	(2.4)	
128 19 61 48 128 118 119 5 5 1130 1130 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 128 19 61 48 128 119 5 5 1131 1131 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1132 1132 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1133 1133 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1134 1134 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1134 1134 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1134 1134 15 64 48 128	1129 1439												
128 19 61 48 128 119 5 5 1131 1131 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 128 19 61 48 128 119 5 5 1132 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1133 1133 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 128 19 61 48 128 119 5 5 1134 1134 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1134 1134 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4)	1123		19	61	48	128				119			
1131 1131 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1132 1132 1132 1132 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1132 1132 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1133 1133 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1134 1134 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1134 1134 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1134 1134 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4)	1130 1130												
128 19 61 48 128 1132 1132 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) 128 19 61 48 128 119 5 5 1133 1133 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 128 19 61 48 128 119 5 5 1134 1134 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1134 1134 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 1134 1134 154 <td< td=""><td>1131 113</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	1131 113												
128 19 61 48 128 119 5 5 1133 1133 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 128 19 61 48 128 119 5 5 1134 1134 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 131 19 64 48 131 122 5 5		128	19	61	48	128				119	5	5	
1133 1133 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 128 19 61 48 128 119 5 5 1134 1134 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 131 19 64 48 131 122 5 5	1132 1133	1							1				
128 19 61 48 128 119 5 5 1134 1134 (5.1) (7.9) (8.3) (3.1) (5.1) (6.1) (1.3) (2.4) 131 19 64 48 131 122 5 5	1133 1133	3 (5.1)	(7.9)	(8.3)	(3.1)	(5.1)			<u></u>	(6.1)			
131 19 64 48 131 122 5 5	4404								1				
	1134 1134								1				
	1135 113												

The color The			121	10	64	40	121			122	5	<u> </u>	
100 101 102 103 104 105 106 106 107	1136	1136									5 (1.3)		
1-9	1137	1137									-		
The color of the	1138	1138											
The color of the			137	19	64	54	137			127	5	5	
100 100	1139	1139											
100 101 102 103	1140	1140											
1-2	1141	1141	(5.4)	(7.9)	(8.7)	(3.5)	(5.4)			(6.5)	(1.3)	(2.4)	
190 100	1142	1142											
The color The	1143	1143											
The color of the			142	19	64	59	142			132	5	5	
The color of the	1144	1144											
The color The	1145	1145											
The color The	1146	1146											
196 196	1147	1147	(5.6)	(7.9)	(8.7)	(3.8)	(5.6)			(6.8)	(1.3)	(2.4)	
1.90	1148	1148											
Total Tota	1149	1149											
The color of the			197	30	70	97	197			158	16	23	
The color	1150	1150											
Color	1151	1151											
1985 706	1152	1152	(7.8)	(12.7)	(9.4)	(6.2)	(7.8)			(8.1)	(4.3)	(11.6)	
196 95 72 72 72 72 72 72 72 7	1153	1153	(7.8)	(12.7)	(9.4)	(6.2)	(7.8)			(8.1)	(4.3)	(11.6)	
The color The	1154	1154											
The color The	1155	1155	197	30		97	197			158	16		
The color The			200	30	73	97	200			161	16	23	
18	1156		200	30	73		200			161		23	
Viv. 110 72 73 75 75 75 75 75 75 75	1157	1157											
1980 1980 1972	1158	1158	(7.9)	(12.7)	(9.8)	(6.2)	(7.9)			(8.2)	(4.3)	(11.6)	
1980 116	1159	1159	(7.9)	(12.7)	(9.8)	(6.2)	(7.9)			(8.2)	(4.3)	(11.6)	
Dec 160	1160	1160	(8.1)		(10.6)	(6.2)	(8.1)			(8.5)	(4.3)	(11.6)	
Total Tota	1161	1161											
The color The			232	30	78	123	232			194	16	23	
100			235	30	81	123	235	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +		197	16	23	
Test	1163	1163											
Trigo Trigo Price Trigo Price Trigo Trig	1164	1164	(9.3)	(12.7)	(11.0)	(8.0)	(9.3)			(10.1)	(4.3)	(11.6)	
1988 1988 1988 1922 1722 1710 1828 1526	1165	1165	(9.5)	(12.7)	(11.0)	(8.3)	(9.5)			(10.3)	(4.3)	(11.6)	
102	1166	1166											
146			240	30	81	129	240			202	16	23	
1196 197 198 197 198 197 198			246	30	81	134	246			202	21	23	
1169 1169 1167 1267 1270	1168	1168						+ + +					
1179 1176	1169	1169								(10.3)		(11.6)	
177	1170	1170	(9.7)	(12.7)	(11.0)	(8.7)	(9.7)			(10.3)	(5.8)	(11.6)	
1172 1779 1789 1779 1789	1171	1171	(9.7)	(12.7)	(11.0)	(8.7)	(9.7)			(10.3)	(5.8)	(11.6)	
1772 1772 1773 1774 1775	1172	1172											
1772 1774 1792 1315 1415 1792 1793 1792 1793			253	32	81	140	253			208	21	25	
1775 1787			258	32	81	145	258			208	21	30	
1176			274	34	90	150	274	+ + +		224	21	30	
1176	1175	1175											
1177	1176	1176	(11.1)	(14.3)	(12.2)	(10.0)	(11.1)			(11.7)	(5.8)	(15.3)	
1178	1177	1177	(11.1)	(14.3)	(12.2)	(10.0)	(11.1)			(11.7)	(5.8)	(15.3)	
1179 1779 1721 1723 1723 1720 1721 1722 1723 1722 1723 1724 1725	1178	1178											
1100			283	34	93	156	283			232	21	30	
1181 1198 (14,8) (14,5) (15,6) (11,1) (11,8) (11,8) (11,8) (18,8) (10,0) (11,1) (11,8) (18,8) (10,0) (11,1			299	34	93	172	299			232	32	35	
1182 1182 1182 1183			299	34	93	172	299	 		232	32	35	
1182	1181	1181											
1838 1183 (119) (15.1) (126) (11.1) (11.9) (15.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (18.0) (11.9) (11.9) (18.0) (11.9)	1182	1182		(14.3)	(12.6)	(11.1)	(11.8)			(11.8)	(8.8)	(18.0)	
184	1183	1183	(11.9)	(15.1)	(12.6)	(11.1)	(11.9)			(11.9)	(8.8)	(18.0)	
1185 1185 1120 (159) (134) (111) (122)	1184	1184	(11.9)	(15.1)	(12.6)	(11.1)	(11.9)			(11.9)	(8.8)	(18.0)	
1186 1186 1186 1197 1187 1187 1187 1187 1188	1185	1185											
1187 1187 1187 (12.5) (15.9) (13.8) (11.4) (12.5) (12.5) (12.2) (11.7) (18.0)			308	38	99	172	308			239	34	35	
1188 1188 (12.5) (15.9) (13.8) (11.4) (12.5) (15.9) (13.8) (11.4) (12.5) (15.9) (13.8) (11.4) (12.5) (15.9) (13.8) (11.4) (12.5) (15.9) (13.8) (11.4) (12.5) (11.7) (18.0) (12.2) (11.7) (18.0) (11.8			317	38	102	177	317			239	42	35	
1188	1187	1187						+ + +					
1189 1189 1189 (12.5) (15.9) (13.8) (11.4) (12.5) (11.7) (18.0) (11.7) (18.0) (11.7) (18.0) (11.9)	1188	1188	(12.5)	(15.9)	(13.8)	(11.4)	(12.5)			(12.2)	(11.7)	(18.0)	
1190 1199 (14.6) (15.9) (15.0) (14.2) (14.6) (14.6) (66.7) (14.3) (11.7) (18.0) (18.0) (18.0) (17.7) (17.5) (17.3) (18.0) (17.7) (18.0) (17.7) (17.5) (17.3) (18.0) (17.7) (18.0) (17.7) (18.0) (18.0) (18.1) (17.5) (17.5) (17.7) (18.3) (18.1	1189	1189	(12.5)	(15.9)	(13.8)	(11.4)	(12.5)			(12.2)	(11.7)	(18.0)	
1200 1209 (17.7) (17.5) (17.3) (18.0) (17.7) (18.0) (17.7) (18.0) (18.2) (18.2) (18.0	1190	1199	(14.6)	(15.9)	(15.0)	(14.2)	(14.6)		(66.7)	(14.3)	(11.7)	(18.0)	
457	1200	1209											
1220 1229 (20.0) (17.5) (20.1) (20.4) (20.0) (100.0) (20.3) (14.7) (20.7) (100.0) (20.3) (14.7) (20.7) (100.0) (20.3) (14.7) (20.7) (100.0) (20.3) (14.7) (20.7) (100.0) (20.3) (14.7) (20.7) (14.7) (20.7) (12.3)			457	42	131	284	457		11	364	47	35	
562 42 166 354 562 452 53 41 1230 1239 (22.2) (17.5) (22.4) (22.8) (22.2) (23.1) (14.7) (20.7) 580 44 171 365 580 471 53 41 1240 1249 (22.9) (18.3) (23.2) (23.5) (22.9) (24.0) (14.7) (20.7) 625 59 180 386 625 514 53 43 1250 1259 (24.7) (24.6) (24.4) (24.9) (24.7) (26.3) (14.7) (21.7) 682 61 192 429 682 682 569 53 45 1260 1269 (27.0) (25.4) (26.0) (27.7) (27.0) (27.0) (29.1) (14.7) (22.6)			507	42	148	317	507		16	397	53	41	
1240 1249 (22.9) (18.3) (23.2) (23.5) (22.9) (22.9) (24.0) (14.7) (20.7) 1250 1259 (24.7) (24.6) (24.4) (24.9) (24.7) (24.7) (26.3) (14.7) (21.7) 1260 1269 (27.0) (25.4) (26.0) (27.7) (27.0) (27.0) (29.1) (14.7) (22.6)	1220	1229		42			562		(100.0)			41	
1240 1249 (22.9) (18.3) (23.2) (22.9) (22.9) (24.0) (14.7) (20.7) 1250 1259 (24.7) (24.6) (24.4) (24.9) (24.7) (24.7) (26.3) (14.7) (21.7) 1260 1269 (27.0) (25.4) (26.0) (27.7) (27.0) (27.0) (29.1) (14.7) (22.6)	1230	1239											
1250 1259 (24.7) (24.6) (24.4) (24.9) (24.7) (26.3) (14.7) (21.7) 682 61 192 429 682 569 53 45 1260 1269 (27.0) (25.4) (26.0) (27.7) (27.0) (27.0) (29.1) (14.7) (22.6)	1240	1249	(22.9)	(18.3)	(23.2)	(23.5)	(22.9)			(24.0)	(14.7)	(20.7)	
1260 1269 (27.0) (25.4) (26.0) (27.7) (27.0) (29.1) (14.7) (22.6)	1250	1259	(24.7)	(24.6)	(24.4)	(24.9)	(24.7)			(26.3)	(14.7)	(21.7)	
	1260	1269								(29.1)			

1270	1279	(27.0)	(26.2)	(26.0)	(27.7)	(27.0)	i	ĺ	I	I	(29.1)	(15.2)	(22.6)	
		707	66	200	440	707					587	59	45	
1280	1289	(28.0)	(27.8)	(27.2)	(28.4)	(28.0)					(30.0)	(16.6)	(22.6)	
		742	66	209	467	742					620	62	45	
1290	1299	(29.4)	(27.8)	(28.3)	(30.1)	(29.4)					(31.7)	(17.4)	(22.6)	
		1,144	93	343	708	1,144					935	100	93	
1300	1399	(45.3)	(38.9)	(46.5)	(45.7)	(45.3)					(47.8)	(27.9)	(47.4)	
		1,431	110	430	891	1,431					1,161	138	115	
1400	1499	(56.6)	(46.0)	(58.3)	(57.4)	(56.6)					(59.3)	(38.6)	(58.5)	
		1,635	146	491	998	1,635					1,324	155	140	
1500	1599	(64.7)	(61.1)	(66.5)	(64.4)	(64.7)					(67.7)	(43.4)	(70.9)	
		1,827	161	561	1,106	1,827					1,479	179	153	
1600	1699	(72.3)	(67.5)	(76.0)	(71.3)	(72.3)					(75.6)	(50.1)	(77.5)	
		1,968	174	613	1,181	1,968					1,594	197	161	
1700	1799	(77.9)	(73.0)	(83.1)	(76.1)	(77.9)					(81.5)	(55.0)	(81.7)	
		2,071	191	651	1,229	2,071					1,664	225	166	
1800	1899	(81.9)	(80.2)	(88.2)	(79.2)	(81.9)					(85.0)	(63.0)	(84.5)	
		2,142	193	671	1,277	2,142					1,719	236	172	
1900	1999	(84.7)	(81.0)	(90.9)	(82.4)	(84.7)					(87.8)	(65.8)	(87.2)	
		2,528	239	738	1,551	2,528					1,957	358	197	
2000		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)					(100.0)	(100.0)	(100.0)	
月 平 均 時間当平均	賃 金額	265,360 1,588	271,822 1,631	251,337 1,527	271,037 1,610	265,360 1,588				201,566 1,205	256,075 1,529	326,422 1,949	251,933 1,544	
时间 ヨギュ		1,566	166	1,527	1,610	1,566		1		1,205	1,529	1,949	1,544	
第 1 · 2 (1,129	1,100	1,092	1,150	1,129				1,190	1,123	1,168	1,150	
第 1 · 1 (0 分 位 数 1 分 位 数	1,173 1,260	1,150 1,260	1,160 1,262	1,176 1,260	1,173 1,260				1,190 1,190	1,163 1,250	1,187 1,369	1,150 1,334	
中 位	数	1,437	1,500	1,430	1,445	1,437				1,198	1,421	1,690	1,424	
四 分 位 偏		0.1681	0.1877	0.1486	0.1841	0.1681				0.0159	0.1538	0.2488	0.1239	
	【上段】	累積労働者数		【下段】 5	累積構成比									

07年		総括表(1))		偷送用機械器具製造	業		就業形	形態:一般					産別適用除外除く
時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)		合計	1~9人	規模別 10~29人	30~99人	全県	地域別	1	7歳以下	18~19歳	年齢 20~54歳		60~64歳	6 5 歳以上
it+		2,463	229	721	1,514	2,463				16	1,928	344	175	
-	円 1077	11 (0.4)	2	9		11 (0.4)					8 (0.4)		3 (1.7)	
		11	2	9		11					8		3	
	1078	(0.4)	2	9		(0.4)					(0.4)		(1.7)	
1079 -	1079	(0.4)	(0.8)			(0.4)					(0.4)		(1.7)	
1080 -	1080	(0.4)	(0.8)	(1.2)		(0.4)					(0.4)		(1.7)	
1081 -	1081	(0.4)	(0.8)	(1.2)		(0.4)					(0.4)		(1.7)	
1082 -	1082	(0.4)	(0.8)	(1.2)		(0.4)					(0.4)		(1.7)	
1083 -	1083	14 (0.5)				14 (0.5)					11 (0.6)		3 (1.7)	
1084 -	1084	14 (0.5)		12 (1.6)		14 (0.5)					11 (0.6)		3 (1.7)	
1085 -	1085	14 (0.5)		12 (1.6)		14 (0.5)					11 (0.6)		3 (1.7)	
	1086	16 (0.7)	2	15		16 (0.7)					14 (0.7)		3 (1.7)	
		16	2	15		16					14		3	
	1087	(0.7)	(0.8)	26	5	(0.7)					(0.7)		(1.7)	
1088 -	1088	(1.4)				(1.4)					(1.6)		(1.7)	
1089 -	1089	(1.4)	(0.8)	(3.6)		(1.4)					(1.6)	3	(1.7)	
1090 -	1090	(1.6)		(4.0)		(1.6)					(1.7)	(0.8)	(1.7)	
1091 -	1091	(1.6)	(1.7)	(4.0)	(0.4)	(1.6)					(1.7)	(0.8)	(1.7)	
1092 -	1092	44 (1.8)				44 (1.8)					38 (2.0)	(0.8)	3 (1.7)	
1093 -	1093	44 (1.8)	(1.7)		(0.4)	44 (1.8)					38 (2.0)	3 (0.8)	3 (1.7)	
1094 -	1094	44 (1.8)		35 (4.8)		44 (1.8)					38 (2.0)	3 (0.8)	3 (1.7)	
	1095	44 (1.8)	4	35	5	44 (1.8)					38 (2.0)	3 (0.8)	3 (1.7)	
	1095	(1.8)	4	35	5	(1.8)					38 (2.0)	3 (0.8)	3 (1.7)	
		44	4	35	5	44					38	3	3	
	1097	(1.8)		(4.8)		(1.8)					(2.0)	(0.8)	(1.7)	
1098 -	1098	(1.8)		(4.8)		(1.8)					(2.0)	(0.8)	(1.7)	
1099 -	1099	(1.8) 62				(1.8) 62					(2.0) 57	(0.8)	(1.7)	
1100 -	1100	(2.5)	(2.5)	(5.6)	(1.1)	(2.5)					(2.9)	(0.8)	(1.7)	
1101 -	1101	(2.6)				(2.6)					(3.0)	(0.8)	(1.7)	
1102 -	1102	(2.6)	(3.3)	(5.6)	(1.1)	(2.6)					(3.0)	(0.8)	(1.7)	
1103 -	1103	64 (2.6)		(5.6)	(1.1)	64 (2.6)					59 (3.0)	(0.8)	3 (1.7)	
1104 -	1104	64 (2.6)	8 (3.3)	41 (5.6)	16 (1.1)	64 (2.6)					59 (3.0)	(0.8)	3 (1.7)	
1105 -	1105	64 (2.6)	(3.3)	41 (5.6)		64 (2.6)					59 (3.0)	3 (0.8)	3 (1.7)	
	1106	70 (2.8)	8	41	21	70 (2.8)					64 (3.3)	3 (0.8)	3 (1.7)	
	1107	70 (2.8)	8	41	21	70 (2.8)					64 (3.3)	3 (0.8)	3 (1.7)	
		70	8	41	21	70					64	3	3	
	1108	(2.8)	8	41	21	(2.8) 70					(3.3) 64	(0.8)	(1.7)	
1109	1109	(2.8)		(5.6)	(1.4)	(2.8) 70					(3.3)	(0.8)	(1.7)	
1110	1110	(2.8) 70		(5.6) 41	(1.4) 21	(2.8) 70					(3.3)	(0.8)	(1.7)	
1111	1111	(2.8)	(3.3)	(5.6) 41		(2.8)					(3.3)	(0.8)	(1.7)	
1112	1112	(3.1)	(4.1)	(5.6)	(1.8)	(3.1)					(3.6)	(0.8)	(2.7)	
1113	1113	(3.1)	(4.1)			(3.1)					(3.6)	(0.8)	(2.7)	
1114	1114	(3.1)	(4.1)	(5.6)	(1.8)	(3.1)					(3.6)	(0.8)	(2.7)	
1115	1115	77 (3.1)				77 (3.1)					69 (3.6)	(0.8)	5 (2.7)	
1116	1116	77 (3.1)	9 (4.1)		(1.8)	77 (3.1)					69 (3.6)	3 (0.8)	5 (2.7)	
1117	1117	77 (3.1)	9 (4.1)	41 (5.6)	27 (1.8)	77 (3.1)					69 (3.6)	3 (0.8)	5 (2.7)	
1118	1118	80 (3.2)	9	44		80 (3.2)					72 (3.7)	3 (0.8)	5 (2.7)	
	1119	83 (3.4)	9	46	27	83 (3.4)					75 (3.9)	3 (0.8)	5 (2.7)	
	1120	83 (3.4)		46	27	83 (3.4)					75 (3.9)	3 (0.8)	5 (2.7)	
		83	9	46	27	83					75	3	5	
	1121	(3.4)	(4.1)	46	27	(3.4)					(3.9) 75	(0.8)	(2.7)	
1122	1122	(3.4) 91	(4.1)	(6.5) 49		(3.4) 91					(3.9)	(0.8)	(2.7)	
1123	1123	(3.7)				(3.7)					(4.3) 86	(8.0)	(2.7)	
1124	1124	(3.8)	(4.1)	(7.3)	(2.1)	(3.8)					(4.5)	(0.8)	(2.7)	
1125	1125	(4.0)	(5.0)	(7.7)	(2.1)	(4.0)					(4.6)	(1.4)	(2.7)	
1126	1126	(4.2)	(5.0)	(7.7)	(2.5)	104 (4.2)					95 (4.9)	(1.4)	(2.7)	
1127	1127	104 (4.2)	(5.0)	(7.7)	(2.5)	104 (4.2)					95 (4.9)	5 (1.4)	5 (2.7)	
1128	1128	104 (4.2)				104 (4.2)					95 (4.9)	5 (1.4)	5 (2.7)	
	1129	110 (4.4)		55	43	110 (4.4)					100 (5.2)	5 (1.4)	5 (2.7)	
	1130	110 (4.4)	11	55	43	110 (4.4)					100 (5.2)	5 (1.4)	5 (2.7)	
		110	11	55	43	110					100	5	5	
	1131	110	11	55	43	(4.4)					100	(1.4)	(2.7)	
	1132	(4.4)	11	55	43	(4.4) 110					(5.2) 100	(1.4)	(2.7)	
1133	1133	(4.4) 110	(5.0) 11			(4.4) 110					(5.2) 100	(1.4)	(2.7)	
1134	1134	(4.4) 112				(4.4) 112					(5.2) 103	(1.4)	(2.7)	
1135	1135	(4.6)									(5.3)		(2.7)	

		112	11	58	43	112		103	5	5	
1136	1136	(4.6)	(5.0)	(8.1)	(2.8)	(4.6)		(5.3)	(1.4)	(2.7)	
1137	1137	118 (4.8)	(5.0)	58 (8.1)	48 (3.2)	118 (4.8)		108 (5.6)	5 (1.4)	5 (2.7)	
1138	1138	118 (4.8)	11 (5.0)	58 (8.1)	48 (3.2)	118 (4.8)		108 (5.6)	5 (1.4)	5 (2.7)	
1139	1139	118 (4.8)	11 (5.0)	58 (8.1)	48 (3.2)	118 (4.8)		108 (5.6)	5 (1.4)	5 (2.7)	
1140	1140	118 (4.8)	11 (5.0)	58 (8.1)	48 (3.2)	118 (4.8)		108 (5.6)	5 (1.4)	5 (2.7)	
		118	11	58	48	118		108	5	5	
1141	1141	(4.8)	(5.0)	(8.1) 58	(3.2)	(4.8) 118		(5.6) 108	(1.4)	(2.7)	
1142	1142	(4.8) 123	(5.0) 11	(8.1) 58	(3.2)	(4.8) 123		(5.6) 114	(1.4)	(2.7)	
1143	1143	(5.0) 123	(5.0)	(8.1) 58	(3.5)	(5.0) 123		(5.9) 114	(1.4)	(2.7)	
1144	1144	(5.0) 123	(5.0) 11	(8.1) 58	(3.5)	(5.0) 123		(5.9) 114	(1.4)	(2.7)	
1145	1145	(5.0)	(5.0)	(8.1) 58	(3.5)	(5.0) 123		(5.9)	(1.4)	(2.7)	
1146	1146	(5.0)	(5.0)	(8.1)	(3.5)	(5.0)		(5.9)	(1.4)	(2.7)	
1147	1147	123 (5.0)	11 (5.0)	58 (8.1)	54 (3.5)	123 (5.0)		114 (5.9)	5 (1.4)	5 (2.7)	
1148	1148	129 (5.2)	11 (5.0)	58 (8.1)	59 (3.9)	129 (5.2)		119 (6.2)	5 (1.4)	5 (2.7)	
1149	1149	129 (5.2)	11 (5.0)	58 (8.1)	59 (3.9)	129 (5.2)		119 (6.2)	5 (1.4)	5 (2.7)	
1150	1150	162 (6.6)	23 (9.9)	64 (8.9)	75 (5.0)	162 (6.6)		140 (7.2)	16 (4.5)	7 (3.8)	
1151	1151	162 (6.6)	23 (9.9)	64 (8.9)	75 (5.0)	162 (6.6)		140 (7.2)	16 (4.5)	7 (3.8)	
		162	23	64	75	162		140	16	7	
1152	1152	(6.6) 162	(9.9)	(8.9) 64	(5.0) 75	(6.6) 162		(7.2) 140	(4.5)	(3.8)	
1153	1153	(6.6) 162	(9.9)	(8.9) 64	(5.0) 75	(6.6) 162		(7.2) 140	(4.5) 16	(3.8)	
1154	1154	(6.6) 162	(9.9) 23	(8.9) 64	(5.0) 75	(6.6) 162		(7.2) 140	(4.5) 16	(3.8)	
1155	1155	(6.6) 165	(9.9) 23	(8.9) 67	(5.0) 75	(6.6) 165		(7.2) 142	(4.5) 16	(3.8)	
1156	1156	(6.7)	(9.9) 23	(9.3) 67	(5.0) 75	(6.7) 165		(7.4)	(4.5)	(3.8)	
1157	1157	(6.7)	(9.9)	(9.3)	(5.0)	(6.7)		(7.4)	(4.5)	(3.8)	
1158	1158	165 (6.7)	23 (9.9)	67 (9.3)	75 (5.0)	165 (6.7)		142 (7.4)	16 (4.5)	7 (3.8)	_
1159	1159	165 (6.7)	23 (9.9)	67 (9.3)	75 (5.0)	165 (6.7)		142 (7.4)	16 (4.5)	7 (3.8)	
1160	1160	171 (6.9)	23 (9.9)	73 (10.1)	75 (5.0)	171 (6.9)		148 (7.7)	16 (4.5)	7 (3.8)	
1161	1161	192 (7.8)	23 (9.9)	73 (10.1)	97 (6.4)	192 (7.8)		170 (8.8)	16 (4.5)	7 (3.8)	
1162	1162	197 (8.0)	23 (9.9)	73 (10.1)	102 (6.7)	197 (8.0)		175 (9.1)	16 (4.5)	7 (3.8)	
		200	23	76	102	200		178	16	7	
1163	1163	(8.1)	(9.9)	(10.5) 76	(6.7) 102	(8.1) 200		(9.2) 178	(4.5) 16	(3.8)	
1164	1164	(8.1)	(9.9)	(10.5) 76	(6.7) 107	(8.1) 206		(9.2) 183	(4.5) 16	(3.8)	
1165	1165	(8.3) 206	(9.9)	(10.5) 76	(7.1) 107	(8.3) 206		(9.5) 183	(4.5) 16	(3.8)	
1166	1166	(8.3) 206	(9.9) 23	(10.5) 76	(7.1) 107	(8.3) 206		(9.5) 183	(4.5) 16	(3.8)	
1167	1167	(8.3) 211	(9.9) 23	(10.5) 76	(7.1) 113	(8.3) 211		(9.5) 183	(4.5)	(3.8)	
1168	1168	(8.6)	(9.9)	(10.5) 76	(7.4)	(8.6)		(9.5)	(6.1)	(3.8)	
1169	1169	(8.6)	(9.9)	(10.5)	(7.4)	(8.6)		(9.5)	(6.1)	(3.8)	
1170	1170	211 (8.6)	23 (9.9)	76 (10.5)	113 (7.4)	211 (8.6)		183 (9.5)	21 (6.1)	7 (3.8)	
1171	1171	211 (8.6)	23 (9.9)	76 (10.5)	113 (7.4)	211 (8.6)		183 (9.5)	21 (6.1)	7 (3.8)	
1172	1172	216 (8.8)	23 (9.9)	76 (10.5)	118 (7.8)	216 (8.8)		189 (9.8)	21 (6.1)	7 (3.8)	
1173	1173	218 (8.9)	25 (10.7)	76 (10.5)	118 (7.8)	218 (8.9)		189 (9.8)	21 (6.1)	9 (4.9)	
1174	1174	224 (9.1)	25 (10.7)	76 (10.5)	123 (8.2)	224 (9.1)		189 (9.8)	21 (6.1)	14 (8.0)	
1175	1175	240 (9.7)	27 (11.6)	84 (11.7)	129 (8.5)	240 (9.7)		205 (10.6)	21 (6.1)	14 (8.0)	
		245	27	84	134	245		210	21	14	
1176	1176	(9.9)	(11.6)	(11.7) 84	(8.9)	(9.9) 245		(10.9)	(6.1)	(8.0)	
1177	1177	(9.9) 248	(11.6) 27	(11.7) 87	(8.9) 134	(9.9) 248		(10.9) 213	(6.1) 21	(8.0)	
1178	1178	(10.1) 248	(11.6) 27	(12.1) 87	(8.9) 134	(10.1) 248		(11.1) 213	(6.1) 21	(8.0)	
1179	1179	(10.1) 253	(11.6) 27	(12.1) 87	(8.9) 140	(10.1) 253		(11.1) 213	(6.1) 21	(8.0) 19	
1180	1180	(10.3) 253	(11.6) 27	(12.1) 87	(9.2) 140	(10.3) 253		(11.1)	(6.1) 21	(11.0)	
1181	1181	(10.3) 253	(11.6) 27	(12.1) 87	(9.2)	(10.3) 253		(11.1)	(6.1)	(11.0)	
1182	1182	(10.3)	(11.6) 27	(12.1) 87	(9.2) 140	(10.3) 253		(11.1)	(6.1)	(11.0)	
1183	1183	(10.3)	(11.6)	(12.1)	(9.2)	(10.3)		(11.1)	(6.1)	(11.0)	
1184	1184	253 (10.3)	27 (11.6)	87 (12.1)	140 (9.2)	253 (10.3)		213 (11.1)	21 (6.1)	19 (11.0)	
1185	1185	261 (10.6)	28 (12.4)	93 (12.9)	140 (9.2)	261 (10.6)		219 (11.4)	23 (6.6)	19 (11.0)	
1186	1186	261 (10.6)	28 (12.4)	93 (12.9)	140 (9.2)	261 (10.6)		219 (11.4)	23 (6.6)	19 (11.0)	_
1187	1187	269 (10.9)	28 (12.4)	96 (13.3)	145 (9.6)	269 (10.9)		219 (11.4)	31 (9.0)	19 (11.0)	
1188	1188	269 (10.9)	28 (12.4)	96 (13.3)	145 (9.6)	269 (10.9)		219 (11.4)	31 (9.0)	19 (11.0)	
		269	28	96	145	269		219	31	19	
1189	1189	(10.9)	(12.4)	(13.3) 105	(9.6)	(10.9) 321	11	(11.4)	(9.0)	(11.0)	
1190	1199	(13.0)	(12.4)	(14.5) 113	(12.4) 247	(13.0) 392	(66.7)	(13.5) 326	(9.0)	(11.0) 19	
1200	1209	(15.9) 401	(14.0) 32	(15.7) 116	(16.3) 252	(15.9) 401	(66.7) 11	(16.9) 334	(10.6) 36	(11.0) 19	
1210	1219	(16.3) 445	(14.0) 32	(16.1) 134	(16.7) 279	(16.3) 445	(66.7) 16	(17.3) 368	(10.6) 42	(11.0) 19	
1220	1229	(18.1)	(14.0)	(18.5) 151	(18.4)	(18.1)	(100.0)	(19.1) 423	(12.1)	(11.0)	
1230	1239	(20.3)	(14.0)	(21.0) 157	(20.9)	(20.3)		(21.9) 441	(12.1)	(11.0)	
1240	1249	518 (21.0)	(14.9)	(21.8)	327 (21.6)	518 (21.0)		(22.9)	42 (12.1)	(11.0)	
1250	1259	564 (22.9)	49 (21.5)	166 (23.0)	349 (23.0)	564 (22.9)		485 (25.1)	42 (12.1)	21 (12.1)	
1260	1269	620 (25.2)	51 (22.3)	177 (24.6)	392 (25.9)	620 (25.2)		539 (28.0)	42 (12.1)	23 (13.2)	
		622	53	177	392	622		539	44	23	

1270	1279	(25.3)	(23.1)	(24.6)	(25.9)	(25.3)	1		İ	ĺ	(28.0)	(12.7)	(13.2)	
		645	57	186	403	645					558	48	23	
1280	1289	(26.2)	(24.8)	(25.8)	(26.6)	(26.2)					(28.9)	(14.1)	(13.2)	
		681	57	195	429	681					590	51	23	
1290	1299	(27.6)	(24.8)	(27.0)	(28.4)	(27.6)					(30.6)	(14.9)	(13.2)	
		1,080	83	325	671	1,080					905	86	72	
1300	1399	(43.8)	(36.4)	(45.2)	(44.3)	(43.8)					(47.0)	(25.1)	(41.0)	
		1,366	100	413	853	1,366					1,132	124	94	
1400	1499	(55.5)	(43.8)	(57.3)	(56.4)	(55.5)					(58.7)	(36.2)	(53.4)	
		1,571	136	474	961	1,571					1,295	141	118	
1500	1599	(63.8)	(59.5)	(65.7)	(63.5)	(63.8)					(67.2)	(41.1)	(67.3)	
		1,763	152	543	1,068	1,763					1,450	166	131	
1600	1699	(71.6)	(66.1)	(75.4)	(70.6)	(71.6)					(75.2)	(48.2)	(74.8)	
		1,904	165	596	1,143	1,904					1,565	183	139	
1700	1799	(77.3)	(71.9)	(82.7)	(75.5)	(77.3)					(81.2)	(53.2)	(79.5)	
		2,007	182	633	1,192	2,007					1,634	212	145	
1800	1899	(81.5)	(79.3)	(87.9)	(78.7)	(81.5)					(84.8)	(61.5)	(82.5)	
		2,077	184	654	1,240	2,077					1,689	222	150	
1900	1999	(84.3)	(80.2)	(90.7)	(81.9)	(84.3)					(87.6)	(64.5)	(85.6)	
		2,463	229	721	1,514	2,463					1,928	344	175	
2000		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)					(100.0)	(100.0)	(100.0)	
月 平 均 時間当平	賃 金 額 均 賃 全 額	269,468 1,599	278,767 1,653	254,360 1,535	275,252 1,621	269,468 1,599				201,566 1,205	258,110 1,535	335,171 1,978	271,634 1,590	
月一人当たり		169	169	166	170	169				167	168	170	171	
第 1 ・ 2		1,148	1,150	1,100	1,161	1,148				1,190	1,129	1,168	1,174	
第 1 · 1 第 1 ·	4分位数	1,178 1,268	1,173 1,300	1,160 1,285	1,190 1,266	1,178 1,268				1,190 1,190	1,175 1,259	1,200 1,396	1,180 1,362	
中位	立 数	1,448	1,500	1,431	1,454	1,448				1,198	1,430	1,712	1,482	
四分位值		0.1664	0.1747	0.1412	0.1812	0.1664				0.0159	0.1517	0.2377	0.1150	
	【上段】	累積労働者数		【下段】	累積構成比									

07年		総括表(T)		産業:12.山口県輸	1271 M M M M 257442	*		就業形態:バート					産別適用除外除く
時間当り所定内賃 (3手当を除く		合計	1~9人	規模別 10~29人	30~99人	全県	地域別	1 7歳以下	18~19歳	年 20~54歳	∲別 55~59歳	60~64歳	6 5 歳以上
計		64									14		
	円	64	9	17	38	64				29	14	21	
-	1077												
1078 -	1078												
1079 -	1079												
1080 -	1080												
1081 -	1081												
1082 -	1082												
1083 -	1083												
1084 -	1084												
1085 -	1085												
1086 -	1086												
1087 -	1087	10	2	3	-	10				10			
1088 -	1088	10 (15.8)	2 (20.0)	3 (16.7)	5 (14.3)	(15.8)				10 (34.6)			
1089 -	1089	10 (15.8)	(20.0)	3 (16.7)	5 (14.3)	10 (15.8)				10 (34.6)			
		10	2	3	5	10				10			
1090 -	1090	(15.8) 10	(20.0)	(16.7)	(14.3)	(15.8)				(34.6)			
1091 -	1091	(15.8) 10	(20.0)	(16.7)	(14.3)	(15.8) 10				(34.6)			
1092 -	1092	(15.8)	(20.0)	(16.7)	(14.3)	(15.8)				(34.6)			
1093 -	1093	10 (15.8)	2 (20.0)	3 (16.7)	5 (14.3)	10 (15.8)			<u> </u>	10 (34.6)			
1094 -	1094	10 (15.8)	2 (20.0)	3 (16.7)	5 (14.3)	10 (15.8)				10 (34.6)			
		14	6	3	5	14				14			
1095 -	1095	(21.6) 14	(60.0)	(16.7)	(14.3)	(21.6)				(47.5) 14			
1096 -	1096	(21.6) 14	(60.0)	(16.7)	(14.3)	(21.6)				(47.5) 14			
1097 -	1097	(21.6)	(60.0)	(16.7)	(14.3)	(21.6)				(47.5)			
1098 -	1098	14 (21.6)	6 (60.0)	3 (16.7)	5 (14.3)	14 (21.6)				14 (47.5)			
1099 -	1099	14 (21.6)	6 (60.0)	3 (16.7)	5 (14.3)	14 (21.6)				14 (47.5)			
1099 -		16	8	3	5	16				16			
1100 -	1100	(24.6) 16	(80.0)	(16.7)	(14.3)	(24.6)				(54.0) 16			
1101 -	1101	(24.6)	(80.0)	(16.7)	(14.3)	(24.6)				(54.0)			
1102 -	1102	16 (24.6)	8 (80.0)	3 (16.7)	5 (14.3)	16 (24.6)				16 (54.0)			
1103 -	1103	16 (24.6)	8 (80.0)	3 (16.7)	5 (14.3)	16 (24.6)				16 (54.0)			
		16	8	3	5	16				16			
1104 -	1104	(24.6) 16	(80.0)	(16.7)	(14.3)	(24.6)				(54.0) 16			
1105 -	1105	(24.6) 16	(80.0)	(16.7)	(14.3)	(24.6)				(54.0) 16			
1106 -	1106	(24.6)	(80.0)	(16.7)	(14.3)	(24.6)				(54.0)			
1107	1107	16 (24.6)	(80.0)	3 (16.7)	5 (14.3)	16 (24.6)				16 (54.0)			
1108	1108	16 (24.6)	8 (80.0)	3 (16.7)	5 (14.3)	16 (24.6)				16 (54.0)			
	1106	16	8	3	5	16				16			
1109	1109	(24.6) 16	(80.0)	(16.7)	(14.3)	(24.6)				(54.0) 16			
1110	1110	(24.6) 16	(80.0)	(16.7)	(14.3)	(24.6)				(54.0) 16			
1111	1111	(24.6)	(80.0)	(16.7)	5 (14.3)	(24.6)				(54.0)			
1112	1112	16 (24.6)	8 (80.0)	3 (16.7)	5 (14.3)	16 (24.6)				16 (54.0)			
		16	8	3	5	16				16			
1113	1113	(24.6) 16	(80.0)	(16.7)	(14.3)	(24.6)				(54.0) 16			
1114	1114	(24.6) 16	(80.0)	(16.7)	(14.3)	(24.6)				(54.0) 16			
1115	1115	(24.6)	(80.0)	(16.7)	(14.3)	(24.6)				(54.0)			
1116	1116	16 (24.6)	8 (80.0)	(16.7)	5 (14.3)	16 (24.6)				16 (54.0)			
1117	1117	16 (24.6)	8 (80.0)	3 (16.7)	5 (14.3)	16 (24.6)				16 (54.0)			
1118	1118	16 (24.6)	8 (80.0)	3 (16.7)	5 (14.3)	16 (24.6)				16 (54.0)			
		16	8	3	5	16				16			
1119	1119	(24.6) 16	(80.0)	(16.7)	(14.3) 5	(24.6) 16				(54.0) 16			
1120	1120	(24.6) 16	(80.0)	(16.7)	(14.3)	(24.6)				(54.0) 16			
1121	1121	(24.6)	(80.0)	(16.7)	(14.3)	(24.6)				(54.0)			
1122	1122	16 (24.6)	8 (80.0)	3 (16.7)	5 (14.3)	16 (24.6)				16 (54.0)			
		16	8	3	5	16				16			
1123	1123	(24.6) 16	(80.0)	(16.7)	(14.3)	(24.6)				(54.0) 16			
1124	1124	(24.6) 16	(80.0)	(16.7)	(14.3)	(24.6)				(54.0) 16			
1125	1125	(24.6)	(80.0)	(16.7)	(14.3)	(24.6)				(54.0)			
1126	1126	16 (24.6)	8 (80.0)		5 (14.3)	16 (24.6)				16 (54.0)			
1127	1127	16 (24.6)	8 (80.0)	3 (16.7)	5 (14.3)	16 (24.6)				16 (54.0)			
		19	8	6	5	19				19			
1128	1128	(29.1) 19	(80.0)	(33.3)	(14.3)	(29.1)				(63.9) 19			
1129	1129	(29.1) 19	(80.0)	(33.3)	(14.3)	(29.1)				(63.9) 19			
1130	1130	(29.1)	(80.0)	(33.3)	(14.3)	(29.1)				(63.9)			
1131	1131	19 (29.1)	8 (80.0)	6 (33.3)	5 (14.3)	19 (29.1)				19 (63.9)			
1132	1132	19 (29.1)	8 (80.0)	6 (33.3)	5 (14.3)	19 (29.1)				19 (63.9)			_
		19	8	6	5	19				19			
1133	1133	(29.1) 19	(80.0)	(33.3)	(14.3)	(29.1) 19				(63.9) 19			
1134	1134	(29.1)	(80.0)	(33.3)	(14.3)	(29.1)				(63.9)			
1135	1135	19 (29.1)	8 (80.0)	6 (33.3)	5 (14.3)	19 (29.1)				19 (63.9)			

The color			40	0		-	10						10			
1	1136	1136	19 (29.1)	(80.0)	6 (33.3)		19 (29.1)						19 (63.9)			İ
The column The			19	8	6	5	19						19			
The color The	1137	1137														
The color	1138	1138														<u> </u>
The color																
Part	1139	1139														
The color	1140	1140														<u> </u>
The color	4444	4444														1
The color	1141	1141														
The color The	1142	1142														<u> </u>
The color of the																İ
100	1143	1143														
100	1144	1144	(29.1)	(80.0)	(33.3)	(14.3)	(29.1)						(63.9)			<u> </u>
100 100	4445	4445														I
	1145	1143														
140	1146	1146														ļ
The color The	11/7	1147														I
149	1147	1147														
The color	1148	1148														<u> </u>
192 193 193 194 195	1149	1149														I
The color of the	1140	1143													16	
1972 1976	1150	1150														
Column	1151	1151														I
The color	1101	1101														
196	1152	1152														
The color	1153	1153														İ
1.00																
100	1154	1154														
1	1155	1155														I
1-10			35	8	6	21	35						19		16	
140	1156	1156														
196	1157	1157														<u> </u>
100			35	8	6	21	35						19		16	
1952 196	1158	1158														
The color The	1159	1159	(54.1)				(54.1)									<u></u>
100	4400	4400														
Color	1160	1160												\longrightarrow		í
1602 1602 1603 1604 1605	1161	1161	(54.1)	(80.0)	(33.3)	(57.1)	(54.1)						(63.9)		(75.0)	<u> </u>
140	4460	4400							-	· — —						
100 100 501 500	1162	1162														
The column The	1163	1163	(54.1)			(57.1)	(54.1)						(63.9)		(75.0)	<u> </u>
1146	4464	4464														I
Part Trans	1104	1104														
1986 1986 1986 1986 1987 1987	1165	1165					(54.1)									
160	1166	1166														I
1999 1990 1900	1100	1100														
1988 1998 1961 1960 1932 1935	1167	1167														
198	1168	1168														I
1170 1170 641 600 602 621 62	1100	1100														
1170 1170 64.51 88.00 62.00 62.10 64.51 64.50 170 170 171 171 64.51 88.00 62.50 62.50 64.51 88.00 62.50 62.50 64.51 88.00 62.50	1169	1169														
177 177 25	1170	1170														ÎI
177															16	
1172 1172 154.0 (80.0) (33.0) (57.1) (54.0) (30.0) (37.0) (57.0)	1171	1171														
1172 1170 (54.1) (69.0) (23.2) (67.1) (64.5) (63.6) (75.0)	1172	1172														I
1774 1774 1776 1776 1776 1776 1777 1777 1777 1778 1779																
1574 1576 1574 1575	1173	1173														
1475	1174	1174														
1170 1170	4475	447-									<u> </u>			T		_
1178	11/5	11/5						+								
1777 1777 1778 1787	1176	1176	(54.1)	(80.0)	(33.3)	(57.1)	(54.1)						(63.9)		(75.0)	
1178 1176 156 156 157 156 157 156 157 15	1177	1177														 I
1178	1111	1111						+								
1179	1178	1178	(54.1)				(54.1)									
1180 180 6	1179	1179														I
1181			46	8	6	32	46	+					19		16	
1181 1181 (70.77 (80.0) (33.3) (85.7) (70.7)	1180	1180														
1182 1182 1182 170,77 (80,00) (33,3) (85,7) (77.7) (80,00) (87.7) (77.7) (80,00) (87.7) (77.7) (80.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (87.7) (75.0) (75.	1181	1181														I
188			46	8	6	32	46						19	11	16	
1183 1185 (73.7) (100.0) (33.3) (85.7) (73.7) (75.0) (70.3) (78.7) (75.0) (75.	1182	1182						+								<u> </u>
1184 1184 (73.7) (33.3) (85.7) (73.7) (73.7) (75.0	1183	1183	(73.7)			(85.7)	(73.7)						(70.3)	(78.7)	(75.0)	<u> </u>
1185 1185 173.7	4401	440			6	32							21			_
1185 1186 (737) (333) (857) (737) (737) (750) (703) (787) (750)	1184	1184						+								
1186 1186 (73.7) (33.3) (85.7) (73.7) (75.0) (78.7) (75.0) (78.7) (75.0) (78.7) (75.0) (78.7) (75.0) (78.7) (75.0) (78.7) (75.0) (78.7) (75.0) (78.7) (78.0) (78.0) (78.0) (78.0	1185	1185	(73.7)			(85.7)	(73.7)						(70.3)	(78.7)	(75.0)	<u> </u>
1187 1187 1737	1186	1186			(33.3)											I
1187 1187 (73.7) (33.3) (85.7) (73.7) (75.0) (75.0) (76.7) (75.0) (76.7) (75.0) (76.7	1100	1100														
1188 1188 (73.7) (33.3) (85.7) (73.7) (75.0) (70.3) (78.7) (75.0	1187	1187														1
1189 1189 (73.7)	1188	1189														I
1190 1199 (73.7) (33.3) (85.7) (73.7) (75.0) (75.0) (76.7) (75.0) (76.7) (76.0) (76.7		. 100													16	
1190 1199 (73.7) (33.3) (85.7) (73.7) (75.0) 1200 1209 (87.2) (83.3) (85.7) (87.2) (87.2) (100.0) (78.7) (75.0) 56 15 32 56 11 16 11 16 1210 1219 (87.2) (83.3) (85.7) (87.2) (75.0) (76.0) (76.0) (76.0) (76.0) (76.0) (76.0) (76.0) (76.0) (76.0) (76.0) (76.0) (76.0) (76.0)	1189	1189														
1200 1209 (87.2) (83.3) (85.7) (87.2) (100.0) (78.7) (75.0) 1200 1209 (87.2) (83.3) (85.7) (87.2) (100.0) (78.7) (75.0) 1210 1219 (87.2) (83.3) (85.7) (87.2) (75.0) (76.7) (100.0) (76.7) (100.0) (76.7) (100.0) (76.7) (76.7) (76.7) (76.7) (76.7) (76.7) (76.7) (76.7) (76.7) (76.7) (76.7) (76.7) (76.7) (76.7)	1190	1199														I
1210 1219 (87.2) (83.3) (85.7) (87.2) (87.2) (11 16 1210 1219 (87.2) (83.3) (85.7) (87.2) (87.7) (75.0) 62 15 38 62 11 21 1220 1229 (95.5) (83.3) (100.0) (95.5) (78.7) (100.0) 62 15 62 11 (78.7)			56		15	32	56	+					29	11	16	
1210 1219 (87.2) (83.3) (85.7) (87.2) (75.0) 1220 1229 (95.5) (83.3) (100.0) (95.5) (100.0) (11 21 1230 1239 (95.5) (83.3) (95.5) (83.3) (95.5) (78.7) <td>1200</td> <td>1209</td> <td></td> <td>(100.0)</td> <td></td> <td></td> <td></td>	1200	1209											(100.0)			
62 15 38 62 11 21 1220 1229 (95.5) (83.3) (100.0) (95.5) (78.7) (100.0) 62 15 62 11 (78.7)	1210	1219														I
1230 1239 (95.5) (83.3) (95.5) (11 62 15 62 11 1240 1249 (95.5) (83.3) (95.5) (78.7) 62 15 62 (78.7) 1250 1259 (95.5) (83.3) (95.5) (95.5) (78.7) 62 15 62 11			62		15	38	62							11	21	
1230 1239 (95.5) (83.3) (95.5) (78.7) 1240 1249 (95.5) (83.3) (95.5) (78.7) 1250 1259 (95.5) (83.3) (95.5) (95.5) (78.7) 1250 1259 (95.5) (83.3) (95.5) (78.7) 1250 1259 (95.5) (83.3) (95.5) (95.5) (78.7) 1250 1259 (95.5) (83.3) (95.5) (95.5) (78.7)	1220	1229													(100.0)	
62 15 62 1240 1249 (95.5) (83.3) (95.5) 62 15 62 1250 1259 (95.5) (83.3) (95.5) 62 15 62 11 1250 1259 (95.5) (83.3) (95.5) 62 15 62 11	1230	1239		<u></u>							<u></u>	<u> </u>	<u> </u>			<u></u>
62 15 62 1250 1259 (95.5) (83.3) 62 15 62			62		15		62							11		-
1250 1259 (95.5) (83.3) (95.5) (78.7) 62 15 62 11	1240	1249						+								
	1250	1259	(95.5)		(83.3)		(95.5)							(78.7)		<u> </u>
(4A m.)		4000														
1260 1269 (95.5) (83.3) (95.5) (78.7) 62 15 62 11	4000		(95.5)		(83.3)		(95.5)				1			(78.7)		

1270	1279	(95.5)		(83.3)	1	(95.5)	I	I	I	i	I	(78.7)	i	
1270	1273	62		15		62						11		
1280	1289	(95.5)		(83.3)		(95.5)						(78.7)		
		62		15		62						11		
1290	1299	(95.5)		(83.3)		(95.5)						(78.7)		
		64		17		64						14		
1300	1399	(100.0)		(100.0)		(100.0)						(100.0)		
1400	1499													
1500	1599													
1600	1699													
.=00	4700													
1700	1799													
1800	1899													
1800	1099													
1900	1999													
1000	.000													
2000														
月平均	賃金額	108,407	103,759	126,391	101,235						122,464	105,702	90,898	
時 間 当 平 月一人当たり		1,162 93	1,112 93	1,195 105	1,160 88	1,162 93					1,133 108	1,217 85	1,168 78	
第 1 ・ 2	0 分位数	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088					1,088	1,180	1,150	
第 1 · 1 第 1 ·	0 分 位 数 4 分 位 数	1,088 1,128	1,088 1,095	1,088 1,128	1,088 1,150	1,088 1,128					1,088 1,088	1,180 1,180	1,150 1,150	
中 位	立 数	1,150	1,095	1,200	1,150	1,150					1,100	1,180	1,150	
四分位偏		0.0313	0.0023	0.0300	0.0130	0.0313					0.0509		0.0004	
	【上段】	累積労働者数		【下段】	累積構成比									

07年 総括表(2) 産業:12.山口県輸送用機械器具製造業 就業形態:(全て) 産別適用除外除く

07年	総括表(2		産業:12.山口県輸	送用機械器具製造	業				就業形態:(全て)				産別適用除外除く	
時間当り所定内賃金額 〔3手当を除く〕 †	合計	男性計	1 7 歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	女性計 1 7歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
	2,528 円 11			16	1,612	301	156 3		444 5		346 5	57	41	
- 1,0	11	6			(0.2)		(1.9)		(1.1)		(1.4)			
1,078 - 1,0	11	6			(0.2)		(1.9)		(1.1)		(1.4)			
1,079 - 1,0	11	6			(0.2)		(1.9)		(1.1)		(1.4)			
1,080 - 1,0	11	6			(0.2)		(1.9)		(1.1)		(1.4)			
1,081 - 1,0	11	6			(0.2)		(1.9)		(1.1)		(1.4)			
1,082 - 1,0	14	9			(0.2)		(1.9)		(1.1)		(1.4)			
1,083 - 1,0	14	9			(0.4)		(1.9)		(1.1)		(1.4)			
1,084 - 1,0 1,085 - 1,0	14	9			(0.4) 6 (0.4)		(1.9) 3 (1.9)		(1.1) 5 (1.1)		(1.4) 5 (1.4)			
1,086 - 1,0	16	9			6 (0.4)		3 (1.9)		8 (1.7)		8 (2.2)			
1,087 - 1,0	16	9			6 (0.4)		3 (1.9)		8 (1.7)		8 (2.2)			
1,088 - 1,0	44	26			23 (1.4)		3 (1.9)		18 (4.0)		18 (5.2)			
1,089 - 1,0	44	26			23 (1.4)		3 (1.9)		18 (4.0)		18 (5.2)			
	48	26			23 (1.4)		3 (1.9)		23 (5.1)		20 (5.7)	3 (5.1)		
1,091 - 1,0	48	26			23 (1.4)		3 (1.9)		23 (5.1)		20 (5.7)	3 (5.1)		
1,092 - 1,0	54 092 (2.1)				29 (1.8)		3 (1.9)		23 (5.1)		20 (5.7)	3 (5.1)		
1,093 - 1,0	54 093 (2.1)				29 (1.8)		3 (1.9)		23 (5.1)		20 (5.7)	3 (5.1)		
1,094 - 1,0		(1.5)			29 (1.8)		3 (1.9)		23 (5.1)		20 (5.7)	3 (5.1)		
1,095 - 1,0	58 095 (2.3)	(1.5)			29 (1.8)		(1.9)		26 (6.0)		(6.8)	(5.1)		
1,096 - 1,0		(1.5)			(1.8)		(1.9)		26 (6.0)		(6.8)	(5.1)		
1,097 - 1,0		(1.5)			(1.8)		(1.9)		26 (6.0)		(6.8)	(5.1)		
1,098 - 1,0	58 098 (2.3) 58	(1.5)			29 (1.8) 29		(1.9)		26 (6.0) 26		(6.8) 24	(5.1)		
1,099 - 1,0	099 (2.3)	(1.5)			(1.8)		(1.9)		(6.0)		(6.8)	(5.1)		
1,100 - 1,1	78 100 (3.1) 80	(2.0)			(2.4)		(1.9)		(8.3) 39		(9.8)	(5.1)		
1,101 - 1,1		(2.0)			(2.4)		(1.9)		(8.7)		(10.3)	(5.1)		
1,102 - 1,1		(2.0)			(2.4)		(1.9)		(8.7)		(10.3) 36	(5.1)		
1,103 - 1,1	103 (3.2)				(2.4)		(1.9)		(8.7)		(10.3) 36	(5.1)		
1,104 - 1,1	104 (3.2)				(2.4)		(1.9)		(8.7)		(10.3) 36	(5.1)		
1,105 - 1,1	105 (3.2)				(2.4)		(1.9)		(8.7) 44		(10.3) 41	(5.1)		
1,106 - 1,1	86	42			(2.4)		(1.9)		(9.9) 44		(11.9)	(5.1)		
1,107 1,1	86	42			(2.4)		(1.9)		(9.9)		(11.9)	(5.1)		
1,108 1,1	86	42			(2.4)		(1.9)		(9.9)		(11.9) 41 (11.0)	(5.1)		
1,109 1,1 1,110 1,1	86	42			(2.4) 39 (2.4)		(1.9) 3 (1.9)		(9.9) 44 (9.9)		(11.9) 41 (11.9)	(5.1) 3 (5.1)		
1,110 1,1	86	42			39 (2.4)		3 (1.9)		(9.9) 44 (9.9)		41 (11.9)	(5.1) 3 (5.1)		
	93	47			44 (2.7)		3 (1.9)		46 (10.3)		41 (11.9)	3 (5.1)	2 (4.6)	
	93	47			44 (2.7)		3 (1.9)		46 (10.3)		41 (11.9)	3 (5.1)	2 (4.6)	
1,114 1,1	93	47			44 (2.7)		3 (1.9)		46 (10.3)		41 (11.9)	3 (5.1)	2 (4.6)	
1,115 1,1	93 115 (3.7)	47			44 (2.7)		3 (1.9)		46 (10.3)		41 (11.9)	3 (5.1)	2 (4.6)	
1,116 1,1	93				44 (2.7)		3 (1.9)		46 (10.3)		41 (11.9)	3 (5.1)	2 (4.6)	
1,117 1,1		(2.3)			44 (2.7)		3 (1.9)		46 (10.3)		41 (11.9)	3 (5.1)	2 (4.6)	
1,118 1,1		(2.3)			(2.7)		(1.9)		49 (11.0)		(12.7)	(5.1)	(4.6)	
1,119 1,1		(2.4)			(2.9)		(1.9)		49 (11.0)		(12.7)	(5.1)	(4.6)	
1,120 1,1		(2.4)			47 (2.9) 47		(1.9)		49 (11.0)		(12.7)	(5.1)	(4.6)	
1,121 1,1	99 121 (3.9) 99	(2.4)			(2.9)		(1.9) 3		49 (11.0) 49		(12.7) 44	(5.1)	(4.6)	
1,122 1,1		(2.4)			(2.9)		(1.9)		(11.0) 49		(12.7)	(5.1)	(4.6)	
1,123 1,1		(2.8)			(3.4)		(1.9)		(11.0) 52		(12.7)	(5.1)	(4.6)	
1,124 1,1		(2.8)			(3.4)		(1.9)		(11.6) 56		(13.5)	(5.1)	(4.6)	
1,125 1,1	125 (4.5)	(2.8)			(3.4)		(1.9)		(12.7) 56		(14.4)	(8.5)	(4.6)	
1,126 1,1		(3.1)			(3.8)		(1.9)		(12.7) 56		(14.4) 50	(8.5)	(4.6)	
1,127 1,1	127 (4.7)	(3.1) 64			(3.8)		(1.9)		(12.7) 59		(14.4) 53	(8.5)	(4.6)	
1,128 1,1	128	64			(3.8)		(1.9)		(13.4) 65		(15.2) 58	(8.5)	(4.6)	
1,129 1,1	128	64			(3.8)		(1.9)		(14.6) 65		(16.8) 58	(8.5)	(4.6)	
1,130 1,1	128	64			(3.8)		(1.9)		(14.6) 65		(16.8) 58	(8.5)	(4.6)	
1,131 1,1	128	64			(3.8)		(1.9)		(14.6) 65		(16.8) 58	(8.5)	(4.6)	
1,132 1,1	128	64			(3.8)		(1.9)		(14.6) 65		(16.8)	(8.5)	(4.6)	
1,133 1,1	128	64			(3.8)		(1.9)		(14.6) 65		(16.8)	(8.5)	(4.6)	
1,134 1,1	134 (5.1)				(3.8)		(1.9)		(14.6) 65		(16.8) 58	(8.5)	(4.6)	

1,136	1,136	(5.2) 137	(3.2)		(3.9)		(1.9)	(14.6)		(16.8)	(8.5)	(4.6)	
1,137	1,137	(5.4)	67 (3.2)		64 (3.9)		3 (1.9)	(15.8)		(18.3)	(8.5)	(4.6)	
1,138	1,138	137 (5.4)	67 (3.2)		64 (3.9)		3 (1.9)	70 (15.8)		63 (18.3)	5 (8.5)	2 (4.6)	
1,130	1,136	137	67		64		3	70		63	5	2	
1,139	1,139	(5.4) 137	(3.2)		(3.9)		(1.9)	(15.8)		(18.3)	(8.5)	(4.6)	
1,140	1,140	(5.4)	(3.2)		(3.9)		(1.9)	(15.8)		(18.3)	(8.5)	(4.6)	
1,141	1,141	137 (5.4)	67 (3.2)		64 (3.9)		3 (1.9)	70 (15.8)		63 (18.3)	5 (8.5)	2 (4.6)	
.,,	,,	137	67		64		3	70		63	5	2	
1,142	1,142	(5.4) 142	(3.2)		(3.9)		(1.9)	(15.8)		(18.3)	(8.5)	(4.6)	
1,143	1,143	(5.6)	(3.4)		(4.3)		(1.9)	(15.8)		(18.3)	(8.5)	(4.6)	
1,144	1,144	142 (5.6)	72 (3.4)		69 (4.3)		3 (1.9)	70 (15.8)		63 (18.3)	5 (8.5)	2 (4.6)	
		142	72		69		3	70		63	5	2	
1,145	1,145	(5.6) 142	(3.4)		(4.3) 69		(1.9)	(15.8)		(18.3)	(8.5)	(4.6)	
1,146	1,146	(5.6)	(3.4)		(4.3)		(1.9)	(15.8)		(18.3)	(8.5)	(4.6)	
1,147	1,147	142 (5.6)	72 (3.4)		69 (4.3)		(1.9)	70 (15.8)		63 (18.3)	5 (8.5)	2 (4.6)	
		147	72		69		3	75		69	5	2	
1,148	1,148	(5.8) 147	(3.4)		(4.3) 69		(1.9)	(17.0)		(19.9)	(8.5)	(4.6)	
1,149	1,149	(5.8)	(3.4)		(4.3)		(1.9)	(17.0)		(19.9)	(8.5)	(4.6)	
1,150	1,150	197 (7.8)	103 (4.9)		82 (5.1)	11 (3.6)	10 (6.5)	94 (21.2)		76 (22.1)	5 (8.5)	13 (30.5)	
4.454	4.454	197	103		82	11	10	94		76	5	13	
1,151	1,151	(7.8) 197	(4.9) 103		(5.1) 82	(3.6)	(6.5) 10	(21.2)		(22.1) 76	(8.5)	(30.5)	
1,152	1,152	(7.8)	(4.9)		(5.1)	(3.6)	(6.5)	(21.2)		(22.1)	(8.5)	(30.5)	
1,153	1,153	197 (7.8)	103 (4.9)		82 (5.1)	11 (3.6)	10 (6.5)	94 (21.2)		76 (22.1)	5 (8.5)	(30.5)	
4 454	4 454	197	103		82 (5.1)	11	10	94		76 (22.1)	5 (8.5)	13	
1,154	1,154	(7.8) 197	(4.9) 103		(5.1) 82	(3.6)	(6.5)	(21.2)	+	(22.1)	(8.5)	(30.5)	
1,155	1,155	(7.8)	(4.9) 103		(5.1) 82	(3.6)	(6.5)	(21.2)		(22.1)	(8.5)	(30.5)	
1,156	1,156	200 (7.9)	(4.9)		(5.1)	11 (3.6)	10 (6.5)	(21.8)		79 (23.0)	5 (8.5)	(30.5)	
1,157	1,157	200 (7.9)	103 (4.9)		82 (5.1)	11 (3.6)	10 (6.5)	97 (21.8)		79 (23.0)	5 (8.5)	13 (30.5)	
		200	103		82	(3.6)	10	97		79	5	13	
1,158	1,158	(7.9) 200	(4.9) 103		(5.1) 82	(3.6)	(6.5) 10	(21.8)		(23.0)	(8.5)	(30.5)	
1,159	1,159	(7.9)	(4.9)		(5.1)	(3.6)	(6.5)	(21.8)		(23.0)	(8.5)	(30.5)	
1,160	1,160	205 (8.1)	103 (4.9)		82 (5.1)	11 (3.6)	10 (6.5)	103 (23.1)		85 (24.6)	5 (8.5)	13 (30.5)	
		227	108		87	11	10	119		101	5	13	
1,161	1,161	(9.0) 232	(5.2) 114		(5.4) 93	(3.6)	(6.5) 10	(26.7)		(29.3)	(8.5)	(30.5)	
1,162	1,162	(9.2)	(5.4)		(5.7)	(3.6)	(6.5)	(26.7)		(29.3)	(8.5)	(30.5)	
1,163	1,163	235 (9.3)	116 (5.6)		96 (5.9)	11 (3.6)	10 (6.5)	119 (26.7)		101 (29.3)	5 (8.5)	13 (30.5)	
		235	116		96	11	10	119		101	5	13	
1,164	1,164	(9.3) 240	(5.6) 116		(5.9) 96	(3.6)	(6.5)	(26.7)		(29.3)	(8.5)	(30.5)	
1,165	1,165	(9.5)	(5.6)		(5.9)	(3.6)	(6.5)	(28.0)		(30.8)	(8.5)	(30.5)	
1,166	1,166	240 (9.5)	116 (5.6)		96 (5.9)	11 (3.6)	10 (6.5)	124 (28.0)		107 (30.8)	5 (8.5)	13 (30.5)	
		240	116		96	11	10	124		107	5	13	
1,167	1,167	(9.5) 246	(5.6) 116		(5.9) 96	(3.6)	(6.5)	(28.0)		(30.8)	(8.5)	(30.5)	
1,168	1,168	(9.7)	(5.6)		(5.9)	(3.6)	(6.5)	(29.2)		(30.8)	(17.9)	(30.5)	
1,169	1,169	246 (9.7)	116 (5.6)		96 (5.9)	11 (3.6)	10 (6.5)	129 (29.2)		107 (30.8)	10 (17.9)	13 (30.5)	
		246	116		96	11	10	129		107	10	13	
1,170	1,170	(9.7) 246	(5.6) 116		(5.9) 96	(3.6)	(6.5) 10	(29.2) 129		(30.8)	(17.9) 10	(30.5)	
1,171	1,171	(9.7)	(5.6)		(5.9)	(3.6)	(6.5)	(29.2)		(30.8)	(17.9)	(30.5)	
1,172	1,172	251 (9.9)	122 (5.8)		101 (6.3)	11 (3.6)	10 (6.5)	129 (29.2)		107 (30.8)	10 (17.9)	13 (30.5)	
1,173	1,173	253 (10.0)	124 (5.9)		101 (6.3)	11 (3.6)	12 (7.8)	129 (29.2)		107 (30.8)	10 (17.9)	13 (30.5)	
1,173	1,173	258	129		101	(3.6)	17	129		107	10	13	
1,174	1,174	(10.2) 274	(6.2) 145		(6.3) 117	(3.6)	(11.2) 17	(29.2) 129		(30.8)	(17.9) 10	(30.5)	
1,175	1,175	(10.9)	(7.0)		(7.3)	(3.6)	(11.2)	(29.2)		(30.8)	10 (17.9)	(30.5)	
4.470	4.470	280	150		122	11	17	129		107	10	13	
1,176	1,176	(11.1) 280	(7.2) 150		(7.6) 122	(3.6)	(11.2)	(29.2)	+	(30.8)	(17.9) 10	(30.5)	
1,177	1,177	(11.1) 283	(7.2) 150		(7.6) 122	(3.6)	(11.2) 17	(29.2)		(30.8)	(17.9) 10	(30.5)	
1,178	1,178	(11.2)	(7.2)		(7.6)	(3.6)	(11.2)	(29.8)		(31.7)	(17.9)	(30.5)	
1,179	1,179	283 (11.2)	150 (7.2)		122 (7.6)	11 (3.6)	17 (11.2)	132 (29.8)		110 (31.7)	10 (17.9)	13 (30.5)	
	1,119	299	156		122	11	23	143	+	110	21	13	
1,180	1,180	(11.8) 299	(7.5) 156		(7.6) 122	(3.6)	(14.7) 23	(32.2)		(31.7)	(36.8)	(30.5)	
1,181	1,181	(11.8)	(7.5)		(7.6)	(3.6)	(14.7)	(32.2)		(31.7)	(36.8)	(30.5)	
1,182	1,182	299 (11.8)	156 (7.5)		122 (7.6)	11 (3.6)	23 (14.7)	143 (32.2)		110 (31.7)	21 (36.8)	13 (30.5)	
		301	156		122	11	23	145		111	21	13	
1,183	1,183	(11.9) 301	(7.5) 156		(7.6) 122	(3.6)	(14.7) 23	(32.7)		(32.2)	(36.8)	(30.5)	
1,184	1,184	(11.9)	(7.5)		(7.6)	(3.6)	(14.7)	(32.7)		(32.2)	(36.8)	(30.5)	
1,185	1,185	308 (12.2)	164 (7.8)		128 (7.9)	13 (4.2)	23 (14.7)	145 (32.7)		(32.2)	21 (36.8)	13 (30.5)	
		308	164		128	13	23	145		111	21	13	
1,186	1,186	(12.2) 317	(7.8) 166		(7.9) 128	(4.2) 16	(14.7) 23	(32.7)		(32.2)	(36.8)	(30.5)	
1,187	1,187	(12.5)	(8.0)		(7.9)	(5.2)	(14.7)	(33.9)		(32.2)	(46.3)	(30.5)	
1,188	1,188	317 (12.5)	166 (8.0)		128 (7.9)	16 (5.2)	23 (14.7)	150 (33.9)		(32.2)	26 (46.3)	13 (30.5)	
		317	166		128	16	23	150		111	26	13	
1,189	1,189	(12.5) 368	(8.0)	11	(7.9) 160	(5.2) 16	(14.7) 23	(33.9) 159		(32.2)	(46.3) 26	(30.5)	
1,190	1,199	(14.6)	(10.0)	(66.7)	(9.9)	(5.2)	(14.7)	(35.8)		(34.8)	(46.3)	(30.5)	
1,200	1,209	449 (17.7)	270 (13.0)	11 (66.7)	216 (13.4)	21 (6.9)	23 (14.7)	178 (40.2)		140 (40.4)	26 (46.3)	13 (30.5)	
	1,209	457	276	11	221	21	23	181		142	26	13	
1,210	1,219	(18.1) 507	(13.2) 314	(66.7) 16	(13.7) 249	(6.9) 26	(14.7)	(40.9) 193		(41.2) 148	(46.3) 26	(30.5)	
1,220	1,229	(20.0)	(15.1)	(100.0)	(15.4)	(8.7)	(14.7)	(43.4)		(42.9)	(46.3)	(43.5)	
1,230	1,239	562 (22.2)	358 (17.2)		293 (18.2)	26 (8.7)	23 (14.7)	204 (45.9)		159 (46.1)	26 (46.3)	18 (43.5)	
		580	371		306	26	23	209		164	26	18	
1,240	1,249	(22.9) 625	(17.8) 406		(19.0) 339	(8.7) 26	(14.7) 25	(47.0)		(47.5) 175	(46.3) 26	(43.5) 18	
1,250	1,259	(24.7)	(19.5)		(21.0)	(8.7)	(15.9)	(49.5)		(50.8)	(46.3)	(43.5)	
· 		682 (27.0)	457 (21.9)		388 (24.1)	26 (8.7)	27 (17.1)	225 (50.7)		181 (52.3)	26 (46.3)	18 (43.5)	
1,260	1,269			1				(50.7)	i i	(52.3)	(40.3)		

				i	1 1		1		11	i	1	1		
1,270	1,279	(27.0)	(22.0)			(24.1)	(9.4)	(17.1)	(50.7)		(52.3)	(46.3)	(43.5)	
		707	476			403	30	27	231		184	29	18	
1,280	1,289	(28.0)	(22.8)			(25.0)	(10.0)	(17.1)	(52.0)		(53.2)	(51.4)	(43.5)	
		742	501			425	33	27	242		194	29	18	
1,290	1,299	(29.4)	(24.0)			(26.4)	(11.0)	(17.1)	(54.5)		(56.3)	(51.4)	(43.5)	
		1,144	849			710	58	65	295		225	42	29	
1,300	1,399	(45.3)	(40.7)			(44.1)	(19.2)	(41.5)	(66.6)		(65.0)	(74.4)	(69.5)	
		1,431	1,098			907	94	81	333		255	44	34	
1,400	1,499	(56.6)	(52.7)			(56.3)	(31.2)	(52.2)	(75.0)		(73.7)	(77.8)	(82.4)	
		1,635	1,282			1,055	111	100	353		269	44	39	
1,500	1,599	(64.7)	(61.5)			(65.5)	(36.9)	(64.4)	(79.5)		(77.9)	(77.8)	(95.4)	
·		1,827	1,451			1,188	135	111	377		291	44	41	
1.600	1.699	(72.3)	(69.6)			(73.7)	(44.9)	(71.6)	(84.9)		(84.2)	(77.8)	(100.0)	
	,	1.968	1,565			1.277	153	120	403		317	44	(/	
1.700	1,799	(77.9)	(75.1)			(79.2)	(50.7)	(76.9)	(90.8)		(91.8)	(77.8)		
1,700	.,,,,,	2.071	1,668			1,346	181	125	403		317	44		
1.800	1,899	(81.9)	(80.1)			(83.5)	(60.2)	(80.3)	(90.8)		(91.8)	(77.8)		
1,000	1,000	2.142	1,734			1.401	186	130	408		317	50		
1.900	1,999	(84.7)	(83.2)			(86.9)	(61.8)	(83.8)	(92.0)		(91.8)	(87.2)		
1,900	1,999	` '	` '			1.612	` '	(63.6)	(92.0)		(91.8)	(67.2)		
		2,528	2,084			,-	301					-		
2,000 月平均賃金額		(100.0) 265,360	(100.0)		204 500	(100.0)	(100.0) 345,599	(100.0) 271.113	(100.0)		(100.0)	(100.0)	179,781	
月平均貝並領 時間当平均賃金額		1.588	274,191 1.624		201,566 1,205	261,877 1,554	2,034	1.597	223,880 1,416		229,015 1.411	224,753 1.499	1,343	
月一人当たり労働時間数		167	169		167	169	171	169	156		161	145	129	
第1・20分位数		1,129	1,161		1,190	1,150	1,187	1,150	1,090		1,088	1,090	1,150	
第1・10分位数		1,173	1,198		1,190	1,200	1,290 1,437	1,174	1,112 1,161		1,101 1,161	1,168	1,150	
第 1 ・ 4 分位数 中位数		1,260 1,437	1,300 1,475		1,190 1,198	1,287 1,453	1,437 1,794	1,358 1,431	1,161 1,261		1,161 1,259	1,180 1,286	1,150 1,393	
中位奴 四分位偏差係数		0.1681	0.1675		0.0159	0.1507	0,2506	0.1520	0.1324		0.1350	0.1194	0.1238	
【上段】	-	累積労働者数	2010			累積構成比	5.2500		, 0.1021	•		21011	2200	

都道府県別「輸送」の特定最低賃金

<u> </u>	I		4+	定最低賃	_			爪任人
都道府県	ランク		特	地域別最低賃金				
		令和 5 年度	令和6年度	令和 6 年度 引上げ額	発効日	令和 5 年度 引上げ額	令和6年度	引上げ額
北海道	В	990	1,040	50	R6.12.1	42	1,010	50
秋田	С	961	1,020	59	R6.12.25	23	951	54
山形	С	961	1,012	51	R6.12.25	42	955	55
福島	В	954	1,005	51	R6.12.21	38	955	55
栃木	В	1,016	1,064	48	R6.12.31	38	1,004	50
群馬	В	1,006	1,056	50	R6.12.28	41	985	50
埼玉	Α	1,055	1,102	47	R6.12.1	42	1,078	50
東京	Α	838	必要性なし	埋没	H24.2.18	-	1,163	50
神奈川	Α	855	申出なし	埋没	H25.3.1	-	1,162	50
富山	В	995	1,035	40	R6.12.27	35	998	50
石川	В	1,000	1,040	40	R6.12.31	29	984	51
山梨	В	971	1,029	58	R7.1.3	10	988	50
岐阜 (航空機)	В	1,031	1,049	18	R6.12.21	40	1,001	51
岐阜 (自動車)	В	1,005	1,057	52	R6.12.21	33	1,001	51
静岡	В	1,028	1,073	45	R6.12.21	33	1,034	50
愛知	Α	1,028	1,081	53	R6.12.16	31	1,077	50
三重	В	1,022	1,047	25	R6.12.21	35	1,023	50
滋賀	В	1,016	1,062	46	R6.12.31	35	1,017	50
京都	В	1,028	1,076	48	R7.1.19	35	1,058	50
大阪	Α	1,068	1,119	51	R6.12.1	70	1,114	50
兵庫	В	1,075	1,126	51	R6.12.1	41	1,052	51
島根	В	970	1,028	58	R6.11.30	19	962	58
岡山 (自動車)	В	991	1,039	48	R6.12.29	35	982	50
岡山 (船舶製造、修理業等)	В	1,041	1,094	53	R6.12.28	38	982	50
広島 (自動車)	В	998	1,048	50	R6.12.31	34	1,020	50
広島 (船舶製造、修理業等)	В	1,030	1,080	50	R7.2.21	31	1,020	50
ЩП	В	1,036	1,088	52	R6.12.15	51	979	51
香川	В	1,041	1,093	52	R7.1.8	38	970	52
愛媛	В	1,015	1,070	55	R6.12.25	30	956	59
福岡	В	1,029	1,081	52	R6.12.10	42	992	
長崎	С	875	必要性なし	埋没	R1.11.29	-	953	55
熊本	С	965	1,019	54	R6.12.15	34	952	
大分	С	951	997	46	R6.12.25	35	954	

山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、山口地方最低賃金審議会専門部会(以下「専門部会」という。) の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事 項について定めるものである。

(会議の招集)

- 第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたとき のほか、山口労働局長又は3分の1以上の専門部会委員(以下「委員」という。) から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により、山口労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも3日前までに、付議 事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山口労働局長に通知するものと する。

ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。

(委員の欠席)

- 第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を 部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会 長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でないものの説明又は 意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第4条の2 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な 措置をとることができる。

(テレビ会議システム)

- 第5条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像 と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができ るシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席 することができる。
- 2 委員は病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その 旨を会長に通知しなければならない。

(議事録)

- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第7条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて 議決を行ったときは、山口地方最低賃金審議会に報告するものとする。 (規程の改廃)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営規程に関し必要な事項は、協議のうえ部会長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年7月3日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年6月22日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年8月8日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年8月8日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規定は、令和5年8月7日から施行する。